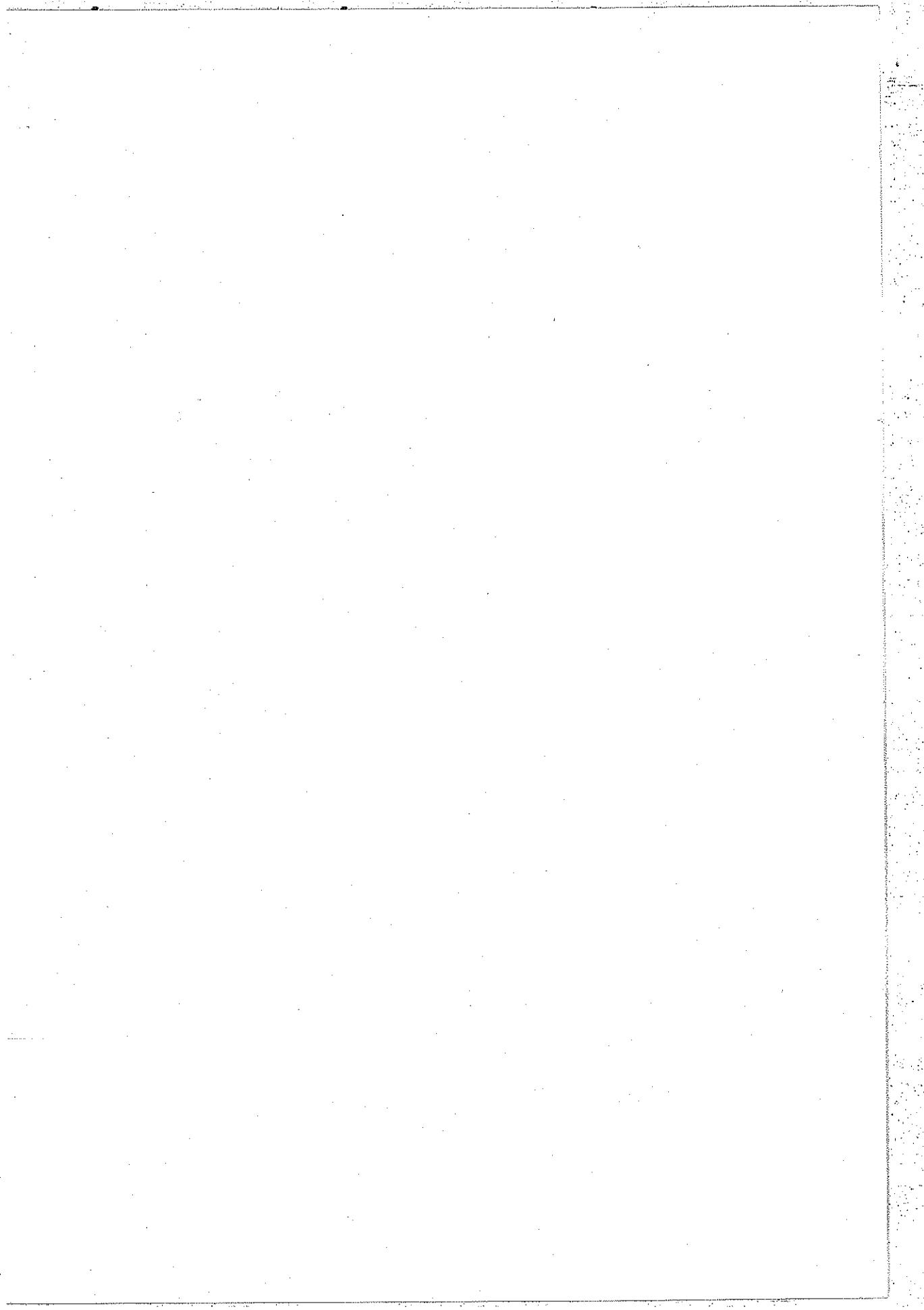


昭和60年 6月18日開会  
昭和60年 6月19日閉会

## 和泉市議会第2回定例会会議録

第 2 号

和 泉 市 議 会



## 和泉市議会第2回定例会会議録目次

昭和60年6月18日(火曜日)第1日目

○出席議員・欠席議員	1 頁
○議事説明員、その他	1 //
○議事日程	3 //
○開会宣告(午前10時00分)	3 //
○市長開会あいさつ	5 //
○日程第1 会議録署名議員の指名について(貝渕博治・大谷昌幸・松尾孝明)	6 //
○日程第2 会期の決定について(6月18日~6月21日 4日間)	6 //
○日程第3 一般質問について	6 //
1番に 13番 大谷昌幸君	6 //
2番に 19番 原重樹君	10 //
3番に 17番 西村慎太郎君	28 //
4番に 5番 赤阪和見君	42 //
○散会宣言(午後2時43分)	51 //

昭和60年6月19日(水曜日)最終日

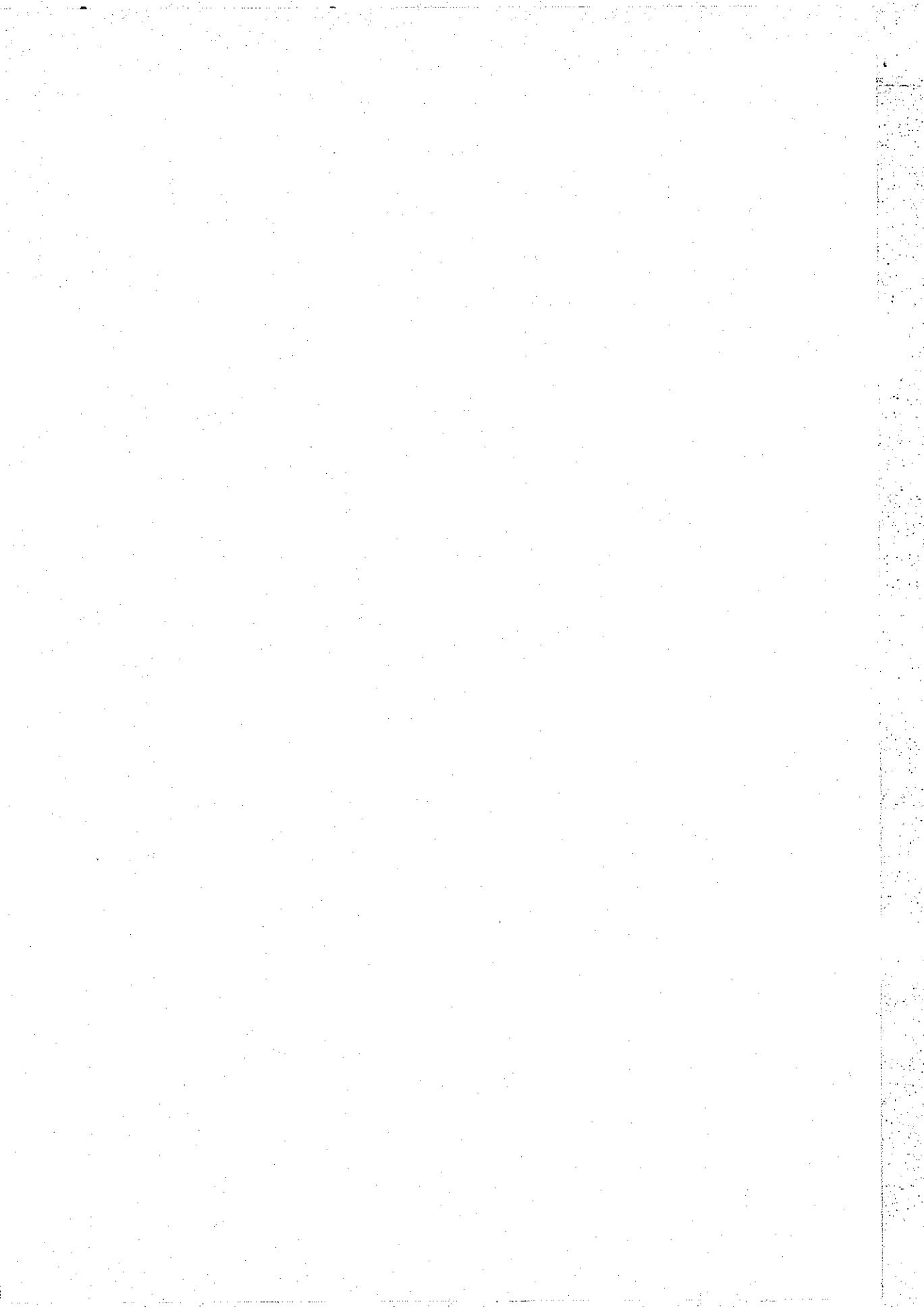
○出席議員、欠席議員	53 頁
○議事説明員、その他	53 //
○議事日程	55 //
○開会宣言(午前10時00分)	56 //
○日程第1 例月出納検査結果報告(収入役扱 昭和59年12月分)	
○日程第2 例月出納検査結果報告(水道部企業出納員扱 昭和59年12月分)	
○日程第3 例月出納検査結果報告(市立病院企業出納員扱 昭和59年12月分)	
○日程第4 例月出納検査結果報告(収入役扱 昭和60年1月分)	
○日程第5 例月出納検査結果報告(水道部企業出納員扱 昭和60年1月分)	
○日程第6 例月出納検査結果報告(市立病院企業出納員扱 昭和60年1月分)	
○日程第7 例月出納検査結果報告(収入役扱 昭和60年2月分)	
○日程第8 例月出納検査結果報告(水道部企業出納員扱 昭和60年2月分)	
○日程第9 例月出納検査結果報告(市立病院企業出納員扱 昭和60年2月分)	

一括

67頁  
} 61頁

○ 日程第 10 定期監査（昭和 59 年度第 2 次分）結果報告	61 頁
○ 日程第 11 和泉市土地開発公社昭和 59 事業年度決算書類の提出について	62 //
○ 日程第 12 財団法人和泉市商工業振興会昭和 59 事業年度決算書類の提出について	一括
○ 日程第 13 財団法人和泉市商工業振興会昭和 60 事業年度事業計画書類の提出について	72 頁
○ 日程第 14 財団法人和泉市文化振興財団昭和 59 事業年度決算書類の提出について	一括
○ 日程第 15 財団法人和泉市文化振興財団昭和 60 事業年度事業計画書類の提出について	80~ 81 頁
○ 日程第 16 財団法人和泉市公共施設管理公社昭和 59 事業年度決算書類の提出について	一括
○ 日程第 17 財団法人和泉市公共施設管理公社昭和 60 事業年度事業計画書類の提出について	84 頁
○ 日程第 18 専決処分の承認を求ることについて（和泉市税条例の一部改正）	87 頁
○ 日程第 19 専決処分の承認を求ることについて （昭和 59 年度和泉市一般会計補正予算（第 5 号））	88 //
○ 日程第 20 専決処分の承認を求ることについて （昭和 59 年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号））	103 //
○ 日程第 21 昭和 59 年度和泉市一般会計予算線越明許費線越計算書について	106 //
○ 日程第 22 昭和 59 年度和泉市公共下水道事業特別会計予算線越明許費線越計算書について	108 //
○ 日程第 23 町の区域の変更について	110 //
○ 日程第 24 財産処分について（内田財産区財産（ため池）の売却）	一括
○ 日程第 25 財産処分について（内田財産区財産（ため池）の売却）	112~ 113 頁
○ 日程第 26 財産処分について（唐国・内田財産区財産（ため池）の売却）	
○ 日程第 27 名誉市民の推薦について	116 //
○ 日程第 28 和泉市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例制定について	118 //
○ 日程第 29 和泉市立市民会館条例の一部を改正する条例制定について	132 //
○ 日程第 30 昭和 60 年 6 月に支給する期末手当の額の特例に関する条例制定について	143 //
○ 日程第 31 昭和 60 年度和泉市一般会計補正予算（第 1 号）	145 //
○ 日程第 32 昭和 60 年度和泉市老人保健事業特別会計補正予算（第 1 号）	152 //
○ 日程第 33 昭和 60 年度和泉市水道事業会計補正予算（第 1 号）	154 //
○ 日程第 34 昭和 60 年度和泉市病院事業会計補正予算（第 1 号）	156 //
○ 日程第 35 国庫補助削減による地方負担転嫁反対・地方財政危機打開に関する 要望決議	158 //
○ 日程第 36 部落解放基本法の制定に関する要望決議	159 //
○ 日程第 37 「地域改善対策特別措置法」残期間における同和対策事業と「法期限切れ後」 の同和対策措置に関する意見書	162 //
○ 閉会宣言（午後 4 時 50 分）	165 //
○ 市長閉会あいさつ	165 //
○ 議長閉会あいさつ	165 //

第一日



昭和60年6月18日午前10時和泉市議会第2回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番	飯坂楠次君	16番	天堀博君
2番	奥村圭一郎君	17番	西村慎太郎君
3番	田中昭一君	18番	勝部津喜枝君
5番	赤阪和見君	19番	原重樹君
6番	藤原正通君	20番	坂口敏彦君
7番	穴瀬克己君	21番	若浜記久男君
8番	並河道雄君	22番	西口秀光君
9番	竹内修一君	23番	柳瀬美樹君
10番	仁井明君	25番	成田秀益君
11番	竹下義章君	26番	池辺秀夫君
12番	貝渕博治君	27番	金谷衛君
13番	大谷昌幸君	28番	出原平男君
15番	松尾孝明君	29番	田中包治君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

市長	池田忠雄	同和対策部長	橋本昭夫
助役	坂口禮之助	同和対策部理事兼解放総合センター所長事務取扱	生田稔
収入役	中塚白	同和対策部次長兼総合調整課長事務取扱	向井洋
市長公室長	杉本弘文	福祉事務所長	川鉄也
市長公室理事	神藤恒治	福祉事務所次長	宅臣清
市長公室企画室長	稻田順三	産業部長	野逢一郎
市長公室次長兼人事課長事務取扱	森利治	産業部次長	上好美
秘書課長	井阪和充	市民生活部長	木青助
総務部長	麻生和義	市民生活部次長兼保険年金課長事務取扱	原隆介
総務部理事	大塚孝之	建設部長	浅井実
総務部次長	吉田日出男	建設部理事	兼子
財政課長	阪豊光	建設部次長	堀宏行

備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

和泉市嘱託速記十 中野満男

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長 北野敦雄  
参事官 河原茂隆  
主任幹事 大中保一  
係長 佐土谷茂一

本日の議事日程は次のとおりである。

昭和 60 年和泉市議会第 2 回定例会議事日程

(6月18日)

日 程	種別及び番号	件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名について	
2		会期の決定について	
3		一般質問について	

(午前 10 時開議)

○ 議長(柳瀬美樹君) おはようございます。大変長らくお待たせいたしました。議員の皆さんには、公私何かとお忙しいところ御出席賜りまして、まことにありがとうございます。会議に入る前に御報告をいたします。

去る 5 月 29 日、東京都で開催された第 61 回全国市議会議長会において、当市では議長 4 年表彰に池辺秀夫議員さん、永年勤続 20 年表彰に貝渕博治議員さん、成田秀益議員さん、不肖私 柳瀬美樹の 4 名が表彰を受けました。その表彰状並びに記念品等の伝達は過日、受賞のお祝いを申し上げて参りました。

なお、全国議長会の会議に提案されました諸議案は、別紙のとおり印刷・配付させていただきましたが、全議案を満場一致で可決いたしましたので、御了承賜りますようお願いいたします。

# 第61回 定期総会議案

## I 会長提出議案

1. 地方行革に関する決議(案)
2. 国民健康保険財政に関する決議(案)
3. 全国市議会議長会会則一部改正(案)
4. 全国市議会議長会会則施行規則一部改正(案)

## II 部会提出議案

1. 地方財政対策の強化について	北信越部会
2. 地方財政対策の充実強化について	四国部会
3. 国庫補助負担率の復元措置ならびに地方財源の充実強化について	九州部会
4. 国庫補助負担率の一率削減に関する要望	中国部会
5. 特別地方交付税の早期交付について	東海部会
6. 議会運営委員会設置の法制化について	四国部会
7. 国民健康保険事業の国庫負担金の確保に関する要望	近畿部会
8. 国民健康保険事業における国庫支出金等の充実強化について	中国部会
9. 国民健康保険財政の健全化について	四国部会
10. 国民健康保険制度の充実改善について	九州部会
11. 保育料徴収基準額の引上率の抑制及び措置費の改定について	北信越部会
12. ろうあ者世帯に対するミニファックス付加使用料の負担軽減について要望	近畿部会
13. 国立病院・療養所の整理・統廃合に反対し、同病院・療養所の充実・強化について	北海道部会
14. 雇用の安定と地元住民本位の公共事業拡大並びに季節労働者給付金制度の延長、改善等について	北海道部会
15. 老朽危険校舎の改築基準点引き上げ措置の恒久化について	東北部会
16. 昭和60年度畜産・酪農政策・価格等について	中国部会
17. 木材需要の低迷に伴う需要拡大のための施策について	九州部会
18. 水産業の振興対策の推進について	東北部会
19. 緊急地方道路整備事業に対する財源措置について	北海道部会
20. 下水道事業の整備促進及び財源措置について	北信越部会
21. 下水道事業の促進について	東海部会
22. 公営住宅入居者の収入基準の引き上げについて	関東部会
23. 雪対策関係制度の充実について	東北部会
24. 廃乾電池の適正な処理対策について	東海部会

○ 議長（柳瀬美樹君） それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長から報告させます。

（市会事務局長報告）

○ 市会事務局長（北野敦雄君） 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは24名でございます。欠席並びに遅刻の届け出の議員さんはございません。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思います。現在、24名でございます。

○ 議長（柳瀬美樹君） ただいまの報告どおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより昭和60年第2回定例会を開会いたします。

なお、本日の会議に出席を求めた者の氏名及び議事日程は、お手元に印刷・配付しておるところでありますので、よろしく御了承賜りたいと存じます。

○ 議長（柳瀬美樹君） この際、市長のあいさつを願います。

（市長登壇、あいさつ）

○ 市長（池田忠雄君） 一言、ごあいさつを申し上げます。

本日、ここに昭和60年第2回定例会をお願いを申し上げましたところ、議員皆様方には、公私何かと御繁忙の折にもかかわりませず御出席をいただきまして、ただいま議会が成立いたしましたことを衷心より厚く御礼を申し上げる次第でございます。

本定例会におきまして御提案を申し上げます議案は、「町の区域の変更について」外6件、報告12件、監査報告10件でございます。議案の内容につきましては、別途、御説明をさせていただきますが、何とぞよろしく御議決、御承認をくださいますよう、お願いを申し上げる次第でございます。

また先ほど、議員さんから御報告がございましたように、全国議長会より表彰を受けられました柳瀬美樹議長さん、貝渕博治議員さん、成田秀益議員さん、池辺秀夫議員さんのお四方には、長年にわたりまして和泉市政発展のために御尽力をいただき深く敬意を表しますとともに、御受賞を心からお祝いを申し上げ、今後ますますの御健康と御多幸をお祈り申し上げる次第でございます。

以上、はなはだ簡単でございますが、開会に当たりましてのあいさつといたします。何とぞよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 市長のあいさつが終わりました。

日程審議に入る前に、広報広聴課長から市政要覧を初め各種市政紹介冊子の作成のため、議場風景の写真撮影の願い出がありましたので、これを許可いたします。

それでは、日程審議に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名について」を行います。

本件につきましては、会議規則第103条の規定に基づき、12番・貝渕博治君、13番・

大谷昌幸君、15番・松尾孝明君、以上、3名を指名いたします。

○ 議長（柳瀬美樹君） 日程第2「会期の決定について」をお諮りいたします。

本定例会の会期は、先の議会運営委員会の決定に基づき、本日から6月21日までの4日間  
といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から6月21日までの4日間  
と決定いたします。

#### 一般質問発言者及び発言の要旨（昭和60年6月第2回定例会）

発言順・議席番号・発言者・発言の要旨

① 13番 大谷昌幸 議員

1. 学校教育について

② 19番 原重樹 議員

1. コスモポリス構想について

2. 道路問題について

3. ゴミ問題について

4. 遺跡等資料館について

③ 17番 西村慎太郎 議員

1. 地方行革について

④ 5番 赤阪和見 議員

1. 雇用促進事業団地水道料金徴収について

2. 市民サービスについて（市民の知る権利と申告の義務市行政の知らせる義務）

3. 中央丘陵開発計画と今後について

○ 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第3「一般質問について」を行います。

それでは、13番・大谷昌幸君。

（大谷昌幸君登壇）

○ 13番（大谷昌幸君） 学校教育について2、3点、お伺いしたいと思うんですが、少しひ

ライバートな問題も関係しますし、私としましては、むしろ一般質問でいろんなことをただすというよりは、いろいろと学校教育の現場の立場に立ってお願ひしたい、かように思っておりますので、議長さん初め議員各位の皆様方には、さよう御理解賜りますようよろしくお願ひいたします。

3月31日と申しますか、新年度の初めに当たりまして、当市の機構改革が大幅になされました。それに付随、関連いたしまして教育委員会の機構改革もなされまして、かねてからお願ひをしておりましたように、教育委員会の中で最大のシェアといいますか、部門を占めます学校教育についての指導部が独立され、また、一般の社会人の教育活動あるいは生涯教育についてのいろんな視点より助けをなすと言いますか、補助的な役目をされる社会教育部が独立し、一応、和泉市教育委員会としての機構が確立されたように思います。

ただし、その中で一番大きなウェートを占めております学校教育の中で教職員課、すなわち当市の教職員は、去る5月1日の学校統計の集計表を見ますと、小学校で551名、中学校に384名、計935名という非常に多数の教職員を抱えているにかかりませず、教職員課というものが設けられていない。ただ、市の規模といたしまして中規模で、つくるには少し人数が足りない感じもするわけですが、この教職員課が設けられていない関係上、これが今度の機構改革の部署別を見ますと、管理部の学事課の中に含まれているように思うわけです。しかしながら、教職員という立場から考えて見ますと、この行政的な役割をなされている皆さん方と非常に立場が違うように感じるわけでございます。したがいまして、この教職員の人事をやっていくにつきましては、十分に現場の先生方の意見が聴取され、それがまた、反映されなければいけないとかねてから考えるものでございます。

また、4月1日の新年度の発足に当たりまして、新設小学校が1校増えましたし、また、3月31日付をもって10名に余る校長先生が退職されました。したがいまして、新任の校長及び教頭先生が11名ほど任命されました。この先生方は、各19の小学校と9つの中学校に配属されておるわけでございますけれども、私のちょっと感じるところによりますと、どうも小学校にお勤めになっておられますけれども、小学校の経歴をそう豊かに持っておられないと思えるような先生もあるわけです。もちろん、管理職の校長、教頭さんとして人格的には十分な方だと思いますけれども、私どもは小学校教育の立場なり現場を見て考えた場合、やはり現場を体験された先生方の方がえんじんなからうかとも感じるわけです。

そういうことも含めまして、私の一般質問の要旨を御理解いただけたと思うわけです。御答弁というよりは、それにつきまして市のお考えをお聞かせいただけたら結構ですし、それにつきましては、また、自席より再質問あるいは先ほど言いましたようにお願ひもしてまいりたい

と思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○ 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁

○ 管理部次長（鹿島賢昌君） お答えいたします。

1つは、教職員課の問題でございます。先生、御承知のように、今年の3月31日までは、教職員の人事は、学校教育課の学事係で担当しておりました。今年の4月からは、管理部学事課学事係で担当いたしております。教職員人事の現場の意見云々という問題でございますが、十分生かしていく必要があるように思います。もちろん、教職員人事につきましては、人事の基本方針に基づいて、現場の責任者とヒアリングを行っているところでございますが、現場の意見を十分尊重していくという考え方でございます。

それから、3つ目の新設校を含む11名の校長の問題でございます。小学校の豊かな経験を持った人が余りいないのではないかという御質問でございます。管理職につきましては先生も御承知のように、年限を問わず、優れた人を選んでいくという大阪府及び市教委の方針がございますので、ひとつよろしく御理解賜りたいと存じます。

○ 13番（大谷昌幸君） それにつきまして、普段の先生方が出産あるいは病気等で代わりの臨時教師さんも要るとかにつきましては、先ほど御説明がありましたように、学事課の方で面倒を見ていたけたら幸いじゃないかと思います。しかしながら、年度末の先生方の異動、これはどうしても一応、年限は切られているようにお聞きしておりますが、やはり慣れた学校、いろんな人間関係を考えた場合、あながち何年たっているからその先生をどこそこへ異動するということは、十分にお考えいただかなければいけないかと思うわけです。

特に、校長、教頭につきましては、官庁の機構と違って生徒数が何人おりましても、たとえば最大と言われる堺市の学校がありますが、生徒数が2,000余、学級数が60何箇あっても、校長は1人、教頭も1人あります。また、山間部の生徒数が10数人のミニの学校であっても、教頭、校長は1人ずつおられるという状態ですので、校長や教頭の任務は大変重いということは御理解のとおりであります。

校長、教頭は、一般家庭で申しますと主人とその妻、子供から申しまして父であり母であるというふうに思うわけです。したがいまして、この校長、教頭の仲がうまくいってこそ、その学校運営は円滑に改善していくと思いますけれども、その仲がもしもまずい、いわゆる不仲というようなことが起これば、その学校にいる生徒・児童ほど不幸なものはないと思います。そういうことは当市においてはないと私は思いますけれども、今後におきましては、十分にその点はお考えいただきたいと思うわけです。

それにつきまして小学校というものは、すでに昭和22年に学制改革がなされて約40年で

す。すでに新制度の教育を受けて卒業された方々が50歳になられまして、この議場の中でも相当の方、半数以上が新制の教育を受けてこられたと思います。昭和22年に小学校と中学校が分離されたということは、われわれ、また皆さん方が自分の子供のころから考えまして、12、3歳になってくると、男女とも人間の体の内部構造が変わってくるわけです。いわゆる性的なものが起こってきます。したがいまして、これはおのずからその教育される場を別にすることが行われたわけなんです。また現在、臨教審でも言われておりますし、過日、答申と言うんですか、正式な言葉はよう覚えてない恥ずかしい話ですが、一応、いままでの結果が報告されました。その中を見ましても、小学校と中学校を一貫教育にするということは一言もありません。むしろ中学校と高等学校を一貫教育、6年制の学校をつくろうということが大きな部分を占めています。これとてもやはり生徒及び人間の人格形成その他また、いろんな頭脳及び体位の発育から考えて、最も適切であるということが十分に認識されている証左ではなかろうかと思うわけです。

そういうふうにおのずから教育の場というものが違ってくるわけです。むしろ、小学校は幼稚園と合わせてもええやないかと私どもは考えるわけです。したがいまして、先進国ほど幼稚園、小学校を含めた幼児教育は、女の先生方に委ねられている。女の方は、どうしても物事を理論的よりは感情的に考える方が多い。そして、中学校以上になると、子供も理論的なことがわかってくる。その中にありますて、教育に当たられる先生方の態度もおのずから変わってくるわけです。小学校の先生方でしたら、1週間30時間、ぶっ続けで5年、6年でしたらやらないでいかんわけです。そして、自分が受け持っている時間以外のものはごくわずかしかない。常に子供とともに教育しなければならない。しかし、中学校は選択教育ですから、せいぜい1週間20時間ぐらい全く授業のない日もあり、そのかわりに自分の研修日ということもあります。そういうことから先生方のオーバーワークと言いますか、やはり小学校の先生方に非常に重いものがあると思います。そういう点を十分御理解いただきたいと思います。

今度の人事で各校の中にも、中学校を体験された先生で免許証を持っているからといって小学校の教頭なりをされている方もたくさんあると思いますが、その先生方はりっぱにやっていただいてます。しかし、今後を考えれば、やはり小学校の先生方も、希望がなければ先生としての勤めはできませんが、女性の先生方にも、りっぱな管理職としての努めをなされている先生方もたくさんあるやにお見受けしております。そういうことを踏まえまして今後、管理職の人選につきましては、わずか数十人ですか、835名の中で現在の校長さんが29人、教頭さんが29人、合わせて58人、7分の1ぐらいしか管理職として登用されない。この教育現場を十分に認識いただきまして、今後、小学校の先生方の中からもたくさんの管理職、し

かも、御婦人の先生の中からも管理職を選んでいただきますよう御理解をお願いいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次に、19番・原 重樹君。

（原 重樹登壇）

○ 19番（原 重樹君） 通告に従いまして、一般質問を行います。

まず最初に、コスモポリス構想についてですけれども、現在、関西新空港の動きに伴いまして泉州各自治体がいろんな動きや、また、開発等の構想が盛んに言われておる折ですけれども、このコスモポリス構想は、新空港なしでは考えられない構想であるわけです。当市もこの先端技術産業誘致構想について一定の予算を付けて取り組んでおり、また、先日も産業立地の推進協議会発足の講演がされたところであります。新聞報道などを見ましても、このコスモポリス構想がかなり動き出しているように思われます。

そこで、きょうは基本的な観点につきましては質問をさせていただきます。

まず、1番目に、現在の進捗状況はどうなっているのか。そして、同時に今後、どのような日程を進めていくのか、この点をお聞かせ願います。

2番目には、この構想を進める意義というか、当市に対するメリットなどを含めまして基本的な考え方をお伺いをいたします。

3番目に、地域的にも中央丘陵開発続きということであり、環境面ではどうなのか。特に農業振興地域ということもあるうかと思いますので、農業の問題、そして、緑の問題、公害の問題など基本的な考え方をお示しくださるようお願いいたします。

続きまして、道路問題についてです。現在、和泉市内において新空港や中央丘陵開発によりまして多くの道路が計画されておりますが、建設計画が進んでおり、しかも、住民への影響が大きいと考えます近畿自動車道と泉州山手線などにつきまして質問をさせていただきます。

まず、近道、そして泉山線の進捗状況と今後の日程。

そして、2つ目には、この道路建設で一番住民が心配するのは、やはり公害問題だろうと思ひます。現時点では、アセスメントなどをどの程度検討されているのか、お答え願います。

3つ目には、市民にとりましては、設計というか、構造物もわからないし、影響などについて何も知らされていないわけで、それだけに不安も大きいわけです。今後の市民、特に地元への説明という点ではどうしようとしているのか。市、府、公団なりで予定されているのかどうか。

そして、4番目には、近道に伴いまして信太山演習場内へのへた地の部分ができます。これはどの程度の広さになるのか。そして、この部分についての計画の予定はどうなっているのか。

市として払い下げ等の要望はしているのかどうか、お聞かせ願います。

次に、ごみの問題についてです。5月に大阪湾広域臨海環境整備センターからフェニックス計画のアセスメントの準備書なるものが提出されました。これによると、環境に与える影響はいずれも軽微、少なく、この計画にいわゆるゴーサインを出したのですが、住民はこれに対して反発し、海の汚染や騒音、大気汚染、悪臭などに不安を抱いておるという新聞報道等もされております。当市の場合、地元市である泉大津市や高石、そして、積み出し基地となる堺市や淀川のようにはならないと思いますが、条件が違うわけですけれども、市としてどのような認識をフェニックス計画にしているのか。

そこでまず、第1点に、ダンプなどの通過の可能性はどうなのか。当市にとっての環境面に与える影響はどう考えているのか、お聞かせ願います。

2つ目には、計画を見ますと、昭和64年から69年までの6年間しか埋め立てをしないようになっておりますが、端的に言いまして、もっと延びないのかというのが卒直な疑問であります。その点でこの計画自身がどうなっているのかという点、わかればお聞かせ願いたいと思います。

3番目に、財政面においてですが、和泉市がこのフェニックス計画に出資している額は幾らなのか。同時に泉北環境での処理代と比べてどのようになるのか、お聞かせを願いたいと思います。

そして、ごみのもう1つの問題は、以前からわれわれが議会でも主張しております不燃物の収集問題でございますけれども、請願等も審議中ですので簡単にお聞かせ願います。

広報で収集の表を見ますと、9月までは40日ベースで市民に知らされております。3月議会の委員会では、たしか6カ月以内に月1回のベースにしたいという答えもいただいているわけですが、その後、この問題はどうなっているのか、簡潔にお答えを願います。

4番目の遺跡など資料館についてであります。この問題につきましては、予算委員会の折にも池上首根遺跡に関連して資料館の建設について答弁をいただいたところであります。それによりますと、当市の所有している水道部の土地を府に買い上げてもらいそこに府立の資料館を、ということで府の予算で調査費100万円も付いているということでございますが、教育委員会として、この府の構想に対して実際、説明を受けているのかどうか、あるいは当市から何らかの行動をし、意見をあげているのかどうか。また、市内の文化財や遺跡の施設に対する現時点での基本的な考え方も合わせてお答えを願います。

以上でございますけれども、非常に大きい内容の質問ですので、答弁はなるべく簡潔にお願いしたいと思います。答弁のいかんによりましては、時間延長もひとつよろしくお願ひいたし

ます。自席での再質問の権利を留保して終わります。

- 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。
- 市長公室企画室長（稻田順三君） それでは、コスモポリス構想につきましてお答え申し上げます。

このコスモポリス構想につきましては、去る3月議会の御質問の中でも若干、御説明を申し上げたとおりでございます。まず、大阪府の総合計画及び和泉市総合計画の中でのうたわれておる環境文化エリアの調査研究を昭和59年度より春木久井地区の近畿自動車道和歌山線沿いの丘陵地域に先端技術産業を含む産業団地の立地について検討を進めてまいったところでございます。先日、一定の調査報告書もでき上がってまいったところでございます。本調査の内容につきましては、計画区域の自然的条件、社会条件など法規制の調査促進、土地利用計画、採算性などを検討してまいったところでございます。60年度も引き続き大阪府の協力を得ながら前年度に調査できなかった、たとえば埋蔵文化財問題、地質調査、それから、事業手法及び事業主体等の調査検討をしてまいりたいと考えております。

次に、今後のスケジュールの問題でございますけれども、いろいろな調査がまだ必要とされています。今後、これらの調査の結果を得た後、具体的な事柄につきまして順次、御報告申し上げてまいりたいと考えております。当区の計画の産業文化エリア開発の時期につきましては、地域整備の基盤ができる、たとえば近畿自動車道和歌山線の開通問題とか、大阪外環状線開通、空港開港と相まってその立地の促進を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

それから、本市にとってのメリットの問題でございますけれども、現在、本市産業は御承知のように、繊維産業及び人造真珠を中心でございます。しかしながら、繊維産業は2度にわたるオイルショック等から構造不況下にあるわけでございます。今後、本市にとって繊維産業や人造真珠工業を始めとした地場産業の高度化を図ってまいるとともに、地場産業への活性効果をもたらす先端技術産業を含む新規産業の導入を図れるものであろうと考えます。また、地域住民への雇用促進も図れるものと、われわれは期待しているところでございます。

次に、本計画における農業振興問題でございますけれども、本計画区域内の現況は、全体面積で約110ヘクタール（約33万坪）、果樹園を含む農地は58ヘクタール、55%、竹林を含む山林が37ヘクタール、35%、その他ため池等15ヘクタール、10%などがございます。本市の農業基盤はきわめて弱く、後継者難といういろんな課題を抱えているところでございます。今後、本計画の具体化と相まって農業振興策につきまして関係機関と十分協議をし、その方策を検討してまいりたい、このように考えているところでございます。

次に、緑の問題でございますが現在、調査報告書ができ上がってまいりました。それによりますと、開発基本方針では、周辺地域への影響を十分考慮した、緑に覆われた先端技術及び情報産業等が集積する団地を形成してまいりたいと、このように考えているところでございます。

環境問題でございますが、昭和59年4月1日に制定されました大阪府の環境アセスメントの基準に適合するよう、十分その配慮に努めてまいりたいと考えている次第でございます。

簡単でございますが、以上でございます。

- 19番(原 重樹君) 1つづついきます。まず、日程等の問題というか、60年度はいろんな調査をしていって報告、近道等も含めて実施するということになるわけでございますが、1つは、これは確かめておきたいんですが、結局、コスマボリス構想というのは、いま、和泉市も含めて3市が立候補しているんですが、これは基本的に申し上げますと、3市で1つを争うようなものではない。つまり、その指定をされたら突っ走っていくものではないんだと思っております。どういうことかと言いましたら、和泉市がこれをやっていく、いかないは、和泉市の独自の判断でしていくものだというふうに思っているんです。というのは、競争となりますと、すでにうちちはやるんや、というゴーサインみたいになりますから、その辺での見解を基本的にお伺いをしておきたい。

それから、よくわからないわけですが、通産省などがやっているテクノボリス構想というのがありますか、その辺との違い。関連があると僕は思いますが、その辺について、説明をしていただきたいと思います。

それと、メリットのところでいろいろ答弁がございましたが、1つは、農業問題では、農業振興地域ということで現在、実際にはいろいろ投資をしてきてていると思うんです。道路問題も含めてね。たしか60年度の予算もそうですが、しいたけなんかの栽培で1,000万円近く、正確な額は忘れましたが、それなりに一生懸命投資してきております。その辺での兼ね合いでですね。この構想でストンとだめになることもありますので、もう一度、その辺の問題についてお聞かせ願いたいと思います。

それとあと1つは、産業誘致ということですので、このメリットという意味ではよくわからないところがあるんですが、端的な質問として、子供服団地ができましたね。いまの時点で子供服団地は大分住宅地に変貌しつつありますが、どのように評価しているのか。参考までに聞かせておいていただきたいと思います。

以上です。

- 市長公室企画室長(稻田順三君) まず初めに、基本的な開発問題でございますが、いろいろ3市が名乗りを上げている中から1市だけを選択するということにはならない。条件が整う

中でその市、その市が独自にやっていく。当然、大阪府と協議を重ねる中でいろいろな方策を立てていくという考え方でございます。

それから、テクノポリスとの関係でございますが、先生、御承知のとおり、テクノポリス構想につきましては、これはあくまでテクノポリス法という法律に基づきまして実施されているところでございます。現在のコスモポリス構想は、大阪府の総合計画に基づく先端産業誘致の構想を大阪工業会に委託し、現在、その工業会からコスモポリス構想が打ち出された段階で、正式に法的に裏づけされたものではございません。御了解賜りたいと思います。

次に、農業振興問題でございますが、先に御指摘の点はあります。中央丘陵を初めとした農業振興地域が現存していることは事実でございます。それにかわるべき何らかの方策を当然、市の農林課、大阪府の農林部と十分協議を重ね、農業振興の妨げにならないよう配慮していただき、このように考えております。

それから、子供服団地の件につきましては、確かに現在、いろんな問題点を抱えていることは事実でございます。そのようにならないよう、われわれとしては全力を挙げてコスモポリス構想の促進と、もちろんの後に問題を残すことのないように取り組んでまいりたいと考えております。

- 19番（原 重樹君） 日程問題でいけば、大阪府と協議して、ということですが、もう1回くどいようですが、調査報告書もできてやっているわけですが、実際、ゴーサインではないということですね。その確認だけ。

- 市長公室企画室長（稻田順三君） 先生、御指摘のとおりでございます。

- 19番（原 重樹君） それと、もう1点お聞かせを願いたいのは、最初に御説明になったときに、結局、大阪府の総合計画あるいは和泉市の総合計画の中でこのコスモポリス構想が出てきたということをおっしゃっておりますが、実際に私がわざわざメリットということで聞いたのは、なぜ企業誘致なのかです。もちろん、機構の問題がありますが、実は、これは和泉市の総合計画策定のための市民アンケート調査報告書というのですが、そこで「産業振興について」というアンケートをしています。その中では、企業誘致の促進は全体の12.8%、あと地場産業の振興が29.8%、中小企業の経営基盤の充実22.5%、合わせて50数%、ほかに商業の振興とかもありますが、こういうアンケートからしても、実際、企業誘致云々が市民の必ずしも総意になってない。

先ほど地場産業の高度化とか言われましたが、果たして先端産業が織維業界にどんな活性化を与えるのか、非常に現実的な疑問点が出てくると思います。先端産業そのものはよくてこうなってくるが、果たして織維との比較で言えば、それが活性化になるかどうか、非常に疑問点

が出てくると思います。その辺では、総合計画云々といつても、それだけではいけないんじゃないかと思います。その辺について、市長さんから基本的な観点での見解を伺っておきたいと、もう1つ、細かい点ですが、財政的な問題はどうなってくるのか、ということが重要なポイントやと思います。調査報告書なりでも結構ですが、どういうふうになるのか、簡単にお話いただきたい。市に与える影響という点でもお聞かせ願いたいと思います。

○ 議長（柳瀬美樹君） 市長答弁。

○ 市長（池田忠雄君） 企画室長からいろいろお答えいたしておりますが、原議員さんから市長の見解を、ということですので端的にお答え申し上げ、議員皆様方の御理解と今後の一層の御支援を相賜りたい、このような気持ちでお答えさせていただきます。

先ほどから御答弁をいたしておりますとおり、中央丘陵整備によります都市基盤が、これから10年の間に大きく和泉市の中で関連公共投資、泉北鉄道の1駅延伸を基軸といたしまして、いろんな道路網も完備をしてまいる見通しに相なっていくわけでございます。空港関連で申し上げましたならば御案内のとおり、近畿自動車道和歌山線が本市を横断いたしまして空港に直結してまいり、こういう見通しに相なっておりますのでござります。インターに乗りましたならば、空港まで約20分という至近距離に本市の都市基盤が整備されていく、あるいは山間部ではいま、外環状線が買収、築造ということでこれから促進されてまいります。文字どおり、本市の山間部における都市基盤が、国の機関である公団あるいは大阪府の全面的な御支援の中いろいろ整備されていくわけでございまして、これは本市独自の構想であります。そこに関西国際空港が67年に一番機が飛ぶという、文字どおり、泉州における国際化の窓口ができる、こういうことをインパクトにさせていただきたい。

従来、和泉市が企業誘致を図ろうといたしましたが、都市基盤が整備されていない。すなわち鉄道や道路がないと、どこの企業も和泉市にはまらないのが現状であります。こういう大きなうねりの中で、ぜひとも大阪府の計画あるいは本市が想定しております「活力あるにんげん都市いすみ」という基本構想に基づくならば、やはり調和のある郷土の発展を期していくしかなければならないと思っております。地場産業は御案内のとおり、繊維産業はいま、非常にしんどい現状であります。また、人造真珠産業とてもいま、世界の中で市場の開拓を行いつつ息をしている現状であります。この中で、付加価値の高い先端産業を本市に導入することによりまして、本市の飛躍的な発展が期せられると存じております。都市基盤が整備されず、鉄道、道路がなかったら幾ら力説しても企業はきませんし、先端産業もまいりません。本市の中央丘陵構想と相まって、あるいは空港関連と相まって先端産業を誘致していく中、郷土の活性化を図ってまいりたいというのが、私たちの願いであるわけでございます。その意味合いでひとつ

御理解をいただきたいと存する次第でございます。

その意味からも、このコスモポリス構想に3市が名乗りを上げておりますが、1つに来て、あの2つに来ないという問題でもなかろうとは存じますけれども、争奪戦ということではなく、やはり本市独自の構想あるいは府との協議あるいは民間活力にも大きく御協力いただき導入を図ってまいらなければ、和泉市の力だけでは、先端産業の誘致は非常に難しいものだと考えております。府、市、そして大阪工業会を中心とする御支援、御協力をいただき、緑豊かな中で付加価値の高い産業を誘致することによって下請けの問題も出てまいりましょうし、雇用問題も出てまいる、このように存しております。大きなメリットありと思っておりますので、これから調査研究を進めていく中で、ひとつぜひコスモポリス構想に対して議員皆様方の御支援、御協力を相賜りたい。鋭意、先端産業の本市への誘致を図らせていただきたい、このように存じております。

財政的いろいろな問題もございますが、こうした大阪府のお力あるいは民間活力の導入、企業のお力もいだく中で努力してまいりたい。これからは役所の力だけで何事もできていく時代ではありません。民間活力の導入を図る中で産業が興隆し都市基盤も充実、活性化していくと存じております。

長くなりましたが、その点で今後とも議員皆様方の御支援と御理解を相賜りたいということで、御答弁にかえさせていただきたいと思います。

- 19番(原 重樹君) 先ほど財政のことを聞きましたが、非常に大きなメリットがあるだろうと市長は期待しているということは、いまの答弁でわかりました。私はテクノポリス構想の話を聞きましたが、実際、先端産業の誘致ということでは一緒だと思う。確かに通産省がテクノポリス法までつくり、それに準じてやっている点では違いますよ。しかし実際には、コスモポリス構想は、テクノポリス構想の大坂版的存在だと思います。産業も研究学園都市も住居も皆要るというわけでしょう。その中身は違わないと思う。ただ、都市圏と地方ということはありますよ。そういうことで私は、テクノポリス構想を研究してみる必要は当然出てくると思う。

テクノポリス構想というのは、市長、よく聞いといてほしいですが、結局、通産省が1980年3月に出しているが、そこから始まっているわけです。大企業が「テクノポリス九〇建設構想委員会」をつくり、そこで具体化していく、あの法律ができていった。一時、大ブームになつたと私も記憶してるんです。当時は三十八ですか、大幅にうちへ企業が来てほしいということで立候補したと思います。しかしその後、結局テクノポリス構想は変わってきた。最初、通産省あたりは、この構想は地方主導で自主的な開発をするんだということで宣伝したが、それ

が変わっていった。たとえば岡山県吉備高原地域というところでは、一たん通産省が受理した計画を、福祉都市を目指したものだから、ということで練り直せといってきた。あるいは秋田などでは、工業用地の供給が不十分だからもっとどないか考えろ、とやっている。これはどういうことか、政府主導の結局は拠点開発にされてしまったのがこのテクノポリス構想なんです。

市長ね、共産党の原が言うとるんや、見解の相違や、と思われるかもしれませんけれども、たとえば昨年二月ごろの新聞報道でもどういうふうにうたわれているか。朝日新聞などでは、「夢をかき立てて地方任せや」とテクノポリス構想については言っています。あるいはまた、「バラ色でない重要地域の前途」とあの手、この手で優遇措置を考えているが、結局、地方財政へのね返りを十分に検討されているのか、というような社説も報道されているわけです。いま、市長が言われているような夢だけではすまないと思います。

といいうのは、市長は「テクノポリスとは違うんや」とおっしゃるかもしれません、ホタルと一緒に「こちらの水は甘い」というところが優先されれば企業側は行くと思います。企業は選ぶ権利があるわけですからね。確かに地方へ出ると都市圏でやるという違いはありますよ。しかし、たとえばの話ですが、テクノポリス構想で岡山県の吉備高原なら税金も優遇してくれる、土地も安い、うちへ来てくれればこうしましょう、ということは、コスモポリス構想でも一定の物差しにされると思う。その点では、十分検討の必要があると思います。テクノポリス構想の各地の実態も含めて調査研究も実際に必要だと思うが、その点での見解を最後に伺っておきたいと思います。

- 市長（池田忠雄君） 先ほど御答弁申し上げましたように、コスモポリス構想は関西新空港をインパクトにし、近畿自動車道周辺で緑豊かな産、学、住の構想が文字どおりコスモポリス構想ということで、直訳すれば国際経済都市圏という言葉であろうと思いますが、そういう構想が大阪府から打ち出され、和泉市もそれを受けて産業文化エリアという位置づけで、中央丘陵で都市基盤が整備され、そこで学、住が果たされるわけであります。その隣接地に約三十万坪というコスモポリス構想の中で、本市の緑豊かな付加価値の高い先端産業を誘致していく、こういうことでございまして、通産省云々のテクノポリス構想とは基本的な発想なり、あるいはいろいろな取り組みも違つてまいることは明らかでございます。

しかしながら、なおいろんな意味で調査研究を進めていこうといったしておりますけれども、それらの例はよく研究させていただきながら郷土にとってすばらしい先端産業を誘致する中で、活力ある「にんげん都市いすみ」の建設を目指す。産業が発展し、文化も高まっていき、住みやすい都市基盤が整備された環境もできるということを願いとしたしましてこれからも調査研究を進め、大胆にこの問題に取り組んでまいらなくてはならない、このように存じております。

また、詳しい話は議長さんとの御協議の中で、日を改めまして議員の皆様方にこれについての御説明をさせていただきたい。きょうは一般質問で時間の制約もあろうかと思いますので、基本的な考え方だけを申し上げて御答弁にかえさせていただきたいと思います。

- 19番(原 重樹君) 私の方も意見だけ申し上げておきますが、テクノポリス構想と基本的に違うんや、という意味合いはいろいろあると思います。ただ、私が言いたかったのは、いわゆる企業側にとっては一緒なんだ、ということを理解しておいてほしいと思う。実際、企業はこっちの方が有利や、あっちの方が有利や、と探しますからね。その辺も十分に考えた上で発想していかなくてはいけないと思います。

同時に、財政面については時間の関係から答弁をいたしませんでしたが、結局、この土地買収から企業誘致までの期間は重要な問題になると思う。それが地価を实际上決めてくるわけですからね。中央丘陵のような住宅をつくるのとはわけが違うので、調査を含めて十分にやらないとあかんだろうと思うんです。

もう1つ指摘をしておきますと、このテクノポリス構想もそうですが、実際に無公害だという発想が非常に強い。これも意見だけにしておきますが、当初、たしか通産省を初め4省がやっているかと思いますが、環境庁が入るのを非常にいやがった。無公害だということでやっているんですね。ところが、米国のシリコンバレーで有機溶剤が地下水に流れ込んだこともあるて、いま、環境庁あたりも重い腰を上げ、先端技術産業に伴う環境汚染防止の指針をつくらなかんという話になってきているのが現状だと思います。その意味では、政府自身が無公害だと言ってきたことに、やはり公害をどないかせないかんということになってきています。

その点で、ただ単にテクノポリス構想が出た時点の宣伝の「これは無公害ですよ。非常にいいですよ」という発想だけではいけないと思う。その辺では、十分な調査をしていただきたい。確かにこれは企業側にとっては便利な、いい企画だと思います。各自治体が有利な条件で企業誘致をあっせんしてくれるわけですからね。しかし、一番当市の既存住民あるいは産業にとってはどうなのかという点で、シビアに調査研究を慎重にやっていただくよう、この点では意見を申し上げておきたいと思います。

次から全部答弁してください。

- 議長(柳瀬美樹君) 次の答弁。

- 都市整備部長(萩本啓介君) 道路問題の泉州山手線並びに近畿自動車道の進捗状況と今後についてお答え申し上げます。

まず、泉州山手線でございますが、現在、堺市域から泉大津粉河線まで側道及び歩道の築造工事を行っております。これは大阪府企業局が事業主体となって施行しているもの

でございますが、来年4月に供用開始と聞いております。また、粉河線より以南の側道につきましては(?)、和泉中央丘陵開発と合わせまして、住宅・都市整備公団が施行主体でやる予定になつておりますが、当面、工事用の道路といたしまして現在、法手続をやっておる状況でございまして、手続が済み次第早く着手したいということでございます。

なお、泉山線の準高速の部分でございますが、これにつきましては、中央丘陵開発と合わせまして大阪府が施行する予定になっております。

また、泉山線の唐国地区でございますが、本年度用地買収に入りたいと思っております。

次に、近畿自動車道和歌山線でございますが、和泉市域で約7.1キロございますが、北池田の単独区間につきましては、すでに90%の用地買収が完了しております。現在、信太山の古墳群の遺跡調査の試掘に入っており、場合によっては全面調査もしなければならないと考えます。

それから、和泉中央丘陵の西部地区に接する部分でございますが、従来、70%買収済みでございまして、あと30%程度稻葉地区を中心に本年度、買収したいというのが現状でございます。

それから、近畿道との関連で4点目の自衛隊演習場のへた地問題についての御質問でございます。広さは約2.3ヘクタール程度と理解しております。内容につきましては、道路公団といたしましては、市あるいは地元と協議いたしまして、今年7、8月ごろにパーキングエリアということで、自衛隊の方へ割譲申請したということでございます。このことにつきましては去る6月12日、正式にその意向をお伺いしたわけでございまして、現在、この扱いにつきましては市内部でも未検討でございまして、今後、どのように対処するか、検討していきたいと思っております。

○議長（柳瀬美樹君） 次。

○産業部次長（中上好美君） 関連いたしまして、道路築造によって発生いたします公害等の問題についてお答えいたします。

道路の築造によって発生いたします公害等の対策につきましては、それぞれの事業主体が事前調査等を行い、問題があると判断した場合には、当然、その事業主体によってこれを解決していくというのが基本的な考え方であると思います。

なお、本道路、具体的には泉州山手線、近畿自動車道関係につきましては、事業主体が複数であるのは御承知のとおりでございます。したがって、関係者である大阪府、道路公団、住宅・都市整備公団、それに泉北鉄道を加えた4者による協議会がつくられておりまして、その中に環境部会を設け、住民の皆さんから出されるいろんな意見、要望に対応していくとなっております。

もちろん、市といたしましても、これを事業主体に任せるだけではなく、住民の皆さん方の要望等がありました場合には現地調査等も行い、住民の皆さん的心配のないようにしていきたい。特に最初に工事、事業を行います道路公団に対しましては、すでに周辺住民皆さんとの要望や意見を十分にお聞きして、そのことを工事の中で反映してほしいということを強く申し入れをしております。

また、第4点の道路の構造等でございますけれども、そういう住民の皆さん御意見を反映すべく、先ほど申し上げました4者協議会の中に設計部門がありますけれども、そうした声を設計に反映していく基本的な考え方であるとも聞いております。そういう点では今後、設計の内容が住民の皆さんに示されるのではないかと判断しております。

以上でございます。

- 議長（柳瀬美樹君） 次。
- 市民生活部長（青木孝之君） それでは、3番目のごみ問題の第1点目、フェニックス計画についてお答え申し上げます。

フェニックス計画につきましては、正直申し上げまして、市町村段階で具体的な説明がなされておらないのが実態でございます。したがいまして、基本計画の概要の御説明を簡単に申し上げ、御理解を賜りたいと存じております。

このフェニックス計画につきましては、大都市圏域での地方公共団体等によります廃棄物の最終処分確保は、きわめて困難な実情となってございます。したがいまして、広域臨海環境センター法に基づきまして、広域処理対象地域を近畿2府4県、149市町村とし、埋め立て場所を泉大津沖海面、汐見町地先ですが、その面積203ヘクタール、約60万坪を埋め立てようとするものでございます。埋め立て容量につきましては3,000万m<sup>3</sup>。廃棄物の量といたしましては1日約5,000トン。工事期間でございますが、おおむね昭和60年から約10カ年を計画いたしております。それから、廃棄物の受け入れ期間といたしましては、昭和64年から昭和69年までの6カ年間となってございます。

ここで、先ほど先生の方から御質問がございましたが、6カ年を延長できないかというお話をございましたが、一応、私の方で聞き及んでいるところでは、泉大津沖につきましては、6カ年で完了してしまうとなっているそうでございます。これが埋め終われば、また、他の海域において今後も継続してこういう設置がなされていくよう聞き及んでおるわけでございます。

それから、工事に要する費用の概算額につきましては、1,420億円で、大阪湾広域臨海環境整備センターを組織、出資団体といたしまして2府4県、149市町村と4港湾管理者となっております。したがいまして、私の方は、57年度の予算におきまして30万円の出資をい

たしてございます。それによりまして管理委員会が組織され、近畿 6 知事、2 市長が審議機関となりまして、ただいま基本計画等の審議がなされておるのが現状でございます。今後、十分知り得た段階で、機会あるごとに先生方に御報告申し上げてまいりたいと存じております。

引き続きまして、不燃性廃棄物収集サイクルの短縮について御説明申し上げます。

この問題につきましては、先生の方からもおっしゃっていただきましたけれども、ただいま議会に請願をいただき、委員会付託で御審議を賜っているところでございますので、詳しい御説明は控えさせていただきます。しかし、収集サイクル 40 日に 1 回を 30 日に 1 回に短縮するにつきましては、市民生活のサービス向上につながるものでございまして、この点は前向きに積極的に取り組み、実現に向け努力をしているところでございますが、これを 6 カ月以内に実施することにつきましては、いろいろと事情等がございまして非常に至難でございます。今後、委員会におきまして詳しく御説明申し上げて御審議をいただき、結論をいただいてまいりたいと存じておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと存じます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 産業部次長（中上好美君） フェニックス計画に関連をしまして、産業部次長からお答え申しあげます。

フェニックス計画によります環境問題、特に御指摘ありましたように道路関係でございますけれども、先ほど、市民生活部長の方からもお答えいたしましたように、センターの方がすでに出しております環境影響評価準備書に記載されておりますけれども、今回のこの事業によって発生する公害は、きわめて軽微なものであるというふうに記載されております。この問題は今後、各自治体あるいは大阪府等からこの準備書に対して意見書というものが提出され、最終的な結論が出されると思いますけれども、そうした今後の経過をわれわれとしても見守っていきたい。また、市独自の考え方、意見も反映させていきたいと考えております。

また、この事業が進みまして今後、通過交通による公害問題が引き起こされる可能性はあるかどうかの問題でございますけれども、近畿 2 府 4 県の中で和泉市を通過するごみの量を考えてみると、大体、河内グループの各都市から排出されるものが若干、和泉市を通過する。主には、今後できます松原泉大津線あるいは臨海線を通って処理場に運ばれるというふうに聞いております。したがいまして、そうした道路の通過交通によって引き起こされる道路公害は、全然ないとは言いませんがきわめて軽微なもので、市民生活には影響はないと考えております。

以上です。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次の答弁。

○ 社会教育部長（松村吉堯君） 4 番目の資料館の問題につきまして、社会教育部長・松村よ

りお答えいたします。

御質問の中にもございましたように、この問題につきましては過去、第1回定例会あるいは予算委員会の中で一定のお答えをさせていただいたところでございます。現状といたしましては、その中にもございましたように、池上のポンプ場跡地の府の買い上げということで御要望申し上げ、協議を進めている段階でございます。府といたしましても、本土地の買い上げに対する予算的な裏づけということで御努力いただいているところでございます。したがいまして、御質問の府の具体的な構想の説明ということでございますけれども、率直に申し上げまして、現段階ではまだ設計図等も見せていただいておりません。

2番目の市教育委員会の本資料館の建設に対する構想、考え方ということでございますけれども、従来から市長なり教育委員会から表明もさせていただいておりますように、位置的な問題からいたしまして、池上曾根遺跡の遺物を収蔵、展示するのは当然でございますが、考え方といたしましては、本市に散在いたします遺跡、遺物も含めた資料館ということで考えてございますので、このことにつきましても御要望申し上げ、今後の協議の中でその考え方をもとといたしまして御要望申し上げてまいりたい、このように考えておる次第でございますので、よろしくお願ひいたします。

○ 19番(原 重樹君) ちょっと問題があちこちにわたりますが、道路問題から伺います。

結局、窓口の問題ですが、公害問題は和泉市の交通公害課でやっていくということですが、実際は、都市整備部なり建設部でやっていくようになると思うんです。現実としては、たとえば公害問題でこういう構造物ではあかんとなったら、対公団あるいは対府の窓口は、都市整備部ということでいいんですか。

○ 都市整備部長(萩本啓介君) 都市整備部といたしましては、いわゆる住宅・都市整備公団、大阪府等の事業施行者に対して、全般的な窓口を担当していくと考えております。

○ 19番(原 重樹君) 具体的な問題でお伺いをしていきます。

まず、先ほどの4者会談というか、特に粉河線以南の近道やら鉄道もそうですが、泉山線等々が入ってくる複合する部分の話ですが、この4者会談が行われ、そこで環境部会があって、と答弁がありましたが、端的に言って、この4者会談のトップになる責任者はどなたですか。

もう1つは、信太山自衛隊の中のへた地の部分について、6月12日に聞いたので市内部では未検討ということです。確かにパーキングエリアということで言われている部分があると思いますけれども、それと同時に他の部分もあると思うんです。それと同時に他の部分もあると思うんです。通常からして、すべてがパーキングエリアにはならないと思うんですが、その辺では、実態的にはどうなっているのか。また、先ほど答弁がなかったんですが、払い下

げ等を要求する気があるのかどうか。これは原課でいけるかどうかわかりませんが、まず、その点のお答えをお伺いいたします。

○ 産業部次長（中上好美君） 4者協議会についてお答えいたします。

先ほど申し上げました、大阪府、住宅・都市整備公団、道路公団、泉北鉄道の4者が組織をつくっておるわけでございます。現時点では責任団体はどこになっているか、ということでござりますが、実際上は、事業を最初に進めておりますのは道路公団という関係もありまして、現時点でのイニシアチブは道路公団がとっていると聞いております。

○ 都市整備部長（萩本啓介君） パーキングエリアの関係でございますが、現在の段階では、具体的な設計図とかいうものも見せていただいておりませんので、パーキングエリア以外にどのような計画があるかについては、詳細を把握していないわけでございます。

それから、払い下げ等の態度につきましては、市内部で早急に検討を加えたい、かように考えます。

○ 19番（原 重樹君） 信太山演習場内でのへた地の部分については、未検討でこれからということですので、その点では強く要望しておきたいと思います。

それから、4者会談のことを言われましたが、実質上は道路公団だと言われております。そこで、ちょっと先日、私どもは道路公団の方にお会いしてお話を聞かせていただいたんですが、そのとき、公害問題等についてもお願いをしたわけです。そうしたら道路公団側は何と言つてゐるか、わが方だけでは難しいんや、という返事を聞いてゐるわけです。結局、どうなつてゐるやと言つと、このままでは、近道関係で見たら道路公団がそれなりのアセスメント、空港問題がありますから不十分とはいひやつてゐる。泉山線は泉山線の方で、粉河線との関係なら大阪府の企業局と住宅・都市整備公団、その辺が対応するということで、それぞれ勝手にやるというのが現状だと思う。先ほど、事業主体が行つて、それあかんとなればいろいろ考えるという答弁がありましたが、これは複合部分ですし、しかも、その当事者である道路公団に私たちが聞けば「うちにだけ言われてもちょっと困る」という話をしているわけです。

その辺で非常に難かしいのは、たとえば住民が「ここはあかんやないか」と言うて行つたとしたら、道路公団は自分のところだけの話だけをする。泉山線は泉山線だけの話にしかならない。いまのところ対住民関係では、何か限界みたいなものがあるような気がする。その意味では、この4者会談なるものをもっと明確にしていただくことが必要だと思うんです。その点でどうなのかという点が1つ。

もう1つは、これは市として公害問題で言えば、たとえばアセスメント等を複合部分についてはやっていただきたいと思います。それを要求するとなるのかどうか、その辺でのいまの態

度。それから、アセスメントすれば当然出てくるでしょうが、現状はどうなんだということで、それによってこういう道路がつくからこうなんだとなると思う。たとえば現状認識を把握するために住民からここを調べてほしいという要求があれば、それにどう対応していくのかをお聞かせ願っておきたい。

同時にもう1つ、基本的な問題ですが、たとえば公害問題で言いましても、これは中央丘陵のときの都計審で出てきた影響評価の参考ですが、中央丘陵のときにもある程度こういうものを出されます。公団はもっと膨大な資料を持ってやっているんですが、このうちで道路問題でどうなっているかと言いますと、生活道路だから大気汚染などの影響は小さい。環境項目にはせずやっていない。しかし、中央丘陵内での話をするからそうなると思う。騒音、振動についても同じことです。結局、環境項目にされていない。つまり、和泉市としても総合的にどうなるんや、という点が非常に欠けていると思う。町づくりとして和泉市では中央丘陵があり、コスモボリス構想があるが、全体をひらくめた町づくりはどうなるのか、その影響はどうなのかという点が非常に抜けていると思います。それが道路での4者会談でされる複合部分に端的に現われてくると思う。その辺での基本的な考え方も合わせてお聞かせ願いたい。

- 産業部次長（中上好美君） 複合部分の問題の関係でございますが、議員さんがおっしゃる点はあろうかと思います。しかし、現実に4者協議会が組織されている点では、一定の対応をするという各事業主体の態度でございます。したがって、この4者協議会が市民に対する影響を正当に評価、対応をしていただけるかどうかが心配になってくるわけですが、この点は、せっかく4者協議会ができておりますので今後、私どもといたしましても、この4者協議会が本当に働くように申し入れ、その他の働きかけもしていく中で、皆さんのが心配されているような複合的な問題について、解決してもらうように強く申し入れをしていきたいと思います。

現状把握の問題でございますけれども、すでに一定の資料としては現在、室堂町のチェリータウン付近あるいは唐国町の泉州山手線付近で年に1回の騒音その他の調査をやっております。これも一定の資料になりますが、同時に今後、付近住民の皆さんから調査要望があれば当然、市としても対応していきたいと考えております。

以上です。

- 19番（原 重樹君） この問題は実際、和泉市の道路ではないので、市独自で云々ということにはならないことははっきりしておりますが、やはり本市の立場というのが4者会談があったとしても、その中に和泉市が入っていない。市の態度というものが、それに対してどうものを見っていくのかということが、非常に重要なポイントになると思います。しかも、日程的に見ても、早急に住民からの意見は言っていかないと工事にかかってしまう。

その辺では、いままでも中央丘陵の開発の経験からしても、私どもは町づくり委員会をつくれ、と言つきましたが、結局、名前の変更はともかく、買収のための委員会になっていたというのが私たちの見解です。そのために現実に中央丘陵内ではいろいろされたが、道路の継ぎ目の部分が遅れてきたとか、和泉中央線もそうですが、そうなってきた。今回も町づくり全体として考えれば、結局市しかない。道路公団がそんな全体のことまで考えてくれるとは、正直言って私は思わない。よほど住民の意見が道路公団の方へいけば考え方を得ないところは出てくるかもしれません、そこまで考えてくれるとは思えない。だから、市の態度が本当に重要になりますので、住民の意見を十分聞いて進めてもらうよう強く要望しておきます。

時間が多少延長しますが、12時までには必ず終わりますので、よろしくお願ひいたします。

次に、3番のごみ問題でございますが、答弁を聞いておりまして、ほとんど私たちの意見は聞いてないということですので、非常に質問もしにくいのですが、環境問題につきましては、和泉市としては、そんなに出ないと漠然とは思っているんです。ただ和泉市の場合、泉北環境の泉大津、高石との関係もありますので、慎重に検討していただきたいと思います。

それから、先ほど言わされておりましたが、泉大津松原線を通ることについても、的確に把握していただきたいと思いますので、この辺では要望しておきます。

もう1点、基本的なことでちょっとお伺いをしておきたいのは、環境問題を除いて考えてみても、このフェニックス計画は、自治体、和泉市にとってメリットという意味ではどうなのかということです。だから、先ほどお答えがなかったが、泉北環境の処理代も含めて財政的なことちょっと聞いたんですが、その辺ではどうかという点。

それと、和泉市が持つ松尾山の件も同時に進めていくという基本的な考え方があるのかどうかも伺っておきたい。

それと、不燃物の収集問題ですが、余り多くを言いたくないんですが、いろいろ事情がありまして、と言われたが、結局、3月時点でも事情というのはいろいろ考えられたと思いますが、ネックになっているのは何ですか、端的にお答え願います。

○ 市民生活部長（青木孝之君） お答え申し上げます。

メリットでございますけれども、最近、地方公共団体におきましては、産業廃棄物、一般ごみ廃棄物の最終処分等の確保は、きわめて困難などころまでてあります。各地方自治体並びに産業界におきましては、国の厚生省、運輸省あたりに陳情、要望をしてきた経過がございます。そういうことから、いままでは内陸で処理してきたものを、これからは広く海面に向けて処理をしていくということで、この点のメリットがあろうかと存じます。

それから、2点目の不燃物と松尾山の関連でございますけれども、松尾山の処分場につきま

しては、泉北環境で処理されました残灰を埋め立てるべく、地元合意を得るために引き続いて鋭意、努力をいたしておりますところでございますけれども、何分にも相手さんの御了解を得るのに難航いたしておりますのが現状でございます。

それから、松尾山の処分場へは、泉北環境から排出されます残灰のすべてを搬入するのではなく、フェニックス計画の処分場と合わせて私どもは考えておるものでございます。

それから、次に不燃物の収集の問題でございますが、何がネックになっておるのか、ということでございますが。現在、環境衛生課では、いろいろな形態による試算をいたしておるところでございます。いろんな方法を検討し、効率的、実効性のあるものが決まりましたならば実施段階に移し、現在、不燃物収集に当たっておる市職員の配置転換の問題、業者間の調整問題等、いろいろ必要な協議を行っていくかなければならないわけでございまして、この協議にかなりの期間を要すると予想いたしておるところでございます。したがいまして、時期等につきましても今後、明らかにしてまいりたい、かように存じておるわけでございますので御了解をいただきたいと存じます。

- 19番（原 重樹君） フェニックス計画につきましては、自治体が抱える困難な問題で陳情していったことからの発想が出てきていることは、私どもも理解しているつもりなんです。これ以上聞いてもしょうがないので、問題点だけ指摘をしておきたいと思います。

まず、陳情云々の問題ですが、結局、大都市圏でごみ処理が非常な問題になり、当初は、国が直接広域廃棄物処理場を建設する計画だった。国が公団方式で責任を持ってやるというのが、国と地方自治体が共同して、となり、しかも最近では、このもの自体が地方自治体任せになっているというのが現状だと思う。別に和泉市に責任があるわけではないが、そういうフェニックス計画なんだという問題点が1つ。

もう1つは、地方自治体が一番困っているのは、先ほどメリットのところでも言われましたが、一般廃棄物処理だと思います。しかし、計画を見ましたら全体の1割弱、9.5%ぐらいだと思います。ほとんどが陸上の残土とかのいわゆる産業廃棄物で占められているのが実態だと思う。また、土地利用の計画を見ましてもそうです。結局、自治体のごみ問題の解決にはなってないというのが現状だと思います。一時しのぎにはなるかもしれませんね。港湾施設の建設という、大企業本位のものになっているというのが私ども見解ですので、この点を指摘しておきます。

それと、不燃物の件ですが、結局、いま言われましたように、市職員をどうするの、あるいは業者間の調整がどうのこうの、このような問題は、正直言って当初からわかっていた問題ですよ。最初からやろうというときには、それを調整しなくてはならないことははっきりしてい

た問題やと思う。その時点で6ヵ月以内に何とか頑張ってしたいということでしたので、それを目指してやってもらいたい。きょうや昨日にボッと出てきた問題ではない。その点では、本当に約束を守るという立場で積極的に努力をしてもらわないと困ると思うんです。その点を最後にお聞かせ願いたいと思います。

○ 市民生活部長（青木孝之君） お答え申し上げます。

前部長が約束した事項につきまして、次の部長がこれを引き継ぎ、実施していくのは当然のこととさせていただきますが、現時点では、先ほど申し上げましたように残念ながら、どうしても諸事情によりましてお約束できない、というのは非常に残念なことでございます。私といたしましては、この段階で問題を残したままで約束することは、責任上、処理場の問題解決に向けて積極的な姿勢で取り組みながら、先生方にお示ししていくのが責務だと考えます。この点の諸事情を御推察願いまして、何とぞ御了解を賜りたいと存じます。

○ 19番（原 重樹君） 前部長がどうとか、今回の部長が云々と言われると人事問題になってくる。これは市として約束したことですから、前の人があれこう言いたら、人を替えるとなってくる。一般市民が望んでいるということが基本ですから、早期に実現していただくよう十分努力願いたいと強く要望しておきたいと思います。

最後に、資料館の問題についてですが、52年2月、和泉市の社会教育委員会議が答申を出しております。その中でも、文化財の展示公開を通じて保存、活用を図るために、地域性を生かした歴史、民族資料館の建設が望まれるので、収蔵庫の建設云々、と言われております。私が最初、基本的に伺いをしたかった1つは、その辺だったんです。

ここで1点、確かめておきたいのは、この点での実現というのは、結局、教育委員会としての見解は、いま、府立の資料館を目指すというふうに理解していいのかどうかですね。同時に、これは私どもが府庁に行っていろいろ聞きますと、もちろん府立ですから府下全域のものになるということで、池上曾根遺跡のことを言いますと、地域的にそこにできるということで言葉を濁している状況です。いま、空港がらみで相当の遺跡が調査されいろいろ資料も出てくると思う。だから、当市としては、現時点で府の構想自体の調査分析が必要でしょうし、それに対する要望も上げていくべきだと思いますが、その点での見解をお聞きして終わりたいと思います。

○ 社会教育部長（松村吉堯君） 資料館の問題につきましては、先般来の予算委員会でもお答えしておりますように、本館資料館につきましては、府立の資料館ということで私ども御要望申し上げ、設置をしていただくようにお願いしてまいってる経過がございます。全府的なものという問題につきましては、60年度の府の予算の中に調査費として、「府下の資料館」と

いう表現をいたしております。しかしながら、先ほどの御質問にもございましたように位置的な問題もございまして、池上曾根遺跡を中心とした和泉市の全市的な出土品の収蔵庫という構想で府と対応してまいりたいと存じますので、御理解いただきたいと存じます。

- 19番（原 重樹君） 事務局の段階では、いろいろ時期的なものも含めてあるでしょうが、その辺では、府下全域でたくさんになってくるという予想がされる資料館だと思うし、特にいま、和泉市の水道部が所有している土地ですので、非常に言及しにくいことはあるでしょうが、教育委員会でまとめて実現のために最善を尽くしていただきたいと思います。

最後に、先ほどのごみ問題につきましては、答弁の話でお願いしておきますが、部長云々といふ人事問題みたいなことは関係ない。縦割りでやっている中、部長が替わってどうということでは正直言って全然なってない。先ほど言いましたように、1個人、1理事者が約束したのではない。市が約束したということをあえて言いましたが、その点ではきっちり答弁もしていただき、約束も守っていただくようお願いして、終わりたいと思います。

- 議長（柳瀬美樹君） ここでお昼のため暫時休憩いたします。
- 

（午後1時再開）

- 議長（柳瀬美樹君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

17番・西村慎太郎君

（西村慎太郎君登壇）

- 17番（西村慎太郎君） 17番・西村慎太郎でございます。一般質問を始めます。「地方行革大綱について」ということで行いたいと思います。

政府は、軍備拡大路線に基づいて地方行革大綱を地方自治体に押しつけ、住民生活と地方自破壊への新たな一步を今年は踏み出しました。その推進のために、すべての自治体に市長を本部長とする推進体制と民間代表を含む審議会や懇談会の設置を強要しております。そして、3年間をめどとした大綱の策定と8月末の提出を迫っているわけであります。この間に政府は交付税の削減を実行し、市民の福祉、教育などの補助金を一律カットする法律を成立させました。当市においても2億円余の補助金カットを受け、当市財政に大きな負担をかけてまいりました。またその一方では、臨教審などで教育の自由化論を打ち出し、教育費の負担と能力の選別によって教育内容を変える一方、管理体制を強め、軍国主義教育を徹底しようとしております。

國、地方財政の危機のもとで住民不在の行革、そして、単に收支の均衡を図るものとしたこの地方行革大綱の内容は、学校給食現場では直営方針を投げ捨て、文部省の合理化方針によっ

て学校給食が教育の一環としての給食ではなくなり、大手食品メーカーの流通機構や学校給食体システムとつながって、企業資本による食生活の支配につながっていくものと思われます。また、体育館、グラウンド、市民会館や公民館など、社会教育施設の民間委託等管理強化も全国では進んでおります。福祉の問題では、老人や障害者に対する福祉行政も、臨調路線に基づく対象者の締め出しと高負担によって、すでに福祉をカネで買い求める有料福祉への転換が始まっています。生活困窮者に対する生活保護費では、補助金カットと相まって窓口による受給制限が一層強化されてきております。

このように政府が進めます地方行政改革は、住民の命と暮らし、地方自治を破壊をしていきます。地方行革が進展して初めて国全体の行革は成果が上がると行革審が言っているように、地方行革大綱は、国債残高130兆円にも上ります財政破綻や軍事費の捻出、大企業奉仕の臨調路線からきているもので、憲法違反の国の政治からくる財政負担を市民に肩がわりさせようということになっております。

そこでお尋ねするわけでありますが、この政府によります行革大綱の内容と、国や府とのやり取りの経過はどうなっているのか、などについてお尋ねしたいと思います。

次に、具体的な問題といたしまして、市の行っている仕事の面から質問いたします。

まず、福祉問題の生活保護の問題でございます。この数年間の生活保護の受給の増減とその内容はどうなっているのでしょうか。補助金カットの影響はどのように現れておりますか。

1981年11月に厚生省が出しました123号通知、生活保護の適正実施の推進について、こういう通知が各市町村に出されておりますが、ここで述べられております同意書の取り扱いはどうされておられるのか。たとえば資産を持っている者と生活保護の受給申請についてどう扱っておられるのか、御答弁をお願いしたいと思います。このような包括同意書は人権の問題を踏みにじり、保護の抑制につながるのではないかでしょうか。

2番目に、民主的な行政市政の推進についてお尋ねいたします。

具体的には、同和問題に関連しております。同和対策協議会の意見具申を受けまして、行政の主体性の確保、そして、行政の公平の確保、また、同和行政に所得制限の導入や地区内公共施設の公開など、この意見具申の中では強調されているわけでありますが、市長が本当に民主的、効率的な行政改革を行おうとするなら、解同和泉市部への団体助成金や地区協への助成金削減や同和関連の個人給付、固定資産税の減免制度、一般地域と比較して非常に低額な保育料、そして、公営住宅の家賃などについて所得制限を設けるなど、この制度の見直しをするかどうか、お尋ねいたします。

そして、市立の身体障害者解放会館や老人解放センターの使用を一般地域にまでそれこそ解

放して公開するのでしょうか、この点をお尋ねしたいと思います。

また、同和施策につきましては属地属人主義となっておりますが、これは属地主義に改めるべきであります。公正で民主的、効率的な行政改革を本市で進める上で、この同和行政の見直しは、最重要課題になるのではないでありますか。この同和行政についての見解を市長にお尋ねいたします。

3番目に、教育の問題についてであります。その中でも社会教育施設の範囲についてお尋ねをしたいと思います。

社会教育法第3条、国及び地方公共団体の任務の項で「国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の振興に必要な施設及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない」。こういうふうに国や地方公共団体の社会教育の仕事について定めてあります。

また、第5条では、市町村教育委員会の事務の項で、社会教育に必要な援助、社会教育に関する施設の設置及び管理、講座の開催その他その奨励や集会の開催並びにこの奨励など、職業教育、産業に関する科学技術指導のための集会の開催及びその奨励、音楽や演劇、美術その他芸術の発表会及びその奨励など、教育委員会の担当すべき事務などについて明確に定めています。また、同社会教育法では、公民館の目的、設置者、事業運営、基準、職員についても、教育委員会が果たすべき役割、義務について明確にされております。

そこで、お尋ねいたしますが、今度新しくコミュニティセンターができることによって、ほとんどその機能が果たし得なくなる市民会館の運営などについてですが、将来、直営方式から外部委託方式に切り替える予定があるのかどうかをお尋ねいたします。

そして、この民間委託などの外部委託の問題点についてであります。私どもは、この外部委託から派生いたします問題で、住民サービスが低下することはあってもサービスがよくなる、こういうふうにいった例は聞かないわけであります。

また、特に市長は、行政改革について経費削減の項目を挙げておられます。単にコストの節減問題で行政サービスの技術的専門性を犠牲にして行われることが多いわけであります。そして、コストについての考え方、総合コストで評価しなければなりません。いま、社会教育の問題で問われているのは、地域の団体やサークルなどの自主的な活動の運営や促進につきまして、市がどう援助していくかということであります。昨年までありました社会教育主事も、いまは社会教育の部門に置かれていないと聞いております。こういうふうな専門職種、技術的専門性をどうして図っていくのでしょうか、こういう点についてお尋ねいたします。

このような観点からさまざまな公共施設の管理運営を公共施設管理公社に任せてしまうのは、市長がいつも言っておられる豊かな人間性を育て、地域文化を高める町づくりを求めるこことや、生きがいを感じ、健やかな暮らしをつくる町づくり、こういう和泉市の5つのスローガンからすれば、コスト主義に偏りすぎて行政としての役割を放棄してしまうものではないでしょうか。

最後に、清掃業務についてあります。

この点につきましても、先に申し上げましたようにコストの問題、このことについては、総コストの制約の点を考えていかなければなりません。先に原議員からも質問がありましたように、ごみ処理の問題は、松尾山やフェニックス計画にこの最終処分地を求めようというのが、いまの和泉市のごみ処分についての方針だと承っております。しかし、このような山や海は限りのある面積であります。フェニックス計画を次々と進めていけば、いま、出されておりますフェニックス計画でも期限は6年ということあります。6年先はどうしていくのか。その他の産業用地などコスマモアアイランド構想やスバル計画など、どんどん大阪湾を埋め立てることによりまして、この近畿圏の陸地と対応する大阪湾を淡路島で陸続きにする、こういう中で気象条件の変化の問題など、将来の21世紀にからむ人間生活の上で気候の問題など、自然条件で大きな問題が起こされることとは目に見えて明らかであります。

そういう観点から、清掃業務におきましても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で生活環境の住民及び公衆衛生上の向上を第1条で求めているわけですが、根本的にごみの処分、清掃、清掃業務の問題についても考えていかなければならないところであります。市民から出されたごみを民間業者に収集を委託し、それを市が焼却処分や埋め立て処分をする、こういうやり方では、ごみ処分の根本的な解決にはならないと思います。

そういう観点から、この臨調行革、地方行政改革大綱が求めておりますコスト主義、能率主義についての問題につきましても、大きな破綻が目前に迫っているわけであります。この観点で地方行革大綱につきまして、市長及び理事者の皆さんのお答弁をいただきたいと思いまして、この場での質問を終わらせていただきます。自席での再質問の権利を留保いたしまして、質問を終わらせていただきます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。

○ 市長公室企画室長（稻田順三君） それでは、第1点目の地方行革大綱について、国、府と和泉市のやりとりの関係につきましてお答えいたします。

現在、和泉市においては、自治省から直接的な指導は受けておりません。しかし、去る5月20日の地方課とのヒアリングの関係におきまして、本市の状況の説明を行ってございます。なお、現在の和泉市の状況でございますけれども、なにせ広大な調査、検討が必要でござい

ます。現在、資料収集中ということで御理解賜りたいと存じます。

それから、いろいろ飛んでおわびいたしますが、管理公社の問題でございます。御承知のように公共施設につきましては、今後、ますますその設置が促進されるものとわれわれは期待いたしております。そこで、この管理運営の問題が特に重要なになってくるものと考えます。より経済的な運営を推進する必要があると考えます。すなわち、今後、公共施設の管理運営は、すべて行政が行うという考え方方は、やはり改めなければならないと考えるところであります。すでに昨年10月1日より設立された和泉市公共施設管理公社等への委託を進めることのほか、特に今後は、地域住民の方々のボランティアとしての活用を積極的に推進してまいりたいと考えているところでございます。

なお、議員皆様方の御指導と御支援をいただき中で建設を進めてまいりました（仮称）コミュニティセンターも、本年秋にはようやく完成の運びとなりました。貸し館主体の施設となることから、その管理運営は、効率的な運営が求められるところであります。よって、その運営につきましては、次の議案で御審議いただくわけでございますが、管理公社に委託して運営をしていきたいと考える次第でございます。

それから、既設の勤労青少年ホームとか、市民会館に対する考え方でございますけれども、先ほど申し上げましたように、現在、すべての行政部門にわたる調査、検討をいたしております。この調査結果が出次第、いろいろ総合的な検討を加えてまいりたいと考えております。既設の施設についての管理運営をどうするかについては、まだ現在のところ考えておりません。

以上でございます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 福祉事務所長（中川鉄也君） それでは、第2点目の福祉関係につきましてお答えいたしたいと思います。

まず、その中の第1点でございますが、生活保護受給率等の推移の数字でございます。昭和56年度よりの数字を申し上げます。昭和56年度で受給世帯が798、人数にして1,684名、人口に対する受給率は13.46パーセントでございます。57年度は781世帯、1,728名、受給率13.64パーセント。58年度は817世帯、1,628名、1,265パーセント。59年度は825世帯、1,751名、1,295パーセント。60年度は932世帯、1,949名、1,418パーセントでございます。

60年度が前年度に比べ世帯数で107、人数で198名、受給率1.23パーセント伸びておるわけでございます。この原因でございますが、全府下的に60年度が伸びている部分もあるわけですが、主な原因是、母子世帯、とりわけ性別母子世帯、いわゆる離婚された世帯の増

加、それから、高齢者世帯並びに傷病世帯の増加などが主な原因であると分析いたしております。

2点目のいわゆる福祉関係の補助金カットと生活保護の関係でございますが、60年度の当初予算ベースで申し上げますと、生活保護関係だけの補助金カットの影響は1億8,700余万円になります。福祉全体で申し上げますと、2億3,200万円ほどが60年度当初予算ベースでのカット分というぐあいになつておるわけです。市財政に相当な影響があることは事実でございますが、そのため生活保護を抑制することは御承知のとおり、生活保護は、憲法でも保障された生存権にかかわるものでございまして、法律上、基準、運用、取り扱い等はすべて全国統一のもので規定されておりますので、1市の見解、財政事情等に左右し、抑制することはできないものでございますので、そういうことは考えておりません。

それから、第3点目のいわゆる123号通知ということですが、これは大阪府では58年11月、厚生省から出されて1年以上、福祉事務所長会、市長会等の中でいろいろ論議し、かなりそれらについては問題点を修正させたものでございますが、いずれにしろ、生活保護は御承知のとおり、国の機関委任事務でございますので、最終的には、厚生省の通知には市町村は従わざるを得ないということで現在、123号通知に基づいて包括同意書その他の書類の提出は求めておるわけでございますが、これをもとに生活保護の抑制ということには至っていないというぐあいに思っております。

なお、資産の所有等につきましては、個々のケースで資産、特に土地、建物については売却が原則でございますが、すべて資産を所有した場合、当該世帯の生活事情、また、自立時点での障害となることもいろいろ想定されますので、当該地域の一般世帯との均衡を失しないことを条件に、一定の条件のもとで資産保有は認めておりますので、当市でもそれに沿って通常、認められる程度の個人の居住用の土地、建物等の所有については現在、認めております。

以上でございます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 同和対策部長（橋本昭夫君） それでは、3点目の同和行政に関しまして3点の御指摘がございましたので御答弁申し上げます。

第1点の団体助成金等の削減あるいは個人給付に関して所得制限を導入すべきだ、という御指摘でございます。団体に対する助成金等につきましては、地区内の部落差別から自立をしていくという趣旨を踏まえまして、いろいろの活動助成を低額ではございますが過去、続けてまいりました。今後ともまだ必要であるという認識を持っております。個人給付的な事業で所得制限が一部適用されておりますのは、大学に対する奨励金の返還の免除の際に一部導入されて

おります。大阪府の制度でございます。そういう中で問題は、対象地域の住民の方々の生活基盤の安定がまず第1、その目的を達成していくことによって、おのずから所得の問題が明らかになってくるだろうと思考いたします。

施設の利用につきましては、極力交流の意味を含めまして御利用願いたいという見解でございます。しかしながら、当初からの目的施設でございまして、本来の機関の利用がまず第1だと理解しております。

第3点目の個人給付施策等について属地属人主義を属地主義にしてはどうか、ということですが、府の同対審の答申がございますが、原則として属地か、属人主義でございます。本市におきましては、対象地域が非常に大規模でございまして、住宅対策につきましても、やむを得ず地域の周辺にお住まいにならざるを得ない状態でございます。個人給付的事業につきましては、必要によって属人主義を採用してまいりたいと考えております。

以上、お答え申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 社会教育部長（松村吉堯君） 社会教育の問題につきましては、先ほど企画当局からお答えがありましたら、社会教育主事の問題につきましては、私どもの社会教育部には現在、3名の社会教育主事の資格を持った職員が配置されてございます。ことに本年4月1日の異動によりまして、課長職で資格を持った者がこの3名の中に含まれておるということでございます。さらには長年、教育現場におきまして深い経験を積まれました先生に社会教育の指導員としてお越しいただいているという体制でございますので、その点を御報告申し上げまして、御答弁にかえさせていただきたいと存じます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 市民生活部長（青木孝之君） ごみ処理事業の民間委託化についての基本的な考え方をお答え申し上げます。

行政改革が叫ばれ、行政縮小をめぐる現状にありまして、ごみ処理事業の民間委託は、人件費支出など経常経費の大幅な削減によりそのコスト効果はきわめて大きく、行政としては、常に行政サービスの量的、質的な充実に努めるとともに、サービスコストの節減を図る必要があると存じております。したがいまして、民間委託の是非は財政論だけで考えるべきではございませんが、現状における直営と委託とのコスト比較を見る限りにおきましては、民間の方が生産性または作業効率が高くなっていることも見逃せない事実でございます。これらを配慮しながら今後、十分検討してまいりたいと存じておりますので、何とぞよろしく御理解いただきたいと存じます。

○ 17番（西村慎太郎君） まず、地方行政大綱について、再質問させていただきたいと存じます。

いま、地方課からのヒアリングがあって資料収集、調査を続行中ということですが、予定としてはいつまでに調査をし、どういう形でしかるべきところへ報告されるのかという点をまずお聞きしたいのと、それから、市長が3月議会で私どもの行政改革の質問に対して、和泉市は和泉市なりの理念に基づいて行っていくんだ、国の行革大綱は指針として受けとめておる、という御答弁をいただきました。和泉市なりの理念、市長なりの理念というものを御披露をお願いしたいと思います。

それと、条例などに関係することが大分出てくると思います。たとえば市職員を何%減らすとか、公共施設の民間への管理委託とか、そういう点で国が示しております行政改革大綱の指針の中で、市の条例に触れるものがたくさん出てくると思いますが、この問題についての議会での審議はどう扱われるのかということと、行政改革の推進本部、推進委員会または懇談会といったものとのかかわり合いはどうなっているのか、こういう点についてお答えを願いたいと思います。

それと、国の方は、地方課などを通じて各市町村の行政改革大綱につきまして、国のヒナ型を示して8月末までに報告を求めているわけでありますが、ヒナ型についての内容が違ったり、またはなかったり、また、8月末の期日が若干遅れることについては国の方も認めるだらうと思いますが、大幅に遅れることについての制裁措置などについてどう考えておられるのか、お答えを願いたい。とりあえず、行革についてはそういうところで御答弁をお願いしたいと思います。

○ 市長（池田忠雄君） 再度のお尋ねでございますので、私からお答え申し上げます。それぞれの部分的なことについては、担当の部長あるいは企画室長からお答えさせていただいたとおりでございます。

市長の言う行革の理念というお尋ねでございますが、3月議会でたしか私がお答えいたしましたのは、行政改革と言いますものは御案内のとおり、できるだけむだを省いて効率のいい行政を開拓していく、これに尽きるんではないか、このように存じております。その意味合いから行政改革というのは、いつの世の中でも不斷にこれを心掛けなければならないもので、国がどう言う、こう言うは別にして、市民から御負託をいただいている行政をいかにして行革を達成していくかということについては、不断の努力が求められている問題ではないかと存じている次第でございます。

過般の54、55、56年度は、まさに再建団体転落寸前という危機に、議会の御協力をい

ただきながら財政再建につきましていろいろと御心労を煩わし、議会、市民の御協力を得ながら再建団体転落回避、そして、自治権を守ってきたというのが本市の歴史であります。その意味合いで私は、自治権は、市民の皆さんから御負託をいたいた市長が、いろいろと市の発展のために行政を行い、また、それを市民から御負託をいたいた議決機関の議会にお諮りし御議決をいただきながら執行していく、これが地方自治のあるべき姿であります。この自治権は守り抜いていく決意をさせていただいております。

ただ御案内のとおり、どんな事業を行うに際しましても、これは国からの補助金なり、自治大臣の認可を要する起債がなかったならば、たとえば校舎の問題あるいはどんな事業を行うにしても、市の単独ではなかなか市民サービスのための施設はできないわけでございまして、自治権を守りながらもやはり財源調達のためには、それら国の支援と協力というものを求めていかなければならぬ。これはどこの自治体でも同じでございまして、市民サービスの向上は期せられないわけでございます。

国は120兆円の大きな赤字、地方公共団体の累積赤字の総額は5.0兆円、やはり国が地方公共団体の倍半ぐらいの赤字でにっちもさっちもいかんところから、国挙げての行革が叫ばれてきております。日本国の中の大坂府、大坂府の中の和泉市というたてまえからいたしましたならば、和泉市なりの行革は今後とも大胆に行ってまいりたい。国の言ってこれられることは、和泉市にとって1つの指針と受けとめさせていただいているという、この3月議会での考え方はいささかも変わってございません。したがって、むだを省き、いろんなことについて創意と工夫をこらしながら市民サービスの低下を来さずに行革を行っていくことは、市民も望んでおられることではないか。国がどう言う、こう言うという問題ではないと存じております。その中で國の1つの指針があるわけですから、十分それを配慮しながら今後の行革を進めさせていただきたい、このように基本的には存じておりますので、議員皆様方の一層の御理解、御支援のほどをこの席上をお借りしてひとえにお願い申し上げたい、このように存する次第でござります。

なお、委託問題につきましていろいろな御指摘がございました。効率のいい行政を進めいく中では、やはりすべて直営という考え方よりも、市民サービスが低下しないという保障の上に立って、もちろん、行政が最終の責任を持ちながらも、これからいろんな施設を皆様方の御支援をいただきながら市民のためにつくってまいりますが、そのためにはゼニが必要です。そして、でき上がった施設を維持管理していくのにまた大きな人件費が必要ということでは施設もなかなか建てられないし、運営もできにくくないと存じております。

その意味合いからも、これから増えていくであろう施設の管理運営につきましては、幸い昨

年、管理公社を発足させていたたいておりまので、行政責任を明らかにしながら、管理公社に管理運営を委託していく、切り替えを図っていく必要があるのではないか。これは国がどう言う、こう言うではなく、地方自治体みずからが自分たちの問題としてとらえていく。大きな人件費の中で市民サービスの低下を期さないように、そして、行政責任を明確にしながら効率のいい行政を進めていく観点から、今後とも可能なものについては、その事柄によって管理運営を委託していくという頭の切り替えをしていかんと、地方自治体そのものが持たんようになってきてている実情もございますので、その点はひとつ賢明なる議員皆様方の御理解をいただきつつ、それに対応させていただきたいと存じておりますので、基本的な姿勢ということでのお尋ねでございますので、合わせて1例を挙げましての御答弁にかえさせていただきたい、このように存じますので、よろしくお願ひいたします。

○ 17番（西村慎太郎君） 行革問題で意見だけ述べておきます。

いま、市長から答弁をいたいたわけありますけれども、国が120～130兆円の大きな赤字が出ていると言いますが、根本的には、どこからこういう赤字が出てきたかという問題があります。そして、出てきた赤字の解決策として、いま、出てきているのが年金法の改悪、健康保険法の改悪、老人医療も1割負担をかけていこうという。また、教育についても、教材費の全額カットということで和泉市も大きな打撃を受けてますが、こういう解決の仕方に1つの問題があります。

市長は、赤字の負担は市民も協力を得て、と言っておりますが、赤字の根本原因というのは軍事費の大膨張、そして、大企業への大きな公共投資などからきているわけです。たとえば6月末に鳴門大橋を見に行きましたが、あそこは新幹線が通れるような構造になっているのですが、反対に明石の方は新幹線を通さない、道路単独の橋なんです。北海道の方のトンネルもそうです。国鉄のそういう先行投資が本当に国民の暮らしを守る立場でやられてきたかどうか、こういう点が1つの大きな問題になってきております。コスモボリス構想にしても、企業が来るからやらないかんという感じですが、ここに大きな問題が出てきているのではないか。

そういうことで、この行革大綱自身が、実際に地方自治体に迫ることは初めてであります。今までいろんな通達が自治省から来ておりましたが、國の方針によって、それぞれの市町村の職員定数や施設の管理運営とかの問題について報告を求め、それを強制するというようなこと自体1つの大きな問題になっております。行革は、選挙で選ばれた市長や私たち議会が、住民の皆さんと一緒にになって自主的に進めるべきものであります。ですから、そのような国が示した指針の1つ1つについて、サービスの問題、仕事の問題についての問題点を明らかにし、市民や私たち議会にも報告していかなければならないと考えております。

もう1つの問題はコスト主義、能率主義の見地から事務事業や組織、施策の見直し、そして民間委託やボランティア活動を活用していく。これらが和泉市の市役所としての事業の縮小や削減につながっていく。和泉市役所としての自治体の機能解体に向かっていくものだと見られるわけであります。

もう1つの問題といたしましては、市の職員を能率向上運動とか小集団活動など、生産性管理などの運動に狩り立てていく、こういうことが地方行革大綱の中でも出されております。こういうふうな積極的な地方行革大綱づくりの職員をつくり上げていく。市の人の問題にまで国が介入をしていくことが出ているわけで、二重の過ちだと考えております。今後の運営の中でこういう問題について具体的に明らかにし、議会に十分に報告していただくよう、いつまでに調査、報告していくという期限の問題まで答弁していただいておりませんが、こういう問題につきましても逐次、御報告いただくようにお願いして、この問題は終わりたいと思います。

同和問題でありますけれども、団体助成金が支部には2,500万円、地区協に800万円出ております。そして、個人給付費も相当な額になっております。また、施設につきましても、いま挙げました2つの施設についても、管理運営費は年間6,000万円余使われております。和泉市の職員が十数名そこで働いておると理解をしております。その他に非常勤職員などもたくさん採用され働いているわけであります。

いま、和泉市の多くの障害者（児）、老人の皆さんと、和泉市の総合福祉センター並びに老人憩いの家を自由に使えるようにしてほしいという強い要望があるわけであります。こういう中で、大きな経費を使ってこの2つの施設を運営しているわけですから、国の通達の中でも、こういり同和地域の公共施設については一般に開放すべきだとしているはずであります。こういう点についてどのように考えておられるのか、具体的にお答え願いたいと思います。

ついでに、社会教育の問題についても申しておきます。いま、公民館活動は非常に低調であります。特に社会教育主事が3名おるというお答えがありました。いずれの公民館活動にこういう方々がどういふうに配置されているのか。また、今度できますコミュニティセンターの中で社会教育施設として、そして、そこが社会教育のセンターとしてそれぞれの団体が利用でき、集まってこられるようなセンターになるのかどうか、こういうところが大きな問題になっております。社会教育の事務所が隣りにありますが、ぜひともコミュニティセンターが本当に社会教育活動を推進していく真のセンターとして活用していただくよう御努力をお願いをして、質問、意見を終わりたいと思います。

- 同和対策部長（橋本昭夫君） 第1点の施設利用についての御指摘でございます。確かに通達につきましては、私自身はまだ見ていないわけでありますが、同和地区における御指摘の2

施設につきましては、対象地域の住民の皆さんとの部落問題の認識を高めるためのいろんな事業をやっております。その事業ももちろん主眼でございますが、合わせて周辺住民の皆さんとの交流も非常に大事だと考えております。そういう趣旨から、なお館の運営の実態等をよく調べまして、そういうふうに利用できるものは十分館の自主性の中で考えていきたい、かように考えております。

○ 17番（西村慎太郎君） 終わります。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次に、5番・赤阪和見君。

（赤阪和見君登壇）

○ 5番（赤阪和見君） 雇用促進事業団地水道料金徴収については、過去に何回か並河議員の質問でそれなりの答弁をいただいておりますが、未だに改善されていない問題であります。再度、水道検針方法についてお伺いをいたします。

わが市以外の雇用促進事業団地水道料金徴収については、すべて直営か、または委託嘱託員による戸別検針を実施しております。和泉市は親メーター方式であり、同じ事業団の団地でありながら、検針、集金方法が違うという矛盾が生じております。その改善をどのように考えておられるか、お聞かせ願いたいと思います。

次に、市民サービスについてであります。以前にも私は、市行政のあり方について他市の例を引き話しました。市役所とは、市民に役立つ人がいるところ、と看板の片隅にも書いて市民を迎えて入れているように、市民にとって生活の中に溶け込んでいるところでなくてはならないはずであります。しかし、和泉市行政はいま一歩、細かなところに目が届かず、条例、規則でしかとらえられないことが余りに多すぎるため、市民不信の場となっているのは残念でなりません。行政に対する数多くの申告義務によって市民の権利が生まれ、義務が生じているところに行政が成り立っていると考えるのか、市行政の知らせる義務は一体どうなっているのか、明確にお答え願いたいと思います。

そのためにここで身近な例を挙げ質問いたします。ここでは非常に細かい範囲に入ると思いますが、基本的問題ですのでよろしくお願ひいたします。

市税申告と国保、国民年金保険料等の控除額の件であります。個人申告によってその他の項目で国税を申告する以外に、幾ら国民健康保険、国民年金を掛けておってもその控除額にならない。今回、コンピューター導入によって、配布にはすべてそういうふうな内容の中で、保険料等は、市民税の方ではわかっておるわけです。そういう点で、申告がなくてもその保険料納付の実体を把握しているならば、特別徴収等のところでは、すべて市行政として引いていく問題ではないかと考えております。その点で、そういう措置はとらないかどうか。

2点目に、国民健康保険料の前納報奨金制度についてであります。4月1ヶ月の間であれば、前納報奨金が相当額付くわけですが、5月、6月になってきますと、総額を納めても一切、前納報奨金が付かないというふうに条例ではなっております。しかし、他の国民年金や市民税、固定資産税等々については、すべて1カ月前でも報奨金が付いております。そういう点の矛盾はないのかどうか、その点の明確な御答弁をお願いしたいと思います。

次に、市民税所得証明書の手数料の件であります。この6月20日までに私立幼稚園奨励費補助についての申請をしなければなりません。そこに添付する書類の中に60年度市民税、府民税、特別徴収税額の通知書か、もしくは市、府民税の納税通知書兼領収書の写し等を添付するようになっております。ない人は、市役所に来て非課税証明書等をもらわなくてはならない。生活保護の人は生活保護の証明をもらわなくてはならない。そこで、これらの納税通知書等は、非課税の人には送られないわけです。ですから、200円を出して取らなければならないという矛盾が生じます。その点の配慮をどうすべきか。こういう制度は廃止しながら、私立幼稚園の就園奨励補助についての所得証明等は市で調査することにしていただきたい、そのように思います。就学援助の証明書等も昨年からなくなっておりますので、そのようにしていただきたい。

次に、身体障害者に対する軽自動車税の減免でございますが、「福祉の手引」という非常にりっぱなものができるておりますけれども、残念なことに、これは和泉市がつくりながら和泉市のものではないと私は感じております。ここに軽自動車税減免の方法を書いてます。「身体障害者に対する軽自動車税については、府下の市町村に減免規定がありますが、各市町村により減免の取り扱いが若干異なりますので、詳しくは市民税課の軽自動車税の担当係にお問い合わせください」。この文章であれば、これはあくまでも府あるいはよその市、よその地域の文面であります。和泉市が発行しながら、なぜ和泉市の内容をここに書けないのか。そういう問題をどう考えているのか、お聞かせ願いたい。

もう1点、ここで言うとすると、身体障害者に対する久保惣美術館の入館料が減免になっていることは条例の中で事実だと思います。そういうものをここでなぜ載せられないのか。その点、横の連絡等はできているのかどうか、そういう点をお聞かせ願いたいと思います。

次に、保育料の件でありますけれども、これも市民税等が無申告、また、申告されておっても正確でなく、会社からの給保が間違つておる。しかも、その中で所得税が非常にたくさんかかっておる。間違つておるのがわかつておりながら保育料の決定がなされておる、そういう事実はたくさんござります。その人が正確な申告をすれば、保育料はゼロあるいは5,000円か何ぼで済むものを、4万も5万も所得税を取られているという関係で、1万数千円の保育料を

取られるという問題がたくさんございます。もっと知らせる義務でもって、1つの大きな市行政の職員の責任として、できる範囲でやっていくべき方向にしなくてはならない、そういうふうに思います。

また、先ほどの軽自動車税減免の件ですが、もう1つ、私が体験したところによりますと、4月の1週間前となっておりますが、4月が過ぎて5月に減免申請を出すと、その年はできないということあります。なるほどそういう状態はわかるわけありますが、普通車の自動車税減免に対しては、府は非常に細かく丁寧に手紙、また、申請書等をその都度、毎年送っております。また、葉書等で確認をしております。そういう市行政の手抜かりと言えば何ですが、親切の足りなさの中で、市民に対する知らせる義務を怠っているということをもう一步突っ込んで、市行政の中で自動車税減免については考えていただきたいと思います。

そういう点でこれは200円、300円、また、4,000円、5,000円という細かな問題ですが、非常に大事な市行政としての基本的問題であるということから、私はあえて今回、一般質問で取り上げさせていただきました。その点で詳しく御答弁を願いたいと思います。

次に、中央丘陵開発計画と今後についてであります。住宅・都市整備公団の買収地管理については、今後の開発計画の進展とともに、施設の張り付け等について市民合意をどのように図っていくのか。また、3年前に条例化された環境保全条例による空地管理をどのようにされるのか。今後、十数年かかるであろうと思いますそれらの空地利用を考えられないかどうか、その点についてのお答えを願いたい。

特に最近、私が見て非常に困った例は、昨年もこの質問をしましたところ、質問を出すや否や草が刈られたわけです。きょうもこの質問を出すや否や、昨日から草が刈られているわけです。非常にいいことではありますけれども、質問をしなければ草が刈られないということでは非常に困る。そういう点での御答弁も合わせてお願いをいたします。

以上です。

○ 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。

○ 営業課長（和田栗登君） 履用促進事業団の問題につきましてお答えいたします。

各市の実態はさまざまありますが、基本的には、集合住宅に対する取り扱いにつきましては、一般的には、集合住宅の設置者が水道施設を設置し、水道事業者から給水を受けて集合住宅の各居住者に給水をしておりますが、その場合、水道事業者の料金徴収につきましては、集合住宅の水道の親メーターの水量に応じた料金を徴収する方法がとられているのが実情でございます。

前回の答弁でも申し上げましたように、雇用促進事業団の場合、昭和43年に市と同事業団

どの間で給水協定が締結され、現在に至っております。その一括給水の内容といたしまして、使用水量の検針は府が親メーターで実施し、管理人が子メーターを検針の上集金を行い、事業団から一括納入する形をとっております。

なお、かねてから戸別集検針の要望があったわけでございますが、これには府といたしましては、集合式メーターまたは遠隔式メーターの設置を前提条件といたしまして、戸別検針の実施方を協議してまいりましたが、負担問題等により現在に至っております。

以上です。

- 5番（赤阪和見君） これは伏屋団地ともう1つありますが、一般用になるのか、それとも、口径別になるのか。何ミリになるのか。ちょっと親メーターのことです……。
- 営業課長（和田栗登君） 葛の葉は75ミリ……。
- 5番（赤阪和見君） 用途別、口径別ですか。その用途は何か。
- 営業課長（和田栗登君） 連用栓でございます。
- 5番（赤阪和見君） 水道料金表の中で見ておりますが、75ミリなら基本料金は何ぼ取つてのか。
- 営業課長（和田栗登君） 一応、一般用の戸別と連用栓は同じ基本料金として700円です。メーターは2,400円です。
- 水道部理事（岩井益一君） これは連用栓でございまして、専用栓の各戸1戸当たりの需要家に対するものと同じ基本料金でございます。
- 5番（赤阪和見君） 1戸ずつ勘定しているわけですか。
- 水道部理事（岩井益一君） さようでございます。2戸以上の世帯の場合は連用栓といっております。1つの親メーターに対して2戸以上の給水装置を持っていいるのを連用栓。そして基本料金、それから過増の料金がございますが、これは全く同じでございます。
- 5番（赤阪和見君） 100ミリであっても200ミリであっても同じということですね。
- 水道部理事（岩井益一君） はい。ただし25ミリにつきましては戸別メーターになります。
- 5番（赤阪和見君） ここでいろいろやっておっても前へ進みませんので、ひとつ要望だけにしておきます。

特にこの前も御答弁をいただきましたが、よその市はすべてどういう状態であれ、やっているわけです。内容は違いますけどね。和泉市だけがやっていないが、戸別でやっていることは事実です。その点で加入金の問題等々だと思いますけれども、後の金銭的なものがあるということですが、これはうちの場合は古い建物ですので、当初、加入金は取っていないわけですね。しかし、私が言うのは、既得権がすでにあるということです。加入金をもらわなくとも話し合

いはできるんじゃないかな。雇用促進事業団に加入金を取ると言わなくてもね。部長も大変ですが、その点での判断をしっかり相談してやっていただいたら結構です。常に問題意識を持っていただき、前向きの解決をしていただきたい。

また、水道使用の問題で水道料金が若干、安くなったり高くなっている事実があります。そしていま、2軒、3軒という借り方をしていますので、3カ所のメーターを使いながら、1カ所は多くて2カ所、3カ所は少ない。市の料金体系で取られては非常に高くなるわけです。使用者はね。そういう点も合わせて解決の方法を考えていきたいということで、これは要望だけにとどめておきます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次の答弁。

○ 総務部次長（吉田日出男君） 市税の関係についてお答えいたします。

まず、申告漏れの社会保険控除取り扱いのお尋ねでございますが、税務の運営上、適正かつ公平な課税が基本でございまして、納税者の身になって適正な対応を心掛けておるところでございます。知らないために損をした、税の掛け過ぎになったということがないよう、あらゆる機会を通じましてPRに努め、指導に心掛けてまいりたいと存しております。

2点目の「福祉の手引」についてでございますが、御指摘のとおりでございます。関係いたします福祉事務所とさっそく協議いたしまして、市民の方々にわかりやすいように修正をしまいりたい、かよう考えております。

次に、軽自動車税の減免でございますが、本市におきましても南港、いわゆる大阪府軽自動車協議会から通知を受けた場合、担当者から電話いたしまして申請の指導を行っておるところでございますので、御理解賜りたいと思います。

○ 5番（赤阪和見君） こういう話があるんです。昨年、単車をとられた。3月31日までに市へ「その車はないんだ」という申請を出しに来たが、昨年までの税金がたまっている。だから、税金を払ってくれなければその申請は受けられないという。受けられなくて帰ると、4月1日から翌年のやつがまたかかってくる。そういう状態にあります。市のある職員が私にされました。「私が払っときますわ」とね。ここだけの話ですよ。どうのこうのじゃなく、これは大事なことです。これを払わなければ受理できないから「お前、払っとけよ」と言えますか。また、それで済むものと違います。

これは前の国民健康保険の保険証の配布の問題と一緒にです。保険料がたまつた人には送らない。送らないから取りに来る。前の分を払わないと渡さない。渡さないから取りに行かない。保険証がないから、しんどくても医者に行けず、家でじっとしている。しかし、保険料だけはどんどんたまっていく。そういう実態があったので、前回3月の予算委員会では「今後、渡す

べきものは渡し、保険料は保険料として別だという感覚でやってもらいたい」と言いました。

この税金の問題もそのとおりだと感じます。「私が払っておく」と言ったのがええとか、悪いとかの問題じゃない。本当の基本をどこに置くか。職員の皆さんと考え方がちょっとおかしいんじゃないかと感じました。税がたまってるからできないというのは、何においても申告の義務とかとは全く別だと考えてほしい。たまっておろうが、たまってなかろうが、申告があればまずそれを受け、次から止める。後は請求して取る権利はあるし、向こうも払わんといかん義務があります。義務と権利、そして責任というものをしっかりと分けてもらいたい。

もう1点、これは先ほど言わなかったが、条例の第2条、納税証明書の交付手数料の第2項で「前項の交付手数料の件数については、租税又は公課の種類及び年度ごとに1件とし、2種類又は2年以上の証明を必要とするものにあっては、それらのうちの1つが1増すごとに50円」となっています。一番わかりやすいのが固定資産税で、そのようにすうといけます。きょう、「それは議員さん、あきまへん」ということでしたら、はっきりあかんと言ってください。僕が、59、60年度の2枚の課税証明書をほしいと申請しますと、それは250円でいけるのか、400円払わないかんのか、どっちですか、この条例からいくとね。

○ 納税課長（加久本良一君） お答えいたします。

市税条例第8条の納税証明書交付手数料でございますが、納税証明書ということで理解させていただきます。59年度並びに60年度の2年度にわたります場合は、1件、1件で200円×2通で400円になります。

以上です。

○ 5番（赤阪和見君） そうしたら、1枚の紙に2つ書いてもらうたら200円ですか、250円ですか。これはちょっと変わりますよ。

○ 納税課長（加久本良一君） お答えいたします。

同税目につきましては、ただいまお答えいたしましたのを一部訂正させていただきますが、たとえば固定資産税の59年度並びに60年度、60年度はまだ一部ですが、1通で2年度間にあります場合は、200円プラス50円、250円でございます。

○ 5番（赤阪和見君） 用紙が2枚だとどうなりますか。

○ 納税課長（加久本良一君） 2通になります場合は、200円×2の400円でございます。

○ 5番（赤阪和見君） ちょっとおかしい。紙が2枚、3枚と書いてません。固定資産税の証明書を取ると、4件、5件、あるところは、たとえば土地の分で11件書いたとしますと3枚に渡ります。5件としてね。それで3通で600円、マイナス8ですか、 $5 \times 8 = 40$ で1,000円要るのかどうか。

- 納税課長（加久本良一君） 課税証明と納税証明と両方あった場合ですが、課税証明のたとえば固定資産税の場合、同所の1筆ないしは1棟は200円でございます。2枚、3枚にページがまたがる場合の2枚、3枚と2通、3通の場合は違うわけです。後は1筆または1棟増すことと2枚、3枚になりますても、それに50円を掛けて加算していくわけでございます。
- 5番（赤阪和見君） もう1回説明してください。ここに「1種類または1年を増すごとに50円を加算する」、1件で1種類ですよ。1通という通はない。その点ですね。まあ、それは宿題に置いときましょう。

この幼稚園の分はどう考えますか。この裏に書いてある特別徴収の報告書または税金を掛けなければならぬ範囲、そのコピーだったらしいわけでしょう。しかし、非課税の者にはそういうものは送られてない。その場合200円要る。これは応分の負担というならば逆なんです。その点、教育委員会の方ではどう考えますか。

- 管理部次長（鹿島賢昌君） お答えいたします。

最初に御指摘の就学援助につきましては3年前から一部廃止し、昭和60年度で所得証明を全廃したところでございます。御指摘の就園奨励費でございますけれども、これはちょっと制度が違うわけでございます。私立の幼稚園が御父兄の所得によって保育料を補助した幼稚園が市の学事課へ申請し、そして、市が幼稚園へ補助する、そういう制度になっているわけでございます。したがいまして、手数料はできるだけ要らないようにということで、裏にお示ししているように、たとえば昭和58年度の市民税、府民税特別徴収の写し、一般にサラリーマン世帯が勤務先から手渡される書類なんです。さらには、昭和58年度市民税、府民税納税通知書兼領収書、これも「写し」で、一般に自営業の世帯で直接郵送されてくるものということで、ただでいいける方法を考えているわけです。残ってするのが生活保護世帯ですが、これは福祉事務所の証明。それから、先生が御指摘された市役所市民税課で発行する証明書と付記しております。

就学奨励費を全廃したわけですから、就園奨励費についてもできるのではないか。私は、やり方によってできると思います。ただししかし、制度の違いがありますので、私学連合会あるいは市民税課と1回、協議、検討させていただきたいと思います。私が即、ここでできるか、できないかの回答はできない問題なんです。制度自体、保育園が父兄に補助する、そして、幼稚園に対して市長が補助するというものです。書類のない書類が幼稚園に出されることになりまると、また、園の方でも困るわけです。したがいまして、結論といたしまして、私学連合会、市民税課等々と早急に検討、調整し結論を出してまいりたいと思います。

以上です。

- 5番（赤阪和見君） これは大阪府の市の融資制度で市独自で発行した証明書、ああいう証明書を非課税の者についてはつくって考えるべきじゃないか。非課税でない者は別としてね。これは逆なんですね。税金を納めている者がただでやれる方法があり、税金を納められない人が200円要るということになります。この件は、これで結構です。
- それから、先ほどの軽自動車税の減免ですが、せっかく市でりっぱな本を出しながら、府の焼き直しみたいでは申しわけないと思います。もっとこの減免の詳しい内容のものを障害者の人たちに送れないものか。特にここではいろいろあると思う。葉書で出すとか、毎年確認していただくとかね。確認しない方が有利な場合もある。非常に得する場合もあるんですが、公平の見地からすれば、きちんとした指導をすべきだと考えますが、その点どうですか。
- 市民税課長（石本博信君） 先ほど次長の方からお答えさせていただきましたが、南港におきまして自動車取得税の減免が出ました場合、書類の方で身障者という形で判を押して市民税の方に回ってきます。その分については、担当者の方から該当者の方へただいまは電話で、この減免の該当者は普通自動車か、軽自動車か、原付きのうち1台となっておりますので、その点を確認いたしまして、減免申請ができるよう指導させていただくよう今後、努力したいと思います。
- 5番（赤阪和見君） 電話というのは、子供が受ける場合もあるので、葉書とか、書面でということでやっていただきたい。封書であれば、減免申請をしよう、新規登録者については入れて送るといった、そこまで念の入れた方策をしていただきたいとお願いしておきます。その場合、免許証のコピーとか、家族と同世帯だとかは、また、葉書でもいけるようになりますわな。障害者手帳が要るから原本を持ってこなければいけませんが、そういう点で市民の側に立った行政というものをひとつ考えていただきたい。
- 特にカブなんか盗難車が非常に多い。これを何年も放ってある方があります。数も多いからわからないなりに税金を掛けている者もたくさんある。たまに私らが8月、9月とか、4月なんかに聞くわけです。しかし、そういうふうなものも、前のやつが残っているから、残ってないからでなく、しっかりと実態を聞いて現実性があれば保留をしていく方向をいま、やってますね。そういうしっかりとしたものをつけられないものかどうか。来る人によって、あるいは尋ねる職員によって若干、対応が違うということでは非常に問題があろうと思います。その点は要望だけにしておきますので、やっていただきたいと思います。
- それと、手数料の件ですが、どうですか。やはり400円要るんですか、2通になれば。市民税の所得証明についてはね。
- 市民税課長（石本博信君） 59年度、60年度であれば、年度ごとに1件ということで証

明手数料をいただいていると思います。市民税の所得証明の場合は、5人ぐらい来られても、あくまで60年度であれば、人数は何人でも1件として手数料をいただいてます。

○ 5番(赤阪和見君) これもおかしい。納税というものは1人が世帯、1人が基準なんです。家族が基準じゃないでしょ。それに家族で3人所得がある者がいるとすると、1件が200円、次に50円、50円、これはわかります。これの方がまだおかしい。私は、何も高くせよとは言ってないが、本当は個人は別で、家族単位と違いますよ。市民税も多分そうなっていると思いますが、2種類であっても、また、2年にわたっても3年にわたっても1件は200円であり、2件目からは50円となってあります。そこに市長、助役、きっちりとした方向性を持ってもらわんと、僕らも迷うことがあります。計算しても向こうの考え方と合わんときがあります。市民も市民税課ではこう言うが、納税課へ行ったらこうや、違うということでは困ります。同じものを同時に取ったときにわかりますよ。そういう矛盾があると思いますが、部長、どうですか、その点については。

○ 総務部長(麻生和義君) 先ほど来、担当課長から答弁をしておりますが、なお、早急に3部門の説がお互いに税金をいただくというセクションでございます。証明書を発行し、同じ目的に使われるところでございます。統一した、よりわかりやすく、より納得のいける証明手数料をいただけるように、改善すべきは改善を図ってまいりたいと思いますので、若干の時間をいただいた上できちんと整備したいと考えます。

○ 5番(赤阪和見君) 次の保育料と国民健康保険、年金の還付請求の件ですが、市民税だけでもそういう形の中で、実態はわかっているんですから近いうちにできませんか。所得税まで市でやれとは言いません。市でやらなければならないのは市民税ですからね。ある会社から給保が送られてきた。こちらから貯金の利息が送られてきた。全部合算して請求するでしょう。こちらでこの人は引いてないな、とわかっているにもかかわらず、1・0万円掛けたとわかっている。それに引くやつは引かんと掛けるやつだけは全部掛けてるのが実態です。そんなあくどい、悪代官みたいなことはないと思いますがね。

それと、保育料の件ですが、あくまでもその所得証明は間違っているのがわかっている。計算したら合わない。会社によって、たまには数の多いことですから間違って計算することもありますわな。そういうやつがえてして放ってある。後でぎょうさん保育料がたまたま、とわれわれに言うてくるが後の祭り。しかし、それを掛けるときに見ればわかる。「制度を私たちはいらえません」と保育の職員さんは言うが、そこにもう一度突っ込んだ親切、市民に役立つ人がいるところであればすべきだと考えるんですが、その点のきめ細かな配慮がほしいと思います。

そこに、市行政の職員の規律の正しさが出てくるんじゃないか。行政がこうやから、条例がこうやからあかん、と言えばそれまで。そこには情というものがあってしかるべきである。非情なところは非情で結構です。しかし、わからない、行政に不案内、また、制度に対して本当に無知である人たちのために市職員が一丸となり、われわれ議会側も理事者側も市民を守るべき立場に立たなければ行政はよくならないと思いますが、その辺の見解をお伺いをしたいと思います。

- 総務部長（麻生和義君） 御指摘のとおりでございまして、納税者の身になりまして懇切丁寧に対応してまいりたいと存じますので、御了解願いたいと思います。
- 福祉事務所長（中川鉄也君） 久保惣美術館を障害者が利用した場合、無料ということで取り扱っていただいております。まことに申しわけございません。「福祉の手引」作成の段階でそれを入れるのが本筋でございましたが、先ほど御指摘いただきました軽自動車税減免の取り扱いの表現等の問題もございますので、合わせて検討させていただきたいと思います。御理解いただきたいと思います。
- 議長（柳瀬美樹君） 次。
- 市民生活部長（青木孝之君） 国民健康保険料の前納報奨制度について市民生活部長よりお答え申し上げます。

保険料の前納報奨金につきましては、地方税法上、市町村民税、固定資産税並びに都市計画税についてのみ、この制度が認められておるものでございます。健康保険税につきましては目的税ということから、実際にはこれは認められておらないわけであります。また、保険料につきましては、特段の規定がございません。本市の場合、たまたま報奨制度をとっておりますが、その目的は同一のものでございまして、地方税法の規定を尊重すれば、前納報奨制度を採用しない方が適当ではないかということになってまいります。しかし一方では、固定資産税額の大きい税に報奨金制度が設けられていることや、財政状況を踏まえ、また、被保険者の便益を図るため、この前納報奨制度を実施いたしておりますのでござります。この辺の御指摘の事項につきましては、いろいろと地方税法の趣旨もございますので、よろしく御理解を賜りたいと存じております。

- 5番（赤阪和見君） 地方税法では、国民年金はどのようにになりますか。ちょっとその辺がわからない。
- 市民生活部長兼保険年金課長事務取扱（原 美助君） お答え申し上げます。

国民年金は、国民年金法というものがございまして、おのずと健康保険あるいはその他のものとは性質が違いますので、御了解いただきたいと思います。

○ 5番（赤阪和見君） これは納付者の勝手な言い分なんですが、ゼニがあれば先に払うたらええのに、督促が1回こなければ払わへんというクセの悪いのがたくさんおるんですわ。もう3日ほど前に払えば1万数千円得なんですよ。わずかその間で違う。そしたら何を引き合いに出すか、税金です。税金なら12月に払ってもたとい20円でも返る。「国民健康保険はなんや」となる。目的税かどうか知りませんが、そういう点の配慮を何らかの形でできないものか。できなければもっともっと啓蒙をやってほしい。そこに組合があれば組合法というのか知らんが、条例か規則がありますね。納付組合などには報奨をどんどん払う。1人の納付組合としたら払えんことはないと思う、逆に言えばね。勝手な論法だと思いますが、その点も今後、できれば合わせて考えてください。

○ 市民生活部長（青木孝之君） この問題につきましては、参考までに申し上げますが、近隣都市におきましても、この制度を適用しているのは堺市、岸和田市、本市の3市しかありません。その他の市においては、前納制度は設けておりません。この辺をひとつ御理解賜りたいと思います。

○ 5番（赤阪和見君） 理解した上で言うてるわけです。よそでやってないものでもうちがやる。目玉もつくらないとね。ほかは悪いんやから、1つぐらいええものがあつても、だれもいかんとは言いませんよ。やはり集める方法も考え、還元する方法も考え、ニコニコ笑って明るい市政にしていけばいいと思います。これはもう結構です。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 都市整備部長（萩本啓介君） お答え申し上げます。

まず、用地管理の問題でございますが、現状を若干申し上げますと、昭和59年度までは、関西支社の中で特に用地買収を企画用地部が担当しておりました。しかし、9.8%の用地の買収も達成いたしました関係もありまして、本年度から和泉開発事務所が用地の管理をすることに変わっております。和泉開発事務所といたしましては、当面、保安点検の調査をこの6月、7月に実施いたしまして現状を把握し、一定の管理方針を7月中に対策も含めてまとめるべく現在、取り組んでいるところでございます。市といたしましては、公団の方で一定の方針がまとまりました段階で意見を申し上げ、環境保全条例の趣旨がより生かせるようになお一層努力させていただきたいと考えます。

それから、施設の張り付けと市民合意の問題でございますが、かねてから御答弁させていただいておりますように、中央丘陵の推進協議体制につきましては、本事業に取り組んで以来、市議会の特別委員会にお諮りいたします一方、地元につきましては、対策委員会というものと協議してまいりっておりまして、今後ともこうした方法で事業推進を図らせていただきたいと考

えております。

最後に、空き地利用の問題でございます。御指摘のとおり、住都公団といたしましては、宅地等として処分するまでに一定の期間もございまして、御趣旨はよく理解するところでございます。しかし、現実的には、住都公団としては、事故に対する管理責任とか、さまざまな事情がございまして、使用させているという事例は聞いておりません。したがいまして、われわれといいたしましては、現在、計画されております公園等につきまして1日も早く事業化せることで、法的には若干問題があるかもわかりませんが、現実に市民利用、活用ができるよう事業の促進方を要望してまいりたいと考えます。

それから、昨年12月議会でも管理につきましていろいろ御指摘をいただき、痛み入るわけでございます。たまたま私の方といいたしましては、新しい年を迎えるについて区域内、特に市道の周辺についてのごみの不法投棄がありましたので、特に指示いたしまして清掃等をやったという経過がございます。また、今回につきましては、普通は7月にやるという一定の方針もございますが、それを早い目にさせていただいたということで御理解いただきたいと思います。

- 5番（赤阪和見君） 7月中旬にいろんな開発計画が出てくるんですか。
- 都市整備部長（萩本啓介君） 管理方針を定めるわけでございます。
- 5番（赤阪和見君） 管理計画が出、今後、議会にも報告していただくということで結構です。後の計画施設の張り付け等につきましては、結局、私たち市民の代表、また、市民から出ているいろんな組織が各校区にありますが、それらの人たちの意見が通るような施設の張り付けの叩き台を持ってきてほしい。それ以上叩けないような内容を持ってくる面もあります。いまでもそうです。これだけ大きな開発ですから、本当によかったですと言えるような開発方法を考えいただきたい。

空き地利用ですが、貸してあるところはないと言いますが、これも勝手なもので、光明台の場合でもごついグラウンドではないが、1区画の場所があり、夜中から野球などに勝手に使っているのに何も言わない。管理責任もないのかどうかは知りませんがね。しかし、いまの中央丘陵の実態を見ると、いまはもうたけのこは遅いですが、はっちゃん、わらび、せんまい取りなどで入る。また、池もあります。これももう農業に使ってませんから、道の周辺の池はちゃんとされるでしょうが、中へ入った池はどうもされない。大野池のようにタクシーの運転手がどうのこうのとか、槇尾山で女工さんが2人埋められておったとかいうことがないようにしっかりと管理していただきたい。全部網を張りめぐらすのが無理であれば、いい方法を考えいただきたい。そういう管理方法をひとつお願いしたい。幸い、和泉市には環境保全条例がありますから、あの100万坪に及ぶ空き地をどう管理されるのか、議会の委員会でも論議になる

と思いますが、よろしくお願ひいたします。

それと、環境保全条例による問題として最後に1点、聞きたいですが、保護樹木というのがありますね。和泉市で保護樹木が何件か出ましたか。保護樹木の関係はどこになりますか。公園ですか。いま、全然されてないと思う。しかし、きょう、写真を撮ってましたが、30周年記念のりっぱな市政要覧ができると思います。そのトップには水仙と松尾寺の楠が必ず出てくるはずですわ。空を向いて撮るか全体を撮るかは知りませんがね。それがあれだけ活躍してへるんですから市長から言うて行ったら保護樹木にできます。1本ぐらい市の木から第1号が出てもいい。条例には、申請しなければ保護樹木にできないとは書いてませんよ。こちからも言りと書いてますわ。間違いありませんな。せめて1本ぐらいの保護樹木をどこかでつくっていただきたい。あれだけ活躍している楠をたたえるためには。名誉市民があるんですから、名誉の木というものもあっていいと思います。

これで終わります。ありがとうございました。

○ 議長（柳瀬美樹君） 以上をもちまして、通告されておりました一般質問は全部終了いたしました。議員各位の御協力に対しまして厚く御礼を申し上げます。

お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

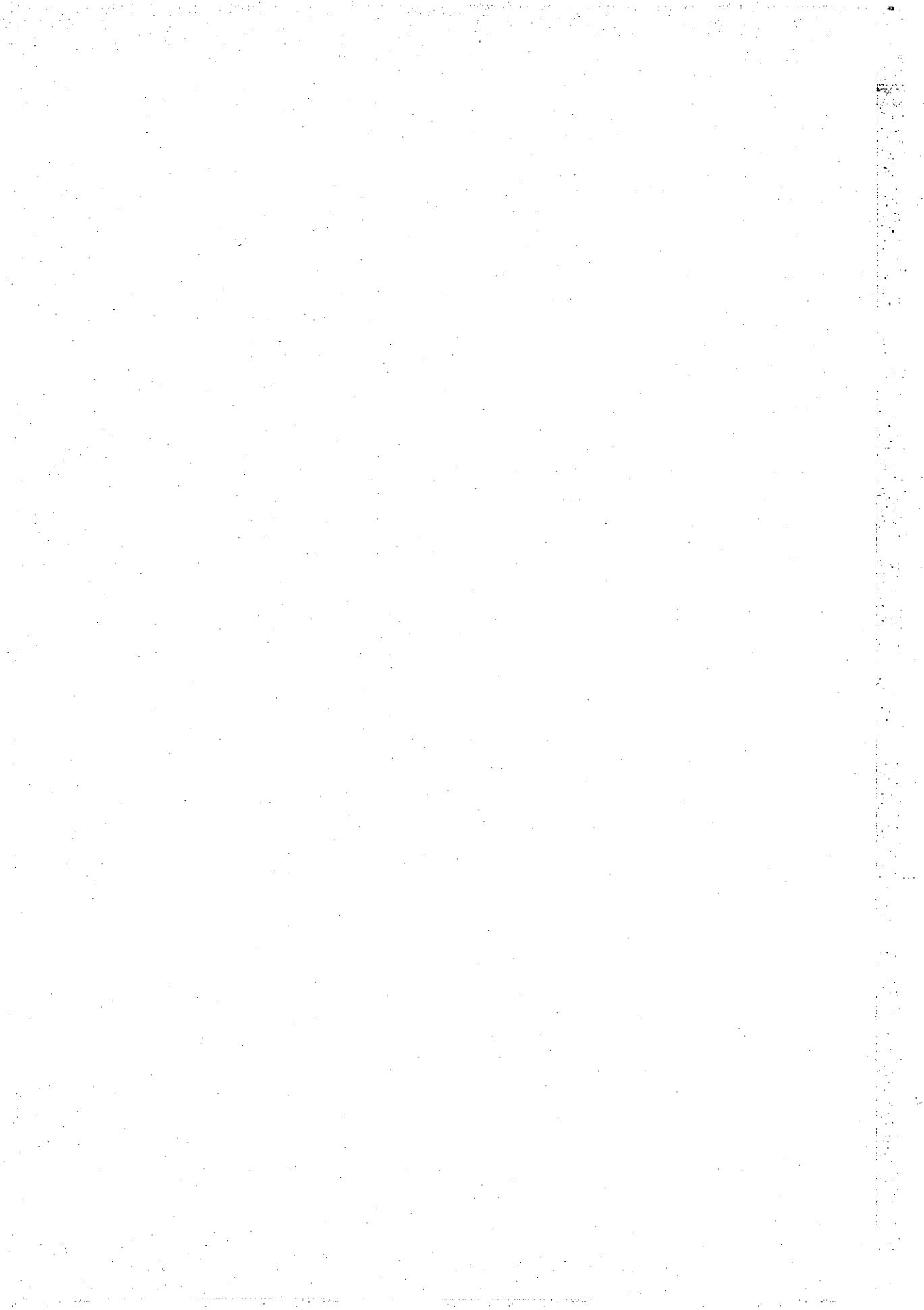
御異議ないものと認め、本日はこれにて散会いたします。

なお、過日の議会運営委員会で御了承を願っておりますので、明日は議案審議を繰り上げてお願いしたいと思いますので、定刻御参考賜りたいと存じます。長時間、どうも御苦労さんでございました。

（午後2時43分散会）



最 終 日



昭和 6.0 年 6 月 19 日午前 10 時和泉市議会第 2 回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(25名)

1番	飯坂楠次君	17番	西村慎太郎君
2番	奥村圭一郎君	18番	勝部津喜枝君
3番	田中昭一君	19番	原重樹君
5番	赤阪和見君	20番	坂口敏彦君
7番	穴瀬克己君	21番	若浜記久男君
8番	並河道雄君	22番	西口秀光君
9番	竹内修一君	23番	柳瀬美樹君
10番	仁井明君	25番	成田秀益君
11番	竹下義章君	26番	池辺秀大君
12番	貝渕博治君	27番	金谷衛君
13番	大谷昌幸君	28番	出原平男君
15番	松尾孝明君	29番	田中包治君
16番	天堀博君		

欠席議員(1名)

6番 藤原正通君

地方自治法第 121 条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

市助役	長	池田忠雄	財政課長	阪豊光
助役	役	坂口槐之助	同和対策部長	橋本昭夫
収入役	役	中塚白	同和対策部理事兼解放総合センター所長事務取扱	生田稔
市長公室長	長	杉本弘文	同和対策部次長兼総合調整課長事務取扱	向井洋
市長公室理事	長	神藤恒治	福祉事務所長	中川鐵也
市長公室企画室長	長	稻田順三	福祉事務所次長	大宅清臣
市長公室次長兼人事課長事務取扱	長	森利治	産業部長	逢野一郎
秘書課長	長	井阪和充	産業部次長	上好美
総務部長	長	麻生和義	市民生活部長	木之助
総務部理事	長	大塚孝之	市民生活部次長兼保険年金課長事務取扱	原美隆
総務部次長	長	吉田日出男	建設部長	浅井介

建設部	事理課	子	実行	地用	行	雄
建設部	次長	兼堺	磨介	担当	寿由	夫
建設部	次長兼取扱	崎	秋之	当社	喜博	延久
下水道課	長事務取扱	萩	正義	事務局長	賢	之昌
都市整備部	長	三富	宏守	事務局次長	吉明	繁堯
都市整備部	長	前高	一恒	参事官	文	堯郎
改良事業部	長	木笠	忠淳	事務局次長	貞忠	嘉士
改良事業部	長	竹林	光清	社会部	正	雄道
改良事業部	長	原藤	益二	教育部	高農	嘉士
病院	長	田藤	孝信	理導部	久光	貞忠
病院	長	岩岸	赤角	社会部	喜多	正
水道部	長	谷	泰	次長	本亮	小一
水道部	事長			次長	本忠	
水道部	次長			次長	森義	
会計課	長			選舉管理委員會	田種	
消防	長			事務局長		
消防	本部次長	高官	武	農業委員會		
総務課	長事務取扱	一ノ瀬	喜廣	事務局長		

備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○  
本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市嘱託速記士 中野満男

○  
本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	北野 敦雄
参事官	河原 茂隆
主幹	大中 保
係長	佐土谷 茂一

○  
本日の議事日程は次のとおりである。

## 昭和60年和泉市議会第2回定例会議事日程

(6月19日)

日程	種類及び番号	件 名	摘要
1	監査報告 第10号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 昭和59年12月分)	P. 1
2	監査報告 第11号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 昭和59年12月分)	P. 12
3	監査報告 第12号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 昭和59年12月分)	P. 18
4	監査報告 第13号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 昭和60年1月分)	P. 23
5	監査報告 第14号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 昭和60年1月分)	P. 34
6	監査報告 第15号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 昭和60年1月分)	P. 40
7	監査報告 第16号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 昭和60年2月分)	P. 45
8	監査報告 第17号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 昭和60年2月分)	P. 56
9	監査報告 第18号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 昭和60年2月分)	P. 62
10	監査報告 第19号	定期監査(昭和59年度第2次分)結果報告	P. 67
11	報告 第2号	和泉市土地開発公社昭和59事業年度決算書類の提出について	P. 1
12	報告 第3号	財団法人和泉市商工業振興会昭和59事業年度決算書類の提出について	P. 3
13	報告 第4号	財団法人和泉市商工業振興会昭和60事業年度事業計画書類の提出について	P. 4
14	報告 第5号	財団法人和泉市文化振興財団昭和59事業年度決算書類の提出について	P. 5
15	報告 第6号	財団法人和泉市文化振興財団昭和60事業年度事業計画書類の提出について	P. 6
16	報告 第7号	財団法人和泉市公共施設管理公社昭和59事業年度決算書類の提出について	P. 7
17	報告 第8号	財団法人和泉市公共施設管理公社昭和60事業年度事業計画書類の提出について	P. 8
18	報告 第9号	専決処分の承認を求めるについて (和泉市税条例の一部改正)	P. 9
19	報告 第10号	専決処分の承認を求めるについて (昭和59年度和泉市一般会計補正予算(第5号))	P. 34
20	報告 第11号	専決処分の承認を求めるについて (昭和59年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号))	P. 44
21	報告 第12号	昭和59年度和泉市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について	P. 50
22	報告 第13号	昭和59年度和泉市公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について	P. 52
23	議案 第45号	町の区域の変更について	P. 54
24	議案 第46号	財産処分について (内田財産区財産(ため池)の売却)	P. 60
25	議案 第47号	財産処分について (内田財産区財産(ため池)の売却)	P. 62
26	議案 第48号	財産処分について (唐国・内田財産区財産(ため池)の売却)	P. 64
27	議案 第49号	名誉市民の推薦について	P. 66
28	議案 第50号	和泉市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例制定について	P. 67

日程	種類及び番号	件 名	摘要
29	議案 第51号	和泉市立市民会館条例の一部を改正する条例制定について	P.79
30	議案 第52号	昭和60年6月に支給する期末手当の額の特例に関する条例制定について	追加 P.1
31	議案 第53号	昭和60年度和泉市一般会計補正予算(第1号)	" P.6
32	議案 第54号	昭和60年度和泉市老人保健事業特別会計補正予算(第1号)	" P.30
33	議案 第55号	昭和60年度和泉市水道事業会計補正予算(第1号)	" P.34
34	議案 第56号	昭和60年度和泉市病院事業会計補正予算(第1号)	" P.51
35	決議 第2号	国庫補助削減による地方負担転嫁反対・地方財政危機打開に関する要望決議	別紙
36	決議 第3号	部落解放基本法の制定に関する要望決議	"
37	意見 第3号	「地域改善対策特別措置法」残期間における同和対策事業と「法期限切れ後」の同和対策措置に関する意見書	"

(午前10時開議)

○議長(柳瀬美樹君) おはようございます。議員の皆さんには、公私何かと御多忙のところ連日の御出席、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

○市会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席されている議員さんは21名でございます。藤原正通議員さんから欠席の届け出がございます。遅刻の届け出の議員さんはございません。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思います。現在、21名でございます。

○議長(柳瀬美樹君) ただいまの報告どおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長(柳瀬美樹君) 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、御了承願います。

---

○議長(柳瀬美樹君) それでは、日程審議に入ります。

日程第1から日程第10までは、いずれも例月出納検査結果報告並びに定期監査結果報告でありますので、これを一括議題といたします。

報告は多数ですので、表題のみ朗読させます。

(市会事務局長朗読)

## 監査報告第10号

### 例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和59年12月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和60年3月27日

監査委員 久光喜多男

同 穴瀬克巳

記

1. 検査実施日 昭和60年3月27日
2. 検査の対象 昭和59年12月分の出納状況
3. 検査の結果

12月末日現在の收支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

なお、12月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

## 監査報告第11号

### 例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和59年12月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和60年3月27日

監査委員 久光喜多男

同 穴瀬克巳

記

1. 検査実施日 昭和60年3月27日
2. 検査の対象 昭和59年12月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による12月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、12月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第12号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和59年12月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和60年3月27日

監査委員 久光喜多男

同 穴瀬克己

記

1. 検査実施日 昭和60年3月27日

2. 検査の対象 昭和59年12月分の出納状況

3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による12月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、12月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第13号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和60年1月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和60年4月26日

監査委員 久光喜多男

同 穴瀬克己

記

1. 検査実施日 昭和60年4月26日

2. 検査の対象 昭和60年1月分の出納状況

3. 検査の結果

1月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、1月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

## 監査報告第14号

### 例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和60年1月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和60年4月26日

監査委員 久光喜多男

同 穴潮克巳

記

1. 検査実施日 昭和60年4月26日
2. 検査の対象 昭和60年1月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による1月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。  
なお、1月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

## 監査報告第15号

### 例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和60年1月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和60年4月26日

監査委員 久光喜多男

同 穴瀬克巳

記

1. 検査実施日 昭和60年4月26日
2. 検査の対象 昭和60年1月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による1月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。  
なお、1月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

## 監査報告第16号

### 例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和60年2月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和60年5月30日

監査委員 久光喜多男

同 穴瀬克巳

記

1. 検査実施日 昭和60年5月30日

2. 検査の対象 昭和60年2月分の出納状況

3. 検査の結果

2月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、2月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

## 監査報告第17号

### 例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和60年2月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和60年5月30日

監査委員 久光喜多男

同 穴瀬克巳

記

1. 検査実施日 昭和60年5月30日

2. 検査の対象 昭和60年2月分の出納状況

3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による2月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、2月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第18号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和60年2月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和60年5月30日

監査委員 久光喜多男

同 穴瀬克巳

記

1. 検査実施日 昭和60年5月30日
2. 検査の対象 昭和60年2月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による2月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、2月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第19号

定期監査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第3項の規定に基づく昭和59年度定期監査(第2次分)別記要領により執行した。

その結果を同条第8項の規定により別冊のとおり報告する。

昭和60年3月30日

監査委員 久光喜多男

同 穴瀬克巳

- 議長(柳瀬美樹君) 本報告について質疑、御意見ありませんか。

(「なし」と呼び者あり)

別に質疑、御意見ないものと認め、監査報告第10号から第19号までの報告を終わります。

- 
- 議長(柳瀬美樹君) 次に、日程第11「和泉市土地開発公社昭和59事業年度決算書類の提出について」を議題といたします。

報告を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

報告第2号

### 和泉市土地開発公社昭和59事業年度決算書類の提出について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、和泉市土地開発公社の昭和59事業年度の決算に関する書類を別紙のとおり提出する。

昭和60年6月18日提出

和泉市長 池田忠雄

○議長(柳瀬美樹君) 報告の説明を願います。

なお、理事者の提案理由の説明は、自席にて簡単にお願いします。

○用地担当理事・土地開発公社事務局長(佐原行雄君) お許しを得まして自席から、ただいま御上程をいただきました報告第2号「和泉市土地開発公社昭和59事業年度決算書類の提出について」、御説明申し上げます。

公社の運営につきましては、平素から格別の御指導を賜り、厚く御礼を申し上げます。公社財政の健全化、運営の効率化等につきましては、銳意取り組んでいるところでございます。今後、なお一層の御指導を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、お手元に御配付申し上げております「昭和59事業年度和泉市土地開発公社決算書」に基づきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、5ページの事業実績でございますが、和泉市外より委託を受けた土地の先行取得につきましては、都市計画街路岸和田南海線用地 $207.24m^2$ を562万4,604円で取得いたしました。泉州山手線用地 $469.34m^2$ を9,155万4,720円まで取得いたしました。次に、和泉市の一般事業用地といしまして、北池田小学校拡張用地その他といしまして17筆、 $2,553.73m^2$ を補償も含めまして1億8,218万3,658円で、また、環境改善整備事業用地といしまして、改良住宅用地等で64筆、 $9,839m^2$ を建物、土地等も含めまして、10億9,463万7,987円で取得いたしました。

以上、59事業年度において先行取得いたしました合計は、84筆で1万2,569.81m<sup>2</sup>、総額13億7,400万9,699円でございます。

次に、土地の売り渡し状況につきましては、7ページ以降に記載いたしておりますが、都市計画街路岸和田南海線用地4筆、 $627.15m^2$ を7,636万6,252円で大阪府へ、また、泉

州山手線用地2筆、469.34m<sup>2</sup>を総額9,451万3,388円で住宅・都市整備公団へ譲渡いたしました。次に、市の一般事業用地といたしまして、水道事業施設用地を初め泉大津阪本線用地等で20筆、6,502.61m<sup>2</sup>を6億4,203万9,440円で譲渡いたしました。環境改善整備事業用地といたしましては、改良住宅用地及び道路用地等といたしまして、109筆9,524.76m<sup>2</sup>を建物、補償も含めまして14億428万8,915円で譲渡いたしました。

さらに、公共用地取得の促進を図る受け皿対策といたしまして、換地対策事業用地2,845.62m<sup>2</sup>を1億9,306万5,670円で各権利者へ譲渡いたしました。

以上、59事業年度の譲渡総額は、144筆、1万9,969.48m<sup>2</sup>を建物、補償を含めまして24億1,027万3,665円と相なります。

次に、11ページ以降の決算書につきまして御報告申し上げます。

第1款 事業収入につきましては、先ほど御説明申し上げました土地、建物等の売却収入で、24億1,027万3,665円でございます。

次に、第2款 借入金につきましては、本年度は借り換えの取りやめや土地取得の減少等によりまして、29億6,924万円を借り入れいたしました。

また、第3款 事業外収入につきましては、預金利息及び土地貸付料として955万8,126円を収入いたしました。

また、第4款 繰越金は、前年度より繰り越しの未収金等で6億7,029万9,141円を収入いたしました。

以上、収入合計は60億5,937万9,32円と相なる次第でございます。

次に、支出でございますが、第1款 事業費は、土地取得に伴う支出で、環境改善整備事業用地で11億4,89万6,987円、公共用地取得費といたしまして2億8,027万9,82円及び伯太町三丁目その他の造成費で2億6,417万7,480円を支出いたしました。

以上、合計いたしまして16億4,934万5,449円の支出と相なる次第でございます。

第2款 管理費につきましては、公社保有地の財産管理費といたしまして732万4,820円を支出いたしました。また、職員の入件費等事務管理費といたしまして8,085万7,630円を支出いたしました。合計で8,818万2,450円を支出いたしました。

次に、17ページの第3款 借入金償還金につきましては、元金で35億4,400万円、利息等で5億8,833万3,830円、合計41億3,233万3,830円を各借入金融機関等へ償還いたしました。

第4款 予備費の支出はございません。

第5款 繰越金は、当年度の未収金等の資金1億8,950万9,203円を翌年度へ繰り越す

ものでございます。

以上、支出合計は 60 億 5,937 万 9,32 円で、収入と相対するものでございます。

以上、事業実施に伴う損益の状況につきましては、20 ページの損益計算書に記載のとおりでございます。当年度純利益は、556 万 4,451 円と相なります。これを前年度よりの繰越欠損金と差し引きいたしまして次年度への繰越欠損金は、7 億 8,889 万 6,874 円と相なる次第でございます。

なお、19 ページに貸借対照表、23 ページ以降に財産目録を登載しておりますので、御参考賜りますようお願ひ申し上げます。

以上、簡単でございますが、昭和 59 事業年度和泉市土地開発公社決算の御報告といたします。何とぞ原案御承認賜りますようお願ひいたします。

○ 議長（柳瀬美樹君） 本報告に対し質疑、御意見ありませんか。

○ 8 番（並河道雄君） ちょっと 1 点、お伺いいたします。

5 ページの上伯太線用地でございますが、1 筆で 75.48m<sup>2</sup>、830 万 2,800 円と事業実績であります。これは立ち退きさせた分かどうか、その確認と、上伯太線については以前、私も一般質問等で早期実現を要望した経過があるんですが、現時点での経過。それと、松原線が開通しましたが、これの開通のめどを説明願いたいと思います。

○ 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。

○ 計画課長（中屋正彦君） ただいま御質問の上伯太線につきましては、議員さんがおっしゃってます、あの鶴山台からの突き当たりの物件の取り壊した用地でございます。

○ 道路課長（田中武郎君） お答えいたします。

上伯太線の進捗状況につきましては、60 年度より用地買収いたしまして、61 年度または 62 年度の完了に向けて現在、進捗しておりますので、よろしくお願ひいたします。

○ 8 番（並河道雄君） その上伯太線の立ち退きの件ですが、われわれとしては、あそこは計画道路として接続されるということは知っておったわけですが、あそこへ家が建ったわけです。家が建った途端にまた、計画道路やからと取り壊して立ち退きさせた経過があるんですが、もともとわかつておったんではないか。わかつておって確認申請を受け付け、また、取り壊す。

61 年、62 年の完了予定にもかかわらずあわてて取り壊せたが、その辺の理由を御説明願いたい。

○ 都市整備部長（萩本啓介君） 上伯太線の関係につきまして、都市整備部長より御報告申し上げます。

上伯太線の事業化につきましての具体的な引き金となりましたのは、先生も御存知のように、

鶴山台の調整池の埋め立てでございます。昨年来、いろいろとその具体化に向けて、公団と協議を重ねてきたということでございます。いよいよ公団との調整が整った関係で事業化に踏み切ってまいるという事情でございますので、その点御理解賜りたいと存じます。

- 8番（並河道雄君） 家の件ですが、大体、計画道路のところへ家が建ったのでおかしいやないか、と言っておったが、また、取り壊した。その辺の説明ですね。
- 計画課長（中屋正彦君） あの件につきましては、都市計画決定がされた道路の計画決定のみでございまして、事業実施のめどがついておりませんでした。都市計画法53条の許可申請がございましたが、一応、建物の構造がいわゆる鉄骨、階層は2階建てということで、53条の許可の範囲内におさまりましたので、許可したということでございます。
- 8番（並河道雄君） 了解。
- 議長（柳瀬美樹君） 他に。天堀君。
- 16番（天堀 博君） これは報告ですし、委員会には私どもの委員も入っておりますので、細かい点は省いて2、3点、お聞きをしたいと思います。

1つは、6ページの環境改善整備事業の伯太町三丁目の換地対策用地についてですが、われわれが聞くところによりますと、換地用地として分譲するということでございます。そのいわゆる残った部分を一般に売り出すという話も聞いておりますのでその辺の時期的なもの、最初の換地用地としての分譲も含めてですが、どういう形の方法をとっていくのかどうか。

それから、この地域がいわゆる環境改善整備事業の集団的などというか、換地用地となりますので、同和施策としての対象地域となるのかどうか、この辺をまず、この件ではお聞きしたい。

それから、今回の報告には出ておりませんが、すでに売却済みということで処分されたことになっておると思うんですが、例の聖神社南側の電電の方に売った土地がございますね。今回、電電が民営になったこともありますが、あの土地処理はその後どうなっているのか。すでにカネの授受も問題がありますが、合わせていろんな条件がついておりましたが、その辺の問題と経過も合わせてお答え願いたい。

それからもう1点は、一般処分用地として残っている分がございますね。大体、主な分としてどの辺で大きなものがあって、今後の見通しというか、いつもよくお聞かせ願うんですが、その辺ではどうなのか。

以上、3点についてお聞かせ願いたいと思います。

- 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。
- 用地担当参事・土地開発公社事務局次長（中辻寿夫君） まず、伯太三丁目の地区外代替地の件でございますが、本件につきましては、5月末に宅地としての造成が完了いたしました。

なお現在、登記事務に進んでいるところでございますので、ほぼ分譲可能な状況になっております。

なお、本件につきましては、当初の買収が昭和50年でございました。同和対策の事業用地ということで、地区外代替地の目的のもとに大阪市から譲渡を受けたものでございます。それに基づいて排水等いろいろ条件整備を整えた上で大変時間の経過がございましたが、やっとでき上がったという実態でございます。

なお、これに対する同対施策につきましては、地区外代替地として提供した場合の公有地の分については、補助金として大阪府から8割いただくということで、分譲価格を低くできるといった府の施策がございます。

なお、一般分譲の件でございますが、本件につきましては、まだ現在、検討中でございます。また、時期、数量等につきましては明確にできておりません。ただいま検討中でございます。

それから、2点目の王子グラウンドの件でございます。これにつきましては、昭和57年度に売却済みでございますが、本件についての土地代金は、半額の2億7,500万円をちょうどいいいたしておりまして、あと2億7,500万円が未収となっております。この条件といたしまして、開発許可がおりた時点で全部完了となっておりますが、開発許可に伴います近隣道路の確保につきましては、当初より聖神社の中を通過する道路ということでいろいろ検討をしてきたわけなんでございますけれども、シリブカガシや文化財等の問題もございまして、ほかでいい、何とかいけうだという道路につきまして、大体、本年中にケリをつけたい、解決したいということで銳意努力しているところでございます。

3点目的一般処分用地の件でございますが、11件で36筆、トータルで1万6,607m<sup>2</sup>でございます。主なものといたしましては、例のサントリーの倉庫前にございます伯太一丁目の用地、面積が1万2,153m<sup>2</sup>、価格にして59年度末で13億3,000万円。これに次ぐ物件といたしましては、府中駅前整備ということで所有いたしております元昭栄劇場跡地。これにつきましては一応、駅前整備ということとの使用目的を持っておりますが、これが8.65m<sup>2</sup>、価格が約4億円となっております。その他につきましては小さい物件でございまして、その都度、公有地の代替等に転用できるよう買収時点で紹介等をさせていただき、早期処分に努力しているところでございます。

以上、簡単でございますが、お答えにかえさせていただきます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 同和対策部長（橋本昭夫君） 昨日の西村議員さんの一般質問でもお答え申し上げましたが、個人給付的施策につきましてもたとえば教育の問題、老人に係る施策につきましては、対象に

なるというふうに考えております。

- 16番(天堀 博君) いまの最終の答弁から。いわゆる属人的なものについては対象になるということですな。今後の問題として、きょうは置いときます。

まず、分譲時期は聞いてないんですが、いま、登記事務手続中ということですね。一般処分の分譲区画が何区画か、図面を見ないとわからないのですが、その代替の予定とかは一応、立っているんじゃないかな。それが残ってぐるかどうかの問題もあると思うんですが、その辺の見当はどのようにつけておられるのか。全く無見当ではないと思いますので、その点のお答えを願いたい。先に言うとりますが、同和対策の代替用地として大阪市から譲ってもらった関係がありますから、一般処分には問題点が出てきますね。その辺とのかかわり合いについては、きちんと話がつくのかどうかもお答え願いたい。

それから、聖神社の南側、青少年グランドの土地でございますが、現在、実際にはまだ見通しも十分に立っていない状況なんですね。半分もろうて、あと半分は完了の時点でということですが、相手側からは何も言つてきてないんですか。「カネを半分取つといつどういうこっちゃ。大概にせえよ」と普通やつたらなると思いますが、その辺はどうなっているのか、お聞かせ願いたい。

それから、一般処分用地ですが、特に大きいのはサントリーの周辺の土地。これは以前から助役さんをつかまえていろいろやってきたんですが、非常に問題のあるやつです。台帳価格自体も莫大な金額になってきてます。放つとけは放つとくほどね。今まで議会で何度も言われている分です。さらに、駅前整備の分として昭栄劇場の跡地。86.5m<sup>2</sup>、4億円になってますね。駅前整備といつても、これは公社だけでは話にならんと思いますが、この辺も合わせて助役さん、どうなんでしょうか。今度、買い上げるとき、実際問題として台帳価格でいくのかどうか。問題も発生してくるんじゃないかと懸念するわけです。合わせてその辺の見通しですね。サントリー周辺の答弁はよろしいわ。「銳意努力します」ということしか答弁はないと思います。同じような答弁ばかり聞いてもしようがないのでね。よろしくお願ひいたします。

- 用地担当理事・土地開発公社事務局長(佐原行雄君) 伯太三丁目の換地対策事業でございますが、基本的には、同和対策の換地用地として75区画を分譲する計画を進め、現在、登記事務関係を残すのみとなっております。したがいまして現在、環境改善事業北部第1地区のいわゆる用地買収の換地対策事業として、間もなくその分が売り出しにかかるということでございます。

問題は、この75区画がどういう状態になっているかという点でございます。基本的には、この当初計画を立てた当時、この用地を買った時点では、地区内事業を行うための換地対策と

しては、これ数以上に売った事実がございます。住民のアンケート等も含めましてのニーズの中で、これだけ必要だったということでございます。現時点では大分事業が進んでおりますが、こういった安くて良好な用地を、という志向が現実にあるわけでございます。その志向が、用地売却のときにしか十分その決着がつきにくい状況でございますので、戸数的あるいは区画的にはその見通しがむずかしいのでございます。

しかし、われわれといたしましては、少なくともこれだけの区画を未来永劫に売れるまで待つという対応はできません。せんたっての議会でも御答弁を申し上げましたが、そういった見通しがある程度ついた段階で一般分譲に踏み切ることもあり得る、というのが実態でございます。御了解いただきたいと思います。

それから、王子グラウンドの関係でございます。これは57年に売却、代金の半分をいただき、あの半額はいただいておりません。そのときの条件は、開発許可と道路の2つの問題でございまして、先ほど、次長から御説明申し上げた経緯がございます。ただ、相手先の公社にいま、まだ十分な御説明ができないわけですが、現在、第1目標といいたしております道路用地の買収並びにそれらの対応は進むとしても、やはり議員さんがおっしゃるように、相手先も待ち切れない、あるいは契約上または人間的、社会的に認められない要素がございますので、別途の対策も最近、考え出しているわけでございます。その見通しが十分立ち次第、公社特別委員会の中で御説明していきたいと思っておりますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

それから、駅前の関係でございますが、これは確かに4億円になんなんとする現在の帳簿価格でございます。これは市の方向といたしましては、駅前再開発にぜひ必要だということで買収することに相なったわけでございます。その時点での買収につきましては、こういった事業がどの制度や補助に乗るかでございます。われわれが現在、抱えている用地の大半は、公共事業用地として取得していただくわけですが、そのときには、必ず帳簿価格プラス事務費、金利が加わるわけでございまして、その価格でもって取得いただくという経過がございます。現時点でどのような施策、制度を活用するかわかりませんので、そういったものがないといしますならば、少なくともそれに相当する金額で買収をお願いできると思います。よろしく御理解いただきたいと思います。

- 議長（柳瀬美樹君） 助役答弁。
- 助役（坂口禮之助君） お答え申し上げます。

駅前再開発関係でございますが、これはかねてから既存市街地を新しい市街地と同じような形で改造していくという市民の強い要請等がございまして、現実に和泉府中の駅前、いわゆる防災街区を除きました地域の再開発につきましては、いろいろ引き合いというとおかしいです

が、部分的な開発をやりたいという申し出のあるところもございます。しかし、実際問題としては、部分的にそした再開発を行っていくことは、たまたま都市計画決定されております駅前広場等もございます関係から、実施にはなかなか踏み切っていけない実情でございます。

ごく最近、全国的にそした駅前再開発を手がけてございますコンサルタントの方々が、いろいろ市に対してアイデアを提供していただいているわけなんです。そしたものを基本にして、今後の取り組みについての部内研究会というものを持って勉強しつつあるわけです。ただ、実施の段階になりますと御承知のように、商店あるいは住宅等がかなり張り付いているわけで、権利者との意見調整を図ることが、再開発実現の大きなポイントにかかわってくると思ってございます。

しかし御承知のとおり、泉大津粉河線の道路も拡張していかなくてはならないという1つの宿命がございます。いま、国府小学校の前の文化財調査を行っておりますが、あれだけの幅員で第2阪和まで抜かないと、将来の交通体系に非常に支障を来すということで、1つの至上命令的なものがございます。しかし、あの地域の道路拡張の都市計画決定の内容を見ますと、道路の両サイドを切り取っていく形になっております。現状、商店等が張り付いておる中で、果たして切り取りで道路拡幅ができるかどうか、非常に至難だとわれわれは思っておるわけなんです。その道路拡幅を考えるといたしましても、やはり駅前再開発とからめる中で、張り付いている商店の移転あるいは改めて商売ができるような立地条件をつくっていかなくてはならないだろうということを考えますと、いろいろ困難はございましょうが、やはり粘り強くこの再開発問題に取り組んでいかなければならぬと考えております。

たまたま、地域の方々の御意見等もしく聞するとところによりますと、それに対する期待がかなり出てきております。部分的にはございますが、「われわれは、市が乗り出してくれるのなら賛成してもいい」という御意見等も出でまいっておりますが、実際はなかなか簡単にいかない。それと、手法上の問題もございます。公共でやるか、あるいは第8セグター方式によって権利者等も含めた形のものに持っていくか、そこら辺についても、かなり大きな公共投資問題がございます。いま、内部の研究会ということで、この問題には、内部的に銳意取り組んでいるのが実情でございます。何とかできればやりたいという考えは、われわれも含めて持っておりますので御理解を賜りたい、かように存じます。

- 16番（天堀 博君） 伯太の分については、未来永劫、売れるまで待つということではない。ある時点で見通しを考えたい、こういうことです。こういうことを言いたくないんですが、大体、どの程度期間をお待ちになるのか。たとえば今年度中とか来年度中とかね。これは環境改善整備事業の進捗状況にもよると思うんです。それと合わせてどの程度を考えておられる

のか。そうでないと、これもまた、そのまま置いといて結局、後になって分譲すると価格の問題が出てきますからね。おカネがかかってますのでね。公社は、ある面では商売を考えないかん。その辺の見通しも立て、タイムリミットをきちんと決めるべきではないかということが一つ。

それから、青少年グランドの用地でございますが、これは相手も相手やなあ、と思うんですよ。いろいろ言うてきてるんかもしれませんね。よう黙ってるなと思う。これは57年度でしょう。それから58、59年度がすぎて60年度に入っている。向こうにも和泉の議会のようなものがあれば、そこでかなり問題になってくるんじゃないかな。まあ、理事会とかあってかなり問題にはなってるんだろうと思います。しかも、カネを先に半分渡してるんでしょう。和泉にとってはもううてる側やからいいが、先方から「もう待てない」と契約破棄となった場合どうなるのか、聞かせておいてほしい。

それから、助役さんから駅前再開発について答弁をいただきましたが、確かにいろいろ見通しもないではないということですが、実際にはなかなかむずかしいというのが本音ですね。サントリーの周辺は、現段階では一般処分用地にしなければしようがないわけでしょう、何かころがり込んでくれれば別ですかね。しかし、駅前再開発としての昭栄劇場跡地については、何かいろいろ引き合いがあるようですが、買った経過は別として、公社につまでも持たせておくべきではない。何か他の方法がないのかどうか。確かに一般会計の方も基金があるとはいながら、起債制限にかかるとか、いろんな問題が出てきますのでしんどいことは事実ですが、現に公共用地として供するわけですからね。民間が入るにしても、何かやる時点で考えたいと思います。原則的には公共の手法によってやろうというんですからね。公社に持たせておいては、だんだん帳簿価格が上がって雪ダルマになります。いつまでも放っておく手はないのではないか。これは提言ですが、その辺もひとつお考え願いたいんです。

以上の3点について、また、問題があればお聞きいたしますが、最後にお聞かせ願って終わりたいと思います。

○ 用地担当理事・土地開発公社事務局長（佐原行雄君） 端的な御質問でございますが、議員さんがおっしゃるように、いつまでか、ということは、非常にわれわれの方が重要視しております。今回、処分しようとする土地は、過去から何回か売って、何年か、数年か経過しておりまして、その後、また幾らという場合の関係と、議員さんがおっしゃる環境改善事業の進捗状況等である程度形が出るかもわかりませんが、はっきり申し上げまして今回、初めてでございます。したがって現在、引き合いも実はございます。非常に低廉かつ良好でメリットの大きいところを昭和50年に買っている関係もございます。そういうものが環境改善整備事業の進

歩もございますが、住民の志向といったものが非常に重要でございます。それらをある程度かけないと、いつごろまでということは出せないのが現状であるということを御理解いただきたいと思います。

それから、例の電電公社の関係でございます。契約が破棄された場合云々でございますが、われわれも当然、考え方の中に入れるべきでございますが、現在時点では、そういう話し合いは一切出てございません。と申しますのは、十分ここで御説明ができないわけですが、第一義務的な道路用地等は変更いたしておりますが、従来の考え方をその模索の中に1点、入れているものがございます。そういう考え方について、相手がわれわれの誠意を受け止めていただいている関係の中からそり言う話し合いが出てこない。したがって、その関係を早期に相手に提示し、一件落着したいと取り組んでおるが、ここ1年以内の経緯でございます。十分内容の御説明ができない部分もございまして中途半端な御答弁になりましたが、その点もお含みいただき、御理解をいただきたいと思います。

- 16番(天堀博君) 先ほどの件は助役さん、ひとつ考えておいていただきたい。それで宿題にしておきます。

それから、伯太三丁目のタイムリミットの問題。これも2年なら2年、3年なら3年といめどを持っておられても、ちょっといまの時点では出しにくい面もあるかもしれません、次の議会ぐらいまでにその辺、ある程度トップも含めてまとめておいてほしい。その時点がこれからということでは、いろいろ後のこともありますのでね。きっと決めて、その期間の中で売り出し、残ったのが1区画が2区画となってくれば話は別ですが、ある一定のタイムリミットは決める必要があるのではないか。その辺について意見を申し上げておきます。これは反対してどうという筋合ではありませんが、聞くだけは聞いておきたいので質問させていただきました。

- 議長(柳瀬美樹君) 他に質疑、御意見ないものと認め、報告第2号を終わります。

- 
- 議長(柳瀬美樹君) 次に、日程第12「財団法人和泉市商工業振興会昭和59事業年度決算書類の提出について」及び日程第13「財団法人和泉市商工業振興会昭和60事業年度事業計画書類の提出について」を一括議題といたします。

報告を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

報告第 3 号

財団法人和泉市商工業振興会昭和 59 事業年度決算書類の提出について  
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、財団法人和泉市商工業振興会の昭和 59 事業年度の決算に関する書類を別紙のとおり提出する。

昭和 60 年 6 月 18 日提出

和泉市長 池田忠雄

報告第 4 号

財団法人和泉市商工業振興会昭和 60 事業年度事業計画書類の提出について  
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、財団法人和泉市商工業振興会の昭和 60 事業年度の事業計画に関する書類を別紙のとおり提出する。

昭和 60 年 6 月 18 日提出

和泉市長 池田忠雄

- 議長（柳瀬美樹君） 本報告の説明を願います。
- 産業部次長（中上好美君） お許しをいただきまして自席から、産業部長病気のためはなはだ僭越ですが、次長の中上よりただいま御上程いただきました報告第 3 号「財団法人和泉市商工業振興会昭和 59 事業年度事業報告並びに収支決算書類の提出について」及び報告第 4 号「財団法人和泉市商工業振興会昭和 60 事業年度事業計画書類の提出について」、その内容を御説明申し上げます。お手元の別冊昭和 59 年度分の 1 ページでございます。

「理事会並びに役員の異動に関するここと」ですが、理事会は 3 回開いていただき、6 件の事項について御審議の上、御可決、御決定していただきました。役員の異動につきましては、市議会の役員改選と市職員の入会異動に伴うもので、理事 3 名の御退任と御就任がありました。また、事務局でございますが、事務局長に私が、事務局は、産業部商工課職員が兼務担当してございます。

次いで、2 ページをお願いいたします。「寄附行為の一部改正」について、本年 4 月、市行政機構の一部が改められ参与の職制がなくなりましたので、寄附行為第 14 条第 2 項、理事の定数を 6 名から 5 名に、また、財務部長及び産業衛生部長の役職名が総務部長及び産業部長となりましたので、この点合わせて改めたものでございます。

なお、附則で知事の認可を必要としておりますが、すでに認可をいただいております。改正の内容につきましては、参考資料として 3 ページに新旧対照表を記載してございます。

次に、4ページ、当振興会昭和59事業年度収支決算につきまして去る5月2日、監事2名の方の監査を受け、収支が正確であることを認めていただきました。

5ページの事業報告の概要に移らせていただきますが、経済情勢等につきましては、去る3月の市議会において市長の市政方針の中である述べられておりましたので、まことに勝手ながら省略させていただき、事業の内容のみ述べさせていただきます。

まず、商工業振興に関するまつては、(1)商工ニュースにつきましては、商工会と共同で編集し、市内各事業所に関連いたします施策やニュースなど6回発行いたしました。

次に、6ページ(2)通行量調査及び購買客動向来街者調査につきましては、通行量調査を商工会とタイアップし、昨年8月1日と5日、和泉府中駅前等で行い、購買客調査を昨年10月15日から11月20日までの間、これらの調査を行いましたして、これらの結果を小売商業振興モデル商工会事業報告書としてまとめまして、市内商店街組合に配布いたしました。

次いで、(3)の商工まつりの開催につきましては、展示即売のほか、のど自慢や人形劇、露店商等を加えまして実施いたしましたところ、2日間で2万人以上の方々の入場者があり、市民出展企業の双方から非常に喜ばれました。

なお、毎年3月に実施しております大阪の伝統産業市は、時代の変化と会場難から昭和59年度はこれを中止し、大阪の伝統産業市開催協議会を発展的解消し、新しく泉州の地域産業振興協議会を発足させ、隔年、東京と大阪で行われております国際見本市に参加することになったものでございます。

次に、観光に関する事業につきましては、(1)観光パンフレットの作成ですが、既存のパンフレットは作成後7年間を経過いたしまして残数も少なく、またその後、光明池大橋、久保惣記念美術館等ができましたので、これらを加えまして、新しく3,000部を印刷いたしました。

(2)槇尾山観光整備事業としまして、桜の名所として保存するため、病虫害に侵された古い木の伐木処理、これにかわるサトザクラの植栽等を行いました。

続きまして、59事業年度収支決算について御説明申し上げます。8ページをお願いいたします。

まず、収入の部①財産収入予算額8万5,000円に対し収入済額2万8,919円、5万6,081円の収入減となっております。この理由でございますが、当振興会基本財産100万円の定期預金の満期日が毎年4月20日となっており、従来、前年度収入として決算してまいりましたが、本年度よりこれを改め、会計年度どおりの利息収入とし計上することにしましたので、本年度に限り預金利子がゼロとなつたためであります。

②の寄附収入450万円は、市より繰り出されました使途指定寄附金でございます。

③事業収入につきましては、予算額160万円に対し収入済額197万2,350円で、37万2,350円の収入増となっております。これは特産品として取り扱っております人造真珠が予定以上によく売れたことによるものでございます。

④繰越金85万2,809円を加えまして、収入済額735万4,078円となり、予算額に対し31万7,078円の収入増となってございます。

次に、支出の部でございますが、10ページでございます。

①事務費の予算額16万円に対しまして15万8,855円を執行し、不用額1,645円となっております。

②事業費予算額647万1,000円に対し支出済額が628万9,90円。主な事業内容は、観光パンフレット印刷代68万円、楓尾山桜の植え替え等80万円、商工まつり負担金150万円、通行量調査費、商工会報発行負担金各110万円等について執行したものでございます。

なお、19万1,0円の不用額は、大阪の伝統産業見本市を中止いたしましたので、その負担金の支出がなかったものでございます。

③予備費40万6,000円が不用額となり、この結果収入総額735万4,078円、支出総額643万9,345円、差し引き91万4,733円となり、これを昭和60事業年度に繰り越しました次第でございます。

続いて13ページ、財産目録でございますが、基本財産の住友銀行定期預金100万円のほか、一覧表のとおりでございます。

以上で報告第3号の御説明を終わります。

引き続きまして、昭和60事業年度に移らせていただきます。60事業年度の報告書を御覧いただきたいと存じます。

まず1ページ、昭和60事業年度の事業計画策定に関しまして、当振興会設立の趣旨に基づき事業内容をよく留意しますと同時に、最近の地域経済情勢と市行財政事情を勘案の上、策定したものでございます。

それでは、概要を御説明申し上げます。

まず、わが国経済の動向でございますが、御存知のように、VTRや半導体など電気機器、自動車産業など輸出関連企業の業績は好調を持続しておりますが、内需につきましては、必ずしも景気の回復は十分とは言えず、むしろ厳しい環境に置かれております。また、今後の見通しも楽観を許さない情勢に置かれていると言えます。

このような状況のもとで、当振興会といたしましては、織維、人造真珠産業を初めとする地場産業の振興のため、消費者ニーズの多様化、技術革新、高度情報化社会の進展等の環境変化

に対応できるよう、従来の事業活動に加え、新しい経済情勢に機敏に対応していく方針であります。一方、商業活動につきましても、車社会における消費圏の拡大、大型量販店の進出、消費者ニーズの多様化など、経営がますます複雑化しておりますので、時代の要求する商店経営のあり方の研究、対策等に取り組んでいく必要があると考えます。

以上の状況を踏まえまして、当振興会昭和60事業年度の事業計画を次のとおり作成いたしました。事業計画は2ページに記載させていただいておりますが、商工業振興に関する事業、特産品の普及、宣伝に関する事業、観光に関する事業、そして、小規模企業工場共同利用事業推進に関する事業を主要な柱としてございます。

次に、これらの事業計画を推進するための収支予算について御説明を申し上げます。3ページ以降でございます。

まず、収入の部でございますが、基本財産に関する収入として、和泉市からの出資金100万円に対する利子収入、運用財産の利子収入を合わせ8万5,000円計上いたしました。

次に、寄附収入では、市からの事業指定寄附収入といたしまして、観光事業等180万円、商工まつり事業負担金等に295万円、合計475万円。

事業収入では、特産品売扱収入として170万円。

そして、繰越金91万4,000円を加えまして、収入合計749万9,000円でございます。

次に、5ページの支出の部でございますが、まず事務費32万円。

事業費といいたしましては、観光事業等124万3,000円、商工まつり事業と地場産業振興事業費395万円、それに商業地域通行量調査等のための受託事業費110万円、計629万3,000円を計上してございます。

以上に予備費88万6,000円を加えまして、支出合計749万9,000円と相なる次第でございます。

最後に、これらの予算の流用の範囲を決めてございます。

以上、報告第4号の内容の御説明を終わります。最初に申し上げました報告第3号と合わせまして、よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願ひいたします。

- 議長（柳瀬美樹君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。
- 29番（田中包治君） これは、この間の産衛委員会で「この振興会というのは何してまんね」と聞いたが、説明もなかった。この目的は一体何ですか。和泉市は御存知のとおり、商工業の人口はだんだん減ってきています。織維は斜陽、人造真珠といつても一部の特定地域だけでしょう。こういう中で、いかにして商工業の振興を図るかについては全然載っていないし、またやっておらない。

それともう一つ、私がおかしいと思うのは、収入、支出の問題ですが、収入の中で松尾寺のさくらまつりとか、寄附してもらって、また支出をしている。こんな決算はあるんですか。松尾寺1つとっても40万円寄附してもらって40万円出します。寄附収入となつてますが、ごまかしですか。

商工業の振興となると、さくらまつりなんて全然関係ない。1つの盆おどりみたいなものでしょう。盆おどりなら各町村でやっています。和泉市でもやってますが、市とは関係ない。まつりをやれば露天商がもうかるとかあるが、どうなんですか。何がためにあるのか、さっぱりわからない。

○ 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。

○ 産業部次長（中上好美君） 第1点目の商工業の振興につきまして、いわゆる議員さんがお考ふる和泉市全体のこれからのお業団地とかの関係でございます。この商工業の振興と申しますのは、従来からずうっと続いております地場産業とか、商店街など、現在あるものをいかにして振興させていくか。新たなものを加えてどうするかというよりは、むしろ、現状をいかによくしていくかに主眼点が置かれていると思います。

また、観光の面でございますけれども、従来、観光協会というものがございましたが、これが発展的に振興会に吸収された組織になった関係で、観光事業がこの振興会の中で取り扱われる事になっておるわけでございます。

また、2点目の支出の問題でございますが、振興会の予算そのもののほとんどが寄附収入によるとなってございます。したがって、松尾寺のさくらまつりでございますが、これは向こうの松尾寺保勝会というものがございまして、そこからおカネをいただきくんじゃなく、市の方から当振興会の観光事業の一環として支出をいただいた中から、松尾寺の方にそれだけ交付しているということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○ 29番（田中包治君） ちょっとおかしいと思う。そうすると、この振興会はモンロー主義ですか。和泉市の商工業の人だけを守る、他の人は関係ないわけですか。はつきりしてくださいよ。いまの商売人だけを守る仕事で他の人は関係ない。一般市民の利益は考えないわけですね。

それと、観光事業の補助金は、市の補助金でしょう。収入と支出を同じように出しているんでしょう。片方は寄附金収入になります。寄附金というのは、市が出るカネは寄附金ですか。市からポケットマネーを出しているんですか。

○ 産業部次長（中上好美君） 第1点目でございますが、必ずしもモンロー主義ではございませんけれども、やはり和泉市の現在の商工業をいかに発展させるか、守っていくかということ

も大事な政策ではないかと思います。そういう点で振興会が組織されたものでございます。この振興会には、地元の工業者、商売人の方々が理事になっていただき、議会からも参加していただいておりますが、その中でいろいろと計画されております。

2点目の予算につきましては、規約の中でも財団法人となれば「寄附金をもって充てる」というのが原則になってございます。そのため市的一般会計の中からこの振興会に対しまして、それなりの資金が寄附金として出されている仕組みになっておるわけでございます。この点、御理解をお願いいたしたいと思います。

- 29番(田中包治君) ちょっと法的におかしいのと違いますか。寄附金というのは、市の公金を出すときには寄附金になりまへんせ。補助金というんならわかりますがね。法的にちょっと疑義がある。市長がポケットマネーを出したんなら話は別やがね。何かしら、よそからもろうて、また、出さんやという決算書になってます。市から出ているとは書いてませんわな。
- 市長(池田忠雄君) 田中議員さんの基本的なお尋ねでございますので、私から御答弁を申し上げたいと存じます。

和泉市商工業振興会は御案内のとおり、商工業各界代表の方々に理事に御就任いただき、議会からも歴代の議員さんと産業衛生委員長さんに御就任を賜っております。その中で和泉市の抱える商工業の振興のためにどう発展策をとっていくか、こういうことについて各界代表の方々の意見をお伺いをしながら、財団法人として市と業界代表とが一体となり、何とか地場産業なり商店の振興を図ってまいりたいと存じておるわけでございます。

その中で和泉市観光協会を吸収させていただいた経緯がございます。その意味合いで、商工業と観光事業振興を1つの組織としてやっていく。決してモンロー主義ではなく、これからのも、また、いまある地場産業についての発展策をどうとっていくか、商工業の発展にどう寄与していくかという意味で、業界代表の方々を交えて意見をお聞きしながら、市の商工業のあるべき姿を求めて一生懸命に御論議をいただき、運営をしておるわけでございます。

の中には観光事業もあり、地場産業まつりもあり、その他いろんなことについての補助金も出すわけでございます。したがって、一般会計の当初予算の中では御案内のとおり、商工業振興会に対する市の補助金という名目で出ております。これを受取る商工業振興会は、財団法人として定款に定めた寄附行為という規約が当然あるわけでございます。その扱いが寄附金として収入をしているということでございまして、市の一般会計からは補助金の扱い、受け取る振興会は、財団法人の定款に基づく寄附金の扱いで運営をしているわけでございます。定款でそうなっておりますのでひとつ御理解をいただきたいと存じます。財団法人組織の根幹をなす定款の中の1つに寄附行為という規約がございます。その定めるところにより運営をしてい

る、こういう組織的な意味合いをひとつ御理解いただきたいと存じます。

財団法人として商工業振興策をとる中で、こうした事業報告書というものを議会に御報告申し上げるという筋道で提出をさせていただいている。したがって、一般会計での扱い、財団法人としての受け取り方には定款がございますので、それにのっとってやっているという点をひとつ御理解いただければありがたい。今後、なお一層商工業振興のために、財団法人組織の中で各界代表の方々のいろんな英知を集めながら運営させていただきたいと存じますので、御理解を深めていただければありがたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○ 29番(田中包治君) 市長の言うことはおかしいと思う。定款は、どないでも変えられますが。定款が変えられないという理屈はありませんぜ。それから、観光事業は社会教育関係でしょう。こんなものを商工会がやって何になりますね。私が言いたいのは、こういうことをやつとるから、府中の駅前の商店街は、夜の8時ごろになるとだれもおらんことになる。振興会がやってるのはパンフレットを流すだけ。ほかは何もないでしょう、違いまっか。それ以上に何を研究してまんね、今後、どうあるべきかについてね。今後の問題が重要なんでしょう、振興という以上はね。ただ、いまの商売人からきたやつをパンフレットにして流すだけ。だから「何してるんや」と聞いても返事してくれなかった。これらがどうしても理解できない。定款は変えられますよ。

そちらについては、もうこれ以上言いませんけど、ニュータウンの問題もある中で、いまおる人らの働く場所がだんだんなくなっていくのが現実でしょう。どうして働く場をこじらえていくかが、私どもや市、振興会の義務やと思う。そういうことをせずにモンロー主義みたいな、今までの商工業者はかり援助していたら、若い人は何をしまんね。市の外へ働きに行きなさい、ということですか。生活と住居の兼ね合いをどう考えるか、非常に重要な問題ですよ。いつまで言うても平行線やからやめますが、もう少し市は考えてもらいたい。常識的に考えてそんなもんと違いますよ。これぐらいでやめときます。

○ 議長(柳瀬美樹君) 他に。赤阪君。

○ 5番(赤阪和見君) 1点だけ。

楓尾山の観光整備事業には非常に御苦労されておりますが、さくら祭りが今年はなくなった。

10本のさくらを植えたわけですが、これは商工振興会ですが、市の公園課とか、その辺のところはどう考ておられるのか、ちょっと合わせてお聞きをしたいと思います。

特にこの管理は、だれがどのようにしているのか。昨年1年間は、商工会がここまで力を入れてやって来ていますが、本当に管理をすべきところは、一体どのようにされたのか。

それと、これは道路と向こうの公園がありますが自然公園ですので、そこら辺のアヤですね。

本当に横尾山というものをどのようにしようと市は考えておるのか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

○ 議長（柳瀬美樹君） 答弁。

○ 産業部次長（中上好美君） 御指摘の点につきましては、これまでも実際には観光事業で商工会が担当しております、そこが公園課にお願いして共同でやっているのが、率直に言って実態ではなかろうかと思います。ただ、厳密に御指摘されます点につきましては、どうというお答えがないわけでございますが、今後、双方で協力しながらやっていきたいと考えております。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 都市整備部長（萩本啓介君） 公園関係についてお答え申し上げます。

ただいま中上次長の方からお答えがありましたら、全体的に公園課の方で担当するということではなく、われわれの方の持ち分といいますか、特に青少年の会館の下のあたりの部分につきましては、現在、公園課の方で担当してやっておりますが、大体、共同で分担してやっていくという状態でございます。

○ 5番（赤阪和見君） さくら祭りができない状態なんですね。あれをやめたのは、さくらがある、ないよりも、道路の関係だとおっしゃってますけれども、現実は、さくらがないからやめたと理解しております。さくらがもっともあれば、道路を全部車を乗り入れさせないつもりでも市はやると思う。また、商工会としてもやられると思う。さくら祭りをする観光という面から見ればね。そういうところからやはり管理が非常にあいまいであります。振興会は道路の方を植えたわけですか。それとも、公園の方を植えたんですか。

それから、道路の管理はどこがされているのか。その点をお願いしたいのが1点。商工、観光という立場からすれば、公園の中はいらっしゃるべきではなくて、道路側をいらっしゃっていくべき問題ではないのかという点を考えるんですが、その点ではどうですか。

○ 産業部次長（中上好美君） 御存知やと思うんですが、さくらの植え替えをやっておりますのは、もちろん、道路沿いも公園の方もやっております。すでに古くなったさくらの木がなくなって、そこが空白みたいになったところを植え替えることをやっておりますので、一概に道路沿いとかいうふうにはやってございません。付け加えますと、従来より一般に植えておりますさくらよりか大きい目のものを植えております。

なお、道路の問題でございますが、御存知のように、この道路は府道でございますので、主として管理は、府の方でやっていただくということでございます。

○ 5番（赤阪和見君） 全体的に今後、横尾山の自然公園のさくら祭りをやれるためには、基

本的にどのくらいのさくらが必要だと計画されているのか。やはり最終はどうなんだ、という計画が必要だと思う。市行政として、その目標に向けてどうしていくかの計画が要ると思うんです。ないさかいで植え替えるんや、あるさかいでやめとこうか、ではなく、市行政としてどんな計画を立てておられますか。

○ 産業部次長（中上好美君） 大体、以前からのさくらにつきましては、道路沿いは別にして、公園周辺は約200本前後かと思います。したがって、その本数、従来の景観を確保するためには非常に年月がかかると思いますので、観光事業だけでなく公園課とも十分に相談しながら、1日も早い時期にそうしたさくらが確保でき、市民の皆さんに喜んでいただけるよう努めてまいりたい。現時点でいつまでにせよ、と言われましても、率直に言ってお答えできない状態でございます。

○ 5番（赤阪和見君） この前にも質問で出たと思いますが、緑のマスターplan、もしくは三和銀行が調査した資料があると聞きましたが、横尾山のさくらについては、いま、答えているのは、商工のことですから商工なんです。しかし、公園や道路あるいは計画とか、いろんなところとタイアップしなくてはできない問題だと思います。青少年の家の上の山に1回さくらを植えてそのままになり、何百本かのさくらが枯れたということもありますので、そういう点の周辺整備も全部含めて、観光に特に力を入れるならば考えていただきたいと要望だけしておきます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 他に質疑、御意見ないものと認め、報告第3号及び第4号の報告を終わります。

---

○ 議長（柳瀬美樹君） 日程第14「財団法人和泉市文化振興財団昭和59事業年度決算書類の提出について」及び日程第15「財団法人和泉市文化振興財団昭和60事業年度事業計画書類の提出について」を一括議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

#### 報告第5号

財団法人和泉市文化振興財団昭和59事業年度決算書類の提出について  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉市文化振興財団の昭和59事業年度の決算に関する書類を別紙のとおり提出する。

昭和60年6月18日提出

和泉市長 池田忠雄

報告第 6 号

財団法人和泉市文化振興財団昭和 60 事業年度事業計画書類の提出について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、財団法人和泉市文化振興財団の昭和 60 事業年度の事業計画に関する書類を別紙のとおり提出する。

昭和 60 年 6 月 18 日提出

和泉市長 池田忠雄

- 議長（柳瀬美樹君） 報告の説明を願います。
- 社会教育部理事（竹田明郎君） お許しを得まして、ただいま御上程をいただきました報告第 5 号「財団法人和泉市文化振興財団昭和 59 事業年度決算書類の提出について」及び報告第 6 号「財団法人和泉市文化振興財団昭和 60 事業年度事業計画書類の提出について」、社会教育部・竹田より提案の理由とその内容について御報告申し上げます。

本財団は、和泉市久保惣記念美術館の運営を主として事業をいたしております財団でございます。美術館は、議員皆様方の御支援を賜りまして、館の運営の評価も次第に高まっておりますし、また、観覧者の方も年々増加し、昭和 59 事業年度におきましては、1 日約 80 名を迎えることができております。本市文化施設としてさらに充実していきたいと存じます。

それでは、報告の内容につきましては、要点を挙げ御説明をさせていただきます。

まず、昭和 59 事業年度の事業の報告につきましては、資料にございますように、展示は、他の美術館等より借り受けて開きます特別企画展、それから、館蔵品をもちまして展示いたします特別陳列、常設展示、この 3 つに区分されてございます。当該年度におきましては、昭和 58 事業年度からの継続いたしましたふたのある器「盒」の展覧会と、中国の美術の 2 つを中心いたしまして、6 つのテーマを設けましてそれぞれ展示いたしまして、資料 4 ページに記しておりますように、延べ 1 万 8,237 名、1 日平均約 80 の観覧者を迎えることができました。

その他事業といしまして出版事業では、展覧会の解説図録あるいは古鏡拓影集等を発行してまいりました。このほか施設管理事業といしまして、館の美術品の保全を図るとともに、美術鑑賞の場としてふさわしい環境づくりをいたしてまいりました。さらに、市民文化の発表の場として、個展、グループ展、市民茶会などに施設を提供してまいり、文化の振興に役立ててまいりました。

処務の概要につきましては、勝手ながら省略させていただきます。

次に、決算状況でございますが、資料 12 ページ以下に記載いたしております。本会計につ

ましましては、文化庁からの公益法人の会計基準がございまして、その示すところによりまして勘定科目なりを設定し、経理を行っております。

その内容でございますが、まず、収入の部では、基本財産利息収入、これは基金3億円の運用収入でございまして決算額が2,439万3,733円。研究発表展事業収入、これは観覧料収入でございまして441万3,210円。出版事業収入、これは展覧会の解説図録等の販売収入ですが178万3,200円。普及事業、これは館の方で海外教室を開いたわけですが、その受講料といたしまして50万1,600円。受託金収入、これは和泉市一般会計からの受託金でございまして5,000万円。雑収入125万6,351円。前年度からの繰り越しが1,027万4,662円。収入合計が9,262万2,756円と相なってございます。

次に、これに対する13ページの支出の部でございますが、施設管理事業の管理費、営繕費、光熱水費を中心といたします経常経費でございまして、管理費の総額が3,596万7,892円と相なってございます。

15ページの事業費でございますが、施設管理事業は、主に館のメンテナンスの費用でございますが1,055万5,658円。研究発表展事業費、展覧会に要する費用でございまして1,030万3,255円。出版事業費、これは先ほど申しました解説図録の製作費等々でございまして645万6,860円。情報資料収集事業費3,82万6,070円等でございます。

なお、当該年度におきましては、今後、美術品等の整備にプールするために美術品等整備保有事業基金を設け、2,000万円を繰り出しプールいたしました。

以上、事業費5,247万7,855円、うち仮払金15万1,753円でございます。

以上、支出合計8,859万7,500円、次年度へ402万5,256円を繰り越すものでございます。

以下、財務諸表でございますので、御参照いただければ幸いかと存じます。

続きまして、別冊でございますが、昭和60事業年度の事業計画並びに予算について御説明申し上げます。

まず、1ページにございます事業計画でございますが、本年度は市制施行30周年の意義ある年でございますので、本館におきましては、本市が豊かな歴史に富んだ都市であることを知っていただくために、35年ぶりにお里帰りさせていただきたいと思いまして「黄金塚の遺宝」、これは現在、東京国立博物館の方で重要文化財として指定され収蔵されているものでござります。それから、この出土品は、いわゆる「卑弥呼のロマン」を秘めました遺宝としても知られ、非常に興味ある遺品だと存じます。

このほか槇尾山施福寺の境内の経塚から出土いたしました平安、鎌倉時代の経塚ほかの出土

品、これもまだ余り公開されておりませんが、今回、美術館の所蔵になりましたのを機会に皆さんに御覧いただこうと存じております。このほか史跡に指定されてございます池上・曾根遺跡等を初め、市内より出土いたしました出土品の遺宝などを展示する計画でございます。このほか5つのテーマを設けまして、当該年度に常設展示をしてまいりたいと存じております。

出版事業の方では、蔵品の中に優れた絵巻がございますが、本年度は、伊勢物語絵巻について学術的な究明をいたしまして、それを解説書にして発刊し、その資料を図録いたしく存じます。その他の事業につきましてはこれまでの実績を踏まえながら、常に美術鑑賞にふさわしい美術館活動を進めてまいりたく存じております。

次に、5ページより記載してございます予算につきまして御説明申し上げます。

予算編成に当たりましては、まず、前年度の実績等を勘案しながら編成してまいりました。収入の部では、基本財産運用収入2,400万円。観覧料収入258万2,000円。出版物収入174万円。普及事業収入81万円。受託金収入4,030万3,000円。雑収入115万円。前年度からの繰り越しが411万4,000円。合計7,469万9,000円を収入いたし、先に申し上げました事業推進のために、次ページから記載してございます支出に充てたいと存じます。

まず、管理費の方では、人件費及び経常経費的なものにつきましては3,709万2,000円。事業費に入りますと、施設管理の方では1,034万2,000円。研究発表展事業費1,001万5,000円。出版事業費で520万円。情報資料収集事業費422万7,000円。ほかに美術品整備保存事業費439万1,000円等、事業費合計3,760万7,000円、管理費と合わせ7,469万9,000円をもちまして、昭和60事業年度の事業を執行してまいりたく存じております。

はなはだ簡単でございますが、以上で報告2件の御説明にかえさせていただきます。何とぞよろしく御審議賜り、原案どおり御承認いただきますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

○ 議長（柳瀬美樹君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、報告第5号及び報告第6号を終わります。



○ 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第16「財団法人和泉市公共施設管理公社昭和59事業年度決算書類の提出について」及び日程第17「財団法人和泉市公共施設管理公社昭和60事業年度事業計画書類の提出について」を一括議題といたします。

報告を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

報告第7号

財団法人和泉市公共施設管理公社昭和59事業年度決算書類の提出について  
地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉市公共施設管理公社の昭和59事業年度の決算に関する書類を別紙のとおり提出する。

昭和60年6月18日提出

和泉市長 池田忠雄

報告第8号

財団法人和泉市公共施設管理公社昭和60事業年度事業計画書類の提出について  
地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉市公共施設管理公社の昭和60事業年度の事業計画に関する書類を別紙のとおり提出する。

昭和60年6月18日提出

和泉市長 池田忠雄

- 議長(柳瀬美樹君) 報告の説明を願います。
- 総務部長(麻生和義君) ただいま御上程いただきました報告第7号「財団法人和泉市公共施設管理公社昭和59事業年度決算書類の提出について」及び報告第8号「昭和60事業年度事業計画書類の提出について」の2件につきまして、内容を御説明申し上げます。

まず、昭和59事業年度決算書でございます。

事業概要といたしましては、本公社は1ページに記載いたしておりますように、市からの出資金2,000万円を基本財産として昨年10月1日に設立された公益法人でございまして、市の各種施設の管理運営に協力してその設置目的を効果的に達成し、もって和泉市民の福祉の増進に寄与することを目的といたしております。かようにして設立された同公社は、設立と同時に市から委託を受けて、和泉中高年齢労働者福祉センター(サンライフと称しております)、それに光明池球技場と光明池運動場、合計3施設の管理運営を行いました。この委託業務のために市からの受託金は、1,141万5,000円でございます。

また、同公社ではこの受託業務のほかに、市と連携をとりつつ公社独自の事業としてサンライフで無料職業相談、職業情報の提供、中高年齢者体操教室を始めとする各種講座を開催して、

労働者及び市民福祉の向上に努めてまいりました次第でございます。

8ページの理事会議決事項といたしましては、第1回は、公社の設立及び業務開始に係る必要事項の決定、第2回は、翌年度事業計画の決定が主な内容でございます。

10ページの役員及び職員でございますが、役員には、本市の関係部局の部長等が就任いたしました。職員としては、事務局長は本市職員である理事が兼務したほかは、公社が独自に採用した施設長2名、係員3名、非常勤2名となっております。

次に、決算状況でございますが、収入といたしましては、基本財産の運用収入が63万2,640円。事業収入のうち独自事業による収入が46万6,000円。受託事業に係る収入が1,277万8,359円。雑収入が12万8,994円。収入合計1,400万5,993円でございます。

支出につきましては、サンライフに係る費用が767万1,642円でございまして、そのうち人件費が294万7117円。管理に係る経費が211万985円。事業に係る経費が261万3,540円でございます。また、体育施設に係る費用は633万4,351円でございまして、うち人件費が378万8,124円。管理に係る経費が223万167円。事業に係る経費が31万6,060円。支出合計額が1,400万5,993円となってございます。

なお、17ページに財務諸表を、また、19ページ以下に財産目録を掲げておりますので、御参照いただきたいと存じます。

以上で報告第7号の説明を終わります。

続きまして、報告第8号の昭和60年度事業計画及び予算について御説明申し上げます。

まず、1ページの事業計画でございますが、昭和60年度も前年度に引き続き市民及び労働者の福利厚生の向上、心身の健康保持及び教育文化の向上を図るため、市と密接な連携を保ちながら各種の事業を行うものといたしております。事業といたしましては、職業相談、職業情報の提供及び展示、教養の向上及び趣味・娯楽のための各種講座の開催、健康の維持・増進のための各種教室の開催等でございます。

以上、申し上げた各種事業に関連する本市の施設のうち、昭和59年度から委託している3施設のほか光明池緑地運動施設を加えた4施設の管理運営業務の受託、さらには、公社事業及び施設についての広報宣伝活動の実施をいたしたいと存じております。

次に、これらの事業計画の実施の裏付けとなる予算でございますが、収入支出それぞれ4,026万6,000円といたします。

収入の内訳といたしましては(5ページ)、基本財産の運用収入が140万4,000円。事業収入が3,847万4,000円。うち公社の独自事業収入が104万4,000円。受託事業収入3,743万円。雑収入が38万8,000円でございます。

支出の内訳は、サンライフ関係費用が1,789万3,000円。うち人件費645万3,000円。管理費465万円。体育施設関係経費でございますが2,237万3,000円。うち人件費1,088万6,000円。管理費897万3,000円。事業費251万4,000円と相なつておる次第でございます。

以上、簡単でございますが、報告第7号及び第8号についての説明を終わらせていただきま  
す。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 16番（天堀 博君） 特に60年度を中心にしてお聞きをしたいと思います。

基本的な問題で1つは、この財団法人の管理公社の本来の目的そのものが人件費の節減がま  
ず第1ということですね。前の議会でも答弁が出ておりますが、今回の収入の部、支出の部の  
双方とも4,026万6,000円でございます。これを大体、直営でやった場合、どれくらいの  
金額になるのか、試算をしておられると思いますので、その辺がまず第1点。和泉市よりの受  
託事業収入3,467万円。これは逆に言えば一般会計から出しているわけですので、その辺も  
お聞かせいただきたい。

もう1つは、以前から問題にしてきておりますが、たとえばこれは2ページになりますか、  
市民及び勤労者の健康の維持、増進の事業として、テニス教室や夏休みこどもラグビー教室な  
どいろいろやられますが、この場合の事故などが起つた場合の責任の所在はどうなるのか。い  
ろいろケースはあるかと思いますが、その点、もしあれば御報告願いたいと思います。

基本的な問題についての意見はありますか、まず、その2点をお聞かせ願いたいと思います。

○ 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。

○ 総務部長（麻生和義君） 管理公社を所管いたしております総務部長からお答え申し上げた  
いと存じます。

端的な御質問の市の職員で直営で管理をした場合、どの程度の人件費が必要であろうかとい  
うお尋ねでございます。実は、いわゆる人件費以外の管理経費につきましては、市が直営でや  
ろうと、私どもが委託を受けてやろうと差異がないというふうに存じておるわけでございます  
が、人件費の関係ということになりますと、一定の想定をすれば積算は可能であろうかと存じ  
ますが、配置する職員の職制ないしは年齢、経験年数その他、職員の階層によって試算をしな  
ければならないということでございますので、現時点では、その想定をした上の積算は、遺  
憾ながらいたしておらないというところでございます。平均的な人件費の総額につきましては、  
人数を掛けて配置するということになりますと、私どもで管理いたしております人件費よりも  
かなり多額の人件費を要するであろうと存じておる次第でございます。

もう1点の事故の責任でございますが、今後の検討課題ということで一応、御指摘をいただいておきたいと存じておる次第でございます。

○ 16番(天堀 博君) 答弁としては、非常に歯切れの悪いことばかりで聞きづらいんですが、1つは、人件費の問題につきましては、うまいこと階層によって違うと逃げておられると思うんです。平均的な総額なり、今度のコミセンについても後で出でますので、そのときやりますが、大体のものは考えておられると思う。その点では、これは予期してなかったのか知りませんが、昼からのコミセンのときにまたやりますので、そのときまでの宿題として試算をしておいてほしい。

それから、事故の責任は今後の検討課題というのも部長、ちょっとおかしいと思う。59年度の10月から現実にいろいろやってきてるでしょう。直接的にトラブルに関係していくのかは、そういう施設が多いし、今度のコミセンもありますので、その点では総務部長は理事長という肩書でおられますか、今春からの就任でございますし、いろいろ多岐にわたってますので、現場、現場での対応となっておると思います。その点では、十分なコンセンサスが得られてないということであれば、これも午後からのコミセンの部分でやりますので、その辺できちんとした答弁をその時点でお願いしたい。いま、保留ということでおいときます。これは別に承認も何も求められてない報告ですので、これぐらいでおいときます。

○ 議長(柳瀬美樹君) 他に質疑、御意見ないものと認め、報告第7号及び第8号を終わります。

---

○ 議長(柳瀬美樹君) 次に、日程第18「専決処分の承認を求めるについて」(和泉市税条例の一部改正)について議題といたします。

報告を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

#### 報告第9号

##### 専決処分の承認を求めるについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

昭和60年6月18日提出

和泉市長 池田忠雄

専決第1号

和泉市税条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、和泉市税条例の一部を改正する条例を、次のとおり専決処分する。

昭和60年3月30日専決

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第19号

和泉市税条例の一部を改正する条例

和泉市税条例（昭和35年和泉市条例第16号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 たばこ消費税（第39条）」を「第5章 市たばこ消費税（第39条—第39条の6）」に改める。

第12条第1項中「1,500円」を「2,000円」に改める。

第14条の2を次のように改める。

第14条の2 削除

第14条の4中「、第14条の2」を削る。

第20条中「納入書」を「施行規則第5号の15様式又は施行規則第2条の6の規定により自治大臣が定めた様式による納入書」に改める。

第23条の2中「、第14条の2」を削る。

第23条の7中「規則で定めるところによって」を「施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第2項ただし書の規定により自治大臣が定めた様式による」に改める。

第27条第2項中「第55条」を「第60条」に、「800円」を「2,400円」に改める。

第32条第1号ア中「0.6キロワット以下のもの」の次に「（エに掲げるものを除く。）」を加え、同号イ及びウ中「総排気量」を「二輪のもので、総排気量」に改め、同号に次のように加える。

エ 三輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあっては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるものを除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 2,500円

第39条を次のように改める。

（市たばこ消費税の納稅義務者）

第39条 市たばこ消費税（以下「たばこ消費税」という。）は、製造たばこの製造者、特定

販売業者又は卸売販売業者（以下「卸売販売業者等」という。）が製造たばこを市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡す場合（当該小売販売業者が卸売販売業者等である場合においては、その卸売販売業者等に卸売販売用として売り渡すときを除く。）において、当該売渡しに係る製造たばこに対し、当該売渡しを行う卸売販売業者等に課する。

2. たばこ消費税は、前項に規定する場合のほか、卸売販売業者等が製造たばこにつき、卸売販売業者等及び小売販売業者以外の者（以下「消費者等」という。）に売渡しをし、又は消費その他の処分（以下「消費等」という。）をする場合においては、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこに対し、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこを直接管理する事務所又は事業所が市の区域内に所在する卸売販売業者等に課する。
3. 前2項の場合において、たばこ消費税は、従価割額及び従量割額の合算額によって課する。

第39条の次に次の5条を加える。

（たばこ消費税の課税標準）

第39条の2 たばこ消費税の課税標準は、従価割にあっては前条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（以下「売り渡し等」という。）に係る製造たばこの当該売渡し等の時における小売定価（法第467条第1項の小売定価をいう。）に相当する金額とし、従量割にあっては売渡し等に係る製造たばこの本数とする。

（たばこ消費税の税率）

第39条の3 たばこ消費税の税率は、従価割にあっては100分の14.3とし、従量割にあっては1,000本につき350円とする。

（たばこ消費税の徴収の方法）

第39条の4 たばこ消費税は、申告納付の方法によって徴収する。ただし、法第466条第4項ただし書の規定によって卸売販売業者等とみなされた者に対したばこ消費税を課する場合においては、普通徴収の方法によって徴収する。

（たばこ消費税の申告納付の手続）

第39条の5 前条の規定によりたばこ消費税を申告納付すべき者は、法第473条に定めるところにより申告書を市長に提出するとともに、その申告書により納付すべき税額を納付しなければならない。

（たばこ消費税の普通徴収の手続）

第39条の6 第39条の4ただし書の規定によりたばこ消費税を普通徴収の方法によって徴収する場合においては、法第466条第4項ただし書の規定により卸売販売業者等とみなされた者に対して、たばこ消費税の納税通知書を交付する。

2. 前項の場合におけるたばこ消費税の納期は、納稅通知書の定めるところによる。

附則第3条第3項中「別表第3」を「別表第1」に改める。

附則第4条第1項中「及び第14条の2」を削る。

附則第8条第1項中「第13条から第14条の2」を「第13条から第14条」に、「同条第7項」を「同条第8項」に改め、同条第2項2号中「第13条から第14条の2」を「第13条から第14条」に改め、同条第5項中「第25条の2第6項」を「第25条の2第7項」に改める。

附則第9条第1項中「、第14条及び第14条の2」を「及び第14条」に改める。

附則第10条第1項中「並びに第14条の2」を削る。

附則第10条の2第1項中「昭和58年度から昭和60年度まで」を「昭和61年度から昭和63年度まで」に、「第34条の2第3項」を「第34条の2第4項」に改め、同条第2項中「昭和58年度から昭和60年度まで」を「昭和61年度から昭和63年度まで」に、「第34条の2第6項」を「第34条の2第7項」に改め、同条に次の1項を加える。

3. 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、租税特別措置法第34条の2第2項第3号に掲げる場合に該当することとなった土地等の譲渡につき前条第1項の規定(同法第34条の2第1項の規定の適用により計算される特別控除額の控除に係る部分に限る。)の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は前項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとする。

附則第11条第1項中「昭和58年度から昭和60年度まで」を「昭和61年度から昭和63年度まで」に改める。

附則第12条第1項中「、第14条及び第14条の2」を「及び第14条」に改める。

附則第12条の2を次のように改める。

第12条の2 昭和60年2月15日前に「軽自動車税の納稅義務者が取得した第32条第1号エに掲げる軽自動車等に該当するものに対する同号の規定の適用については、当分の間、同号エ中「2,500円」とあるのは、「1,000円」と読み替えるものとする。

2. 昭和60年度分及び昭和61年度分の軽自動車税に限り、電気を動力源とする軽自動車等で内燃機関を有するもの以外のものに対する第32条及び前項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第32条第1号	1,000円 1,200円 1,600円 2,500円	700円 1,100円 1,450円 2,300円
第32条第2号	2,400円 3,100円 5,500円 7,200円 3,000円 4,000円 1,600円 4,700円	2,200円 2,850円 5,200円 6,500円 2,900円 3,650円 1,450円 4,300円
第32条第3号	4,000円	3,650円
前項	1,000円	700円

附則第13条の2中「市街化調整区域内に所在する土地で当該土地の取得した日以後10年を経過したものと除く」を「市街化区域内に所在する土地に限る」に改める。

附則第14条第1項及び第2項中「及び第14条の2」を削る。

附則第15条を削る。

別表第1及び別表第2を削り、別表第3を別表第1とする。

#### 附 則

##### (施行期日)

第1条 この条例は、昭和60年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、和泉市税条例第14条の2、第14条の4、第23条の2、附則第3条第3項、第4条第1項、第8条、第9条第1項、第10条第1項、第10条の2、第11条第1項、第12条第1項、第14条、別表第1、別表第2及び別表第3の改定規定(附則第8条の改正規定にあっては「第13条から第14条の2」を「第13条から第14条」に改める部分、附則第10条の2の改正規定にあっては「昭和58年度から昭和60年度まで」を「昭和61年度から昭和63年度まで」に改める部分に限る。)並びに附則第2条第2項の規定は、昭和61年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

- 第2条 次項に定めるものを除き、改正後の和泉市税条例（以下「新条例」という。）の規定  
中個人の市民税に関する部分は、昭和6.0年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、  
昭和5.9年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
2. 新条例第14条の2、第14条の4、第23条の2、附則第3条から第4条、第8条（第  
13条から第14条に改める部分に限る。）から第10条、第10条の2（昭和6.1年度か  
ら昭和6.3年度までに改める部分に限る。）から第12条、第14条及び別表第1の規定は、  
昭和6.1年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、昭和6.0年度分までの個人の市  
民税については、なお従前の例による。
  3. 昭和6.0年7月1日（地方税法施行規則（昭和2.9年總理府令第2.3号。以下「施行規則」  
といふ。）第2条の6の規定により自治大臣が定めた納入書の様式については、昭和6.1年  
7月1日）前に個人の市民税の特別徴収義務者が当該特別徴収に係る納入金を納入する場合  
における当該納入金に添える納入書の様式については、従前の例によることができる。
  4. 昭和6.0年7月1日（施行規則第2条第2項ただし書の規定により自治大臣が定めた納入  
申告書の様式については、昭和6.1年7月1日）前に個人の市民税の特別徴収義務者が改正  
前の和泉市税条例（以下「旧条例」といふ。）第23条の7の納入申告書を市長に提出する  
場合における当該納入申告書の様式については、従前の例によることができること。
  5. 旧条例附則第15条の規定は、昭和5.9年度分の個人の市民税については、なおその効力  
を有する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第3条 新条例の規定中固定資産税に関する規定は、昭和6.0年度以後の年度分の固定資産税  
について適用し、昭和5.9年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 第4条 新条例第3.2条第1号及び附則第12条の2第1項の規定は、昭和6.0年度以後の年  
度分の軽自動車税について適用し、昭和5.9年度分までの軽自動車税については、なお従前  
の例による。

2. 旧条例附則第12条の2に規定する電気を動力源とする軽自動車等に対して課する昭和5.9  
年度分の軽自動車税については、なお従前の例による。

(市たばこ消費税に関する経過措置)

- 第5条 別段の定めがあるものを除き、新条例第3.9条から第3.9条の6までの規定は、施行  
日以後に行われた新条例第3.9条の2に規定する売渡し等に係る製造たばこに対して課すべ

き市たばこ消費税について適用し、施行日前に日本専売公社が売り渡した製造たばこに対して課する市たばこ消費税については、なお従前の例による。

2. 前項の規定によりなお従前の例によることとされる市たばこ消費税に係る税額で日本たばこ産業株式会社が日本たばこ産業株式会社法（昭和59年法律第69号）附則第12条第1項の規定によりその納付義務を承継することとなるものについては、日本たばこ産業株式会社が地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和59年法律第88号）による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）第3章第4節の規定の例により申告納付するものとする。
3. 地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和60年政令第6号）附則第4条に規定する製造たばこが、施行日において新条例第39条第1項に規定する卸売販売業者等以外の者により所持されている場合には、当該製造たばこについては、当該製造たばこを所持する者を同項に規定する卸売販売業者等とみなす。

（特別土地保有税に関する経過措置）

第6条 新条例附則第13条の2の規定は、昭和60年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、昭和59年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

- 議長（柳瀬美樹君） 報告の説明を願います。
- 総務部長（麻生和義君） ただいま御上程いただきました報告第9号「和泉市税条例の一部を改正する条例」を専決させていただきました理由並びにその内容について御説明を申し上げたいと存じます。

このたび昭和60年度の地方税法等の一部を改正する法律が去る3月29日公布され、3月30日より施行されることとなりました。これに伴いまして本市の市税条例の規定につきましても所要の改正と条例の整備を行い、昭和60年度の市税の賦課から適用する必要が生じることと相なりました。このため市税条例の一部改正につきましては、議会に御提案申し上げるいたまがございませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決をさせていただきました次第でございます。

地方税法等の一部を改正する法律の要旨といたしましては、「最近における地方税負担の状況及び地方財政の実情にかんがみその負担の公平適正化を図るため、個人市民税均等割の税率の見直し並びに固定資産税及び都市計画税の評価替えに伴う負担措置を講ずること」とすること。

日本専売公社の経営形態の変更並びにたばこ事業法の制定に伴い市町村たばこ消費税について、たばこ専売制度の変更に対応した改正を行う」等を骨子としたものでございます。

それでは、市税条例の一部を改正する条例改正の概要を御説明申し上げます。

まず、目次中「たばこ消費税」とあるのを「市たばこ消費税」の次句を改めるものでございます。

次に、第12条1項でございますが、市民税の個人の均等割について、「1,500円」を「2,000円」に引き上げるものでございます。

次に、第14条の2でございますが、所得割の税率について第14条の税率を適用し、簡易税額表の適用を廃止するものでございます。

次に、第14条の4および第23条の2は、第14条の2の削除に伴ってそれぞれ削除するものであります。

次に、第20条及び第23条の7でございますが、特別徴収の納入書について全国の統一化を図るため、自治大臣の定めた様式に改めるものであります。

次に、第27条2項でございますが、第55条を第60条に字句を改めるものと、固定資産資産税の納期について、800円未満である場合の納期について定めていますが、「800円」を「2,400円」に改めるものであります。

次に、第32条第1項アでございますが、ミニカーに係る税率を年額「1,000円」から「2,500円」に引き上げるものでございます。

次に、第39条から第39条の6までは、市たばこ消費税の納税義務者、課税標準、税率、徴収の方法、申告納付の手続、普通徴収の手続について条例整備を行つるものであります。

次に、附則第3条第3項から附則第10条第1項までは、簡易税額表の廃止に伴うものでございます。

次に、附則第10条の2でありますが、優良住宅地の造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例については、昭和61年度から所得税において、特定民間住宅地造成事業に係る1,500万円特別控除の適用を受けた土地等の譲渡について適用しないこととした上、3年間の措置として存続させるものであります。

次に、附則第11条第1項でありますが、特定市街化区域農地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例については、昭和61年度からその軽減税率を特別控除後の譲渡益4,000万円以下の部分は市民税「100分の3.4」を「100分の4」に、特別控除後の譲渡益4,000万円を超える部分は市民税「100分の4」を「100分の5」としたうえ、3年間の措置として存続させるものであります。

次に、附則第12条の2であります。ミニカーに係る税額の改正は、昭和60年2月15日以後に新たに取得されたものから適用されることとなっていますが、それまでの間は現行どおりに読み替え、電気自動車に係る軽減税率を改正するとともに、その適用期間を昭和61年度まで延長するものであります。

次に、附則第13条の2でございますが、特別土地保有税について、従来は市街化調整区域内に所在する土地を取得して10年経過したものについては課税しないこととなっていましたが、改正により市街化区域内に所在する土地のみ課税することとなったものでございます。

次に、附則の1条から6条につきましては、改正条例の適用期日を明確にいたしたものでございます。

以上が、市税条例の一部を改正する条例の専決処分の理由並びに改正条例の概要についての説明でございます。

なお、条例の改正部分につきましては、20頁から33頁までの新旧対照表を御参照いただきまして、何とぞよろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 16番（天堀 博君） 2点について。

まず、たばこ消費税と市民税の均等割の問題ですが、たばこ消費税は101国会でやられている問題ですので、今議会でなく、3月議会で十分間に合う。その時点でやれたはずですし、専決処分しなくとも済んだ問題やと思う。それが今回の議会に専決処分で出てくることについては問題があると思いますので、この点についての御答弁を願いたい。

2つ目は、こちらの意見を先に言うとりますが、生活保護費との関係からいえば、国民の生活の最低水準という関連からいっても、住民税の非課税の限度額が下回ってきている。この点については、どういうふうに考えているのか。自治省自身が好ましくないと言っているのに今回もこんなことになってきてはいるが、この辺の見解についてまずお聞かせ願いたい。

- 議長（柳瀬美樹君） 答弁。
- 市民税課長（石本博信君） お答えいたします。

まず、第1点のたばこについての専決処分の理由でございますが、議員さんの御指摘のとおりでございますけれども、これにつきましては、たばこ専売公社の民営化に伴いまして、税法上の整備については12月の国会で行われたところでございます。申しわけないということにもなるんですが、施行日が60年4月1日ということもあり、また、細部にわたる運用面についても、まだ明確な部分がなかったということでございましたので、専決させていただいた次第でございます。何とぞよろしく御理解のほどをお願いしたいと思います。

2つ目の非課税の問題につきましては今後十分検討、考え方なりをまとめていきたいと思います。

- 16番(天堀博君) たばこ消費税の問題については、これは本質的にはいま、われわれが問題にしていることと別ですから、事務手続上の問題として抜かりがあったとお認めになりますので、今後、こういうことのないようにきちんと議会に出していく。暗闇で勝手なことをせんように十分気をつけてもらいたいということです。

それから、生活保護費ですが、非課税の限度額との関係では、生活保護基準の方が上回ってきている、逆になってきている点については、国は最低限度額をそのままに据え置きにして、たしか57、58年度は暫定的な措置やったと思う。ところが、59、60年度もそのまま据え置きにして今回、課税額だけ上げてくる。それに右へならえて和泉市も1,500円を2,000円にするということですからどうにもならん。これはぐあい悪いと思います。その点では、この専決処分は認めるわけにはいかないということで、意見を申し上げたいと思います。

- 議長(柳瀬美樹君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を承認するに反対の方がありますので、挙手により採決を行います。本件を承認するに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

ありがとうございます。挙手多数であります。よって、報告第9号を承認することに決しました。

- 議長(柳瀬美樹君) ここでお昼のため暫時休憩いたします。

(正午休憩)

---

(午後1時再開)

- 議長(柳瀬美樹君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

「専決処分の承認を求ることについて」[昭和59年度和泉市一般会計補正予算(第5号)]を議題といたします。

報告を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

報告第10号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

昭和60年6月18日提出

和泉市長 池田忠雄

専決第2号

昭和59年度和泉市一般会計補正予算(第5号)

昭和59年度和泉市の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 既定の繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。  
(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

昭和60年3月30日専決

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11. 財産収入		1,511,052	△ 119,000	1,392,052
	2. 財産売払収入	1,384,435	△ 119,000	1,265,435
13. 繰入金		707,476	50,000	757,476
	1. 基金繰入金	707,476	50,000	757,476
15. 市 債		2,096,533	69,000	2,165,533
	1. 市 債	2,096,533	69,000	2,165,533
歳 入 合 計		30,866,218		30,866,218

第2表 機越明許費補正

(単位:千円)

款項	事業名	補正前		補正後	
		金額	事業名	金額	事業名
8. 土木費	5. 住宅費	改良住宅建設事業	680,777	改良住宅建設事業	681,664

第3表 地方債補正

(単位:千円)

起債の目的	利率	補正前		補正後	
		起債の方法	償入先	償還の方法	限度額
解放総合センター整備事業	年9.0%以内	普通貸借又は証券発行	政府その他	25年以内(内据置5年以内)ただし、市財政の都合により据置期限を短縮しもしくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	4,800
(仮称)市立コミュニティセンター建設事業	4,400	同上	同上	同上	45,600
老人福祉施設整備事業	9,100	同上	同上	同上	9,400

保健センタ ー整備事業	152,400	同上	同上	同上	同上	95,900	同上	同上	同上	同上
農業基盤 整備事業	5,200	同上	同上	同上	同上	6,300	同上	同上	同上	同上
道路橋梁 整備事業	8,500	同上	同上	同上	同上	8,700	同上	同上	同上	同上
環境改善道 路整備事業	34,100	同上	同上	同上	同上	41,500	同上	同上	同上	同上
都市計画業 事	112,400	同上	同上	同上	同上	145,200	同上	同上	同上	同上
義務教育施 設整備事業	346,114	同上	同上	同上	同上	388,214	同上	同上	同上	同上
庁舎整備業 事						24,700	同上	同上	同上	同上
水路整備業 事						15,300	同上	同上	同上	同上
計	2,096,533					2,165,533				

- 議長（柳瀬美樹君） 報告の説明を願います。
- 総務部長（麻生和義君） ただいま御上程いたしました報告第10号「昭和59年度一般会計補正予算（第5号）」について御説明申し上げます。

今回、御提案申し上げた補正予算（第5号）につきましては、地方債の確定に伴います歳入予算の財源構成の補正予算でございまして、去る3月30日に専決させていただきました。事情御賢察の上、よろしく御了承願いたく存じます。

それでは、内容について御説明申し上げます。

まず、第1条でございますが、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」のとおりでございます。

次に、第2条は、繰越明許費の変更でございまして、その内容につきましては、「第2表 繰越明許費補正」のとおりでございます。

第3条は、地方債の補正でございます。このたびの地方債の確定を受けまして補正するもので、その内容については。「第3表 地方債補正」のとおりでございます。

続きまして、事項別明細書によりその内容を御説明申し上げます。今回は、歳入のみでございます。40ページでございます。

まず、財産収入につきましては、財産売払収入で、不動産売払収入1億1,900万円の更正減でございます。

次に、繰入金でございますが、公共施設整備基金からの繰入金として5,000万円を追加計上いたしました。

最後に、市債でございますが、今回は、先ほど申し上げましたとおり、地方債の確定を受けまして補正するものでございまして、6,900万円の追加計上いたしたものでございます。

以上、専決処分させていただいた「昭和59年度一般会計補正予算（第5号）」の内容でございます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。

- 19番（原 重樹君） まず、59年度の最終補正ということありますので、最終的な決算見込みについての額をお願いしたいと思います。

2つ目には、ここでも基金からの繰り入れがされているわけですが、59年度末での基金の状況を合わせて数字でお答え願いたいと思います。

それと、第3条の地方債の追加及び変更でございますけれども、保健センターが5,000万円ほど減になっているということですが、これに関連して端的な聞き方ですが、起債制限ということになろうかと思いますが、この点についてはどうなつか。

この3点について御答弁をいただきたいと思います。

- 議長(柳瀬美樹君) 答弁。
- 総務部理事(大塚孝之君) 財政問題について3点ほど御質問をいただきましたので、総務部・大塚よりお答えをいたします。

まず、59年度の決算見込みでございますけれども、まだ、5月末に出納閉鎖が終わった段階でございますので、現在のところ、きっちとした数字ではございませんので、その点御理解をいただきたいと思いますけれども、一応、59年度の一般会計の単年度の収支は、およそ2,560万円の赤字でございます。実質収支といいますか、昨年度よりの繰り越しを含めました全体の収支では、5,067万円程度の黒字でございます。そういう一般会計での収支状態でございます。

それから、59年度末の基金の状態でございますけれども、公共施設整備基金に限定して御説明を申し上げますと、一応今回、保健センターの起債留保分を基金から充当させていただきました。したがいまして、59年度末の基金残高は、32億8,618万8,000円という数字に相なる次第でございます。

それから、3点目の保健センターの起債が減額されているのは、いわゆる起債制限そのものではないか、そういう御質問でございますけれども、御指摘のように、自治省の地方債許可方針に基づきまして昨年度、本市におきましては、一般単独事業の保健センターにつきまして、地方債5,000万円が起債制限を受けたという状況でございます。

以上でございます。

- 19番(原重樹君) いまの御答弁の中にもございましたが、実際には今回、起債制限ということで保健センターの起債が減額になっておりますが、59年度は、その分を基金で補てんするということになっております。たまたま、和泉市の場合は、一言で言えば、基金があるから補てんが可能になっているわけです。市長の方からも一般論として御答弁をいただきたいんですが、結局、昨日の一般質問でも行革問題でいろいろ答弁がございましたけれども、和泉市にとっても、59年度の一般会計の負担になっているわけですね。基金があるから補てんできているというのですが、その点では起債制限等々、行革の問題について基本点でどう考えるのか。もう1度御答弁をお願いしたいと思います。
- 市長(池田忠雄君) 端的なお尋ねでございますので、私からお答え申し上げたいと存じます。

給与の適正化にからまる起債の制限というものにつきましては、行財政運営上からいたしまして、私自身としては、非常にしんどい面があるというふうに理解をいたしております。ただ

し、昨日も御答弁申し上げましたように、やはりこの和泉市の財政運営といふものにつきましては御案内のとおり、どういう事業を起こす場合でも補助金を導入し、起債を起こし、起債の許可を得ていろんな市民のための施設をつくっていくといふ財政構造、これは全国各自治体同じでございます。その中にあって、私は起債制限ということについては、理論上は遺憾に存する点がございましても、執行権の長としては冷厳な事実として受けとめざるを得ない、このようにも存じておる次第でございます。

したがいまして今後、こうしたことのなきようあらゆる点でもだを省き、効率のいい行政を進めてまいり、こういう基本姿勢に立ちまして今後、行財政運営を行っていきたい。と申しますのは、起債制限を受けるような事態になりましたならば、それは市民にしわ寄せがくるわけでございます。この起債制限に対する政治的な批判とか、そういうものはおのずから別でございます。そういう中で厳然たる事実があるといたしましたならば、われわれ執行権者としては、こうしたことのなきよう対応していかざるを得ない実態に立たされるわけでございます。いろんな施設をつくってまいりの上で、市民に御迷惑をかけないよう行財政運営をしっかりしていかなければならない、かように考えております。

こういう1点にしほって考えましたとき、私は起債制限というものは、国の方が許認可権を自治大臣が持っているわけでございます。この事業に幾ら起債をお願いしたい、と申し出、それに対して地方自治法上で許認可権を持つ大臣が、1つのポイントになりますよ、として条件を付けておりますのが起債の制限に対する条項でございます。これに対するいろんな政治的な批判があることは事実でして、私自身も持っております。しかしながら、やはり冷感な事実として、こういう事態に立ち至ったことについては今後、十分に対応し、こうしたことのなきよう、市民にしわ寄せがこないよう行財政を運営していかなければならないという責任があるわけでございます。

くどいようですが、私の率直な考え方を申し上げさせていただきました。ひとつ議員皆様方の御理解を相賜りますとともに、今後とも御支援をよろしくお願ひ申し上げます。

以上、所感を交えて御答弁させていただきました。

- 19番(原 重樹君) 非常に真剣な答弁をしていただきました。なぜこんな聞き方をするかと言いますと、59年度は保健センターですが、たとえば60年度で考えれば5.000万円ではすまない。いま、そこに立っていますヨミセンもそうですし、これは予想ですが、あるいは和泉中学校のプール、横山小学校のプールなどを含めて相当額に上ると思う。59年度はこれですんでも、60年度はどうなるんかといった大変な問題になってくると思う。私の昨日の一般質問に対する答弁で、むだを省いて……ととうとうと述べられておりましたが、現実的に

は、一般論はそれでいいとしても、実際には和泉市としてどうなのがとなれば、相当真剣に考えていかなければあかんと思う。そういう格好的なものだけですまないと思う。われわれがずっと主張してきておりますように、実際にはここに現われているようなものが、まさに地方に負担をかけているし、地方自治権そのものが侵害されてくるという実態をということを指摘しておきたいと思います。

○ 議長（柳瀬美樹君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を報告どおり承認するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、報告第10号は承認することに決しました。

---

○ 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第20「専決処分の承認を求めるについて」〔昭和59年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）〕を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

#### 報告第11号

##### 専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

昭和60年6月18日提出

和泉市長 池田忠雄

#### 専決第3号

##### 昭和59年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

昭和59年度和泉市の公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

昭和60年3月30日専決

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正  
1. 歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3. 国 庫 支 出 金		100,800	△ 28,500	72,300
1. 国 庫 换 助 金		100,800	△ 28,500	72,300
4. 府 支 出 金		13,681	△ 2,000	11,681
1. 府 换 助 金		11,256	△ 2,000	9,256
6. 市 債		294,000	30,500	324,500
1. 市 債		294,000	30,500	324,500
歳 入 合 計		927,320		927,320

第2表 地方債補正

起債の目的	補 正			前			補			正			後		
	限 度	起債の方法	利 率	借 入 先	債 還 の 方 法	限 度	額	起債の方法	利 率	借 入 先	債 還 の 方法	利 率	借 入 先	債 還 の 方法	利 率
公共下水道整備事業	294,000	普通貸借又は証券発行	年 9.0% 以内	政 銀 そ の 他	30年以内(内据置5年以内)ただし、市財政の都合により据置期間を短縮しもしくは繰上償還することができる。	324,500		普通貸借又は証券発行	年 9.0% 以内	政 銀 そ の 他	30年以内(内据置5年以内)ただし、市財政の都合により据置期間を短縮しもしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。		府 行	正利/借入	30年以内(内据置5年以内)ただし、市財政の都合により据置期間を短縮しもしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

- 議長（柳瀬美樹君） 報告の説明を願います。
- 総務部長（麻生和義君） ただいま御上程いただきました報告第11号「昭和59年度公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」について御説明申し上げます。

今回、御提案申し上げた補正予算（第3号）につきましては、地方債の確定に伴います歳入予算の財源構成の補正予算でございまして、去る3月30日に専決させていただきました。事情御賢察の上、よろしく御了承願いたく存じます。

それでは、内容について御説明申し上げます。

まず、第1条でございますが、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

次に、第2条でございますが、地方債の確定によりまして、既定の地方債を変更するものでございまして、その内容は、「第2表 地方債補正」のとおりでございます。

続きまして、事項別明細書によりその内容を御説明申し上げます。今回は、歳入のみでございます。48ページでございます。

まず、国庫支出金でございますが、国庫補助金の下水道事業費補助金2,850万円を、また、府支出金におきましても、府補助金の下水道事業費補助金200万円をそれぞれ更正減いたしております。

次に、市債につきましては、先ほど申し上げましたとおり、地方債の確定によりまして、下水道整備事業債を3,050万円追加計上いたしたものでございます。

以上、専決処分させていただいた「昭和59年度公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」の内容でございます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。
- 19番（原 重樹君） これは歳入の方で補正しているということですが、1つ聞いておきたいんですが、国庫補助金2,850万円が更正減、府の方もそうですが、これを合わしたもの結局、地方債がカバーしているという形ですが、この国庫補助金が減った理由についてお伺いをしたい。
- 議長（柳瀬美樹君） 答弁。
- 建設部次長兼下水道課長事務取扱（山崎琢磨君） 実は前年度以来、補助金の増額要望をしてまいりましたのでございますが、当初見込みの補助金がいただけなかったということだけでございます。
- 以上でございます。
- 19番（原 重樹君） これは言い方によると思いますけれども、増額要望していたのが結

局、認められなかつたといふ答弁ですね。実際には予算化していたんですからね。取り方によつては、60年度予算で補助金カットの問題が出ておりますが、そのときにもこうした補助金のカットを起債で認めてやるから、ということで補てんしていくことが骨になつてゐるゝ聞いてゐるんですが、その辺では、そういう補助金カットではないんですか。その辺だけ。

- 建設部次長兼下水道課長事務取扱（山崎琢磨君） この件は、補助金カットではございません。補助金カットにつきましては、いわゆる本年度から10%カットということになってござります。

- 議長（柳瀬美樹君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お詫びいたします。本件を報告どおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、報告第11号を承認することに決します。

- 
- 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第21「昭和59年度和泉市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について」を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

報告第12号

昭和59年度和泉市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、昭和59年度和泉市一般会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

昭和60年6月18日提出

和泉市長 池田忠雄

昭和59年度和泉市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額 (議決限度額)	翌年度 繰越額	左の財源内訳				一般財源 その他
					既收入 特定財 源	国庫支出金	府支出金	地方債	
8.土木費	5.住宅費	改良住宅建設事業	681,664,000	681,664,000	円	円	円	円	66,000
10.教育費	3.中学校費	信太中学校整備事業	163,978,000	163,978,000	19,800,000	93,166,000			51,000,000
合 計			845,642,000	845,642,000	19,800,000	598,264,000		176,500,000	51,000,000
									78,000

- 議長（柳瀬美樹君） 報告の説明を願います。
- 総務部長（麻生和義君） ただいま御上程をいただきました報告第12号「昭和59年度一般会計予算繰越明許費繰越計算書について」御説明申し上げます。50ページでございます。

このことにつきましては、地方自治法第218条第1項の規定によりまして、昭和59年度の一般会計予算の繰越明許費として翌年度に繰り越したものでございまして、このたび地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告申し上げるものでございます。

その内容につきましては、すでに御議決いたしております改良住宅建設事業及び信太中学校整備事業を繰り越すものでございます。

未収入特定財源につきましては、それぞれ関係機関の了承をいたしているものでございます。

以上で御説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、報告第12号を終わります。

- 
- 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第22「昭和59年度和泉市公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について」を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

### 報告第13号

昭和59年度和泉市公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、昭和59年度和泉市公共下水道事業特別会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

昭和60年6月18日提出

和泉市長 池田忠雄

昭和59年度和泉市公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書

款項	事業名	金額 (議決限度額)	翌年度 越縫額	左の財源内訳				一般財源 円
				既收財入 源	国庫支出金	府支出金	地方債その他	
下水道事業費	1.給務費	9,017,000	7,766,116			5,800,000		1,966,116
	南大阪湾岸 北部流域下 水道事業費 負担金							

- 議長（柳瀬美樹君） 報告の説明を願います。
- 総務部長（麻生和義君） ただいま御上程いただきました報告第13号「昭和59年度和泉市公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について」御説明申し上げます。

このことにつきましても、地方自治法第218条第1項の規定によりまして、昭和59年度公共下水道事業特別会計予算の繰越明許費として翌年度に繰り越したものでございまして、このたび地方自治法施行令第146条の規定により御報告申し上げるものでございます。

その内容につきましては、すでに御議決をいただいております南大阪湾岸北部流域下水道事業費負担金を繰り越すものでございます。

未収入特定財源につきましては、関係機関の了承をいただいているものでございます。

以上、簡単でございますが、報告第13号の御説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、報告第13号を終わります。

- 
- 議長（柳瀬美樹君） 日程第23「町の区域の変更について」を議題といたします。  
議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

#### 議案第45号

##### 町の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、昭和60年7月20日から本市の町の区域を次のとおりとする。

昭和60年6月18日提出

和泉市長 池田忠雄

1. 観音寺町及び寺田町の区域をそれぞれ別表現在町名の欄に掲げる町の区域に応じ、同表地番の欄に掲げる地番の土地の区域を除いた区域に変更する。
2. 1において除いた区域をもって、それぞれ別表編入町名の欄に掲げる町の区域に編入する。

別表

現在町名	地番	編入町名
観音寺町	246番1, 772番19, 772番20, 772番21, 800番1, 800番3, 803番1	寺門町
観音寺町	246番5	寺田町
寺田町	314番1	寺門町

(注) 地番欄に掲げる地番の土地の区域には、これらの土地間に隣接介在する国有地である里道及び水路が含まれるものとする。

- 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明を願います。
- 都市整備部長（萩本啓介君） お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程いただきました議案第45号「町の区域の変更について」の提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。

今回、お願ひいたします対象地区は、大阪府住宅供給公社が施行中の住宅団地開発事業の寺門1次団地でございます。開発事業の概要につきましては、開発面積約6.8ヘクタール、宅地分譲661戸建て分譲141、計207戸、計画人口725人でございまして、本年9月より宅地分譲、来年1月より第1次入居開始が予定されておりましたため、宅地分譲に先立ちまして町の区域の変更について御提案申し上げるものでございます。

当開発地区の現状につきましては、寺門町、寺田町、観音寺町が入り組んでおり、これにて町区域を放置したまま事業が完了いたしますと、住民の日常生活並びに各種行政事務に多大の支障が生ずることが予測されますので、当団地内を寺門町といたすものでございます。

なお、変更に関しましては、関係町会の御承諾をいただいております。

次に、内容の御説明を申し上げます。

今回、町の区域の変更対象となる面積は約1.41ヘクタールでございまして、各町別に申し上げますと、寺門町に編入される観音寺町の面積は7筆、約0.45ヘクタール、参考図の①と③でございます。寺門町に編入される寺田町の面積は1筆で約0.93ヘクタールで、参考図の②でございます。寺田町に編入される観音寺町の面積は1筆で約0.03ヘクタール、参考図④のとおりでございます。

なお、実施日は、7月20日といたすものでございます。

以上、まことに簡単でございますが、提案の理由並びに内容の御説明といたします。よろし

く御審議の上、原案どおり可決、御決定賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お詫びいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第45号は原案どおり可決されました。

- 
- 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第24及び日程第25並びに日程第26はいずれも「財産処分について」でございますので、一括議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

#### 議案第46号

##### 財産処分について

次の財産（内田財産区財産）を売却するについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

昭和60年6月18日提出

和泉市長 池田忠雄

##### 1. 財産（土地）の所在地、種別、数量

和泉市内田町1514	ため池	5.884m <sup>2</sup>
	外堤	198m <sup>2</sup>

##### 2. 売却の方法

随意契約

##### 3. 売却の相手方

東京都千代田区九段北一丁目14番6号

住宅・都市整備公団

大阪市城東区森之宮一丁目6番85号

住宅・都市整備公団 関西支社

支社長 平田盛孚

4. 売却予定価格

9 1,0 6 5.7 8 6 円

議案第47号

財産処分について

次の財産（内田財産区財産）を売却するについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

昭和60年6月18日提出

和泉市長 池田忠雄

1. 財産（土地）の所在地、種別、数量

和泉市内田町17-15 ため池 7,438m<sup>2</sup>  
外堀 760m<sup>2</sup>

2. 売却の方法

随意契約

3. 売却の相手方

東京都千代田区九段北一丁目14番6号

住宅・都市整備公団

大阪市城東区森之宮一丁目6番85号

住宅・都市整備公団 関西支社

支社長 平田盛孚

4. 売却予定価格

9 7,5 8 8,9 9 2 円

議案第48号

財産処分について

次の財産（唐国・内田財産区財産）を売却するについて、和泉市議会の議決に及すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

昭和60年6月18日提出

和泉市長 池田忠雄

1. 財産(土地)の所在地、種別、数量

和泉市唐国町492 ため池 8,264m<sup>2</sup>  
外堤 2,776m<sup>2</sup>

2. 売却の方法

随意契約

3. 売却の相手方

東京都千代田区九段北一丁目14番6号

住宅・都市整備公団

大阪市城東区森之宮一丁目6番85号

住宅・都市整備公団 関西支社

支社長 平田 盛孚

4. 売却予定価格

161,589,360円

○議長(柳瀬美樹君) 提案理由の説明を簡単に願います。

○総務部長(麻生和義君) ただいま御上程いただきました議案第46号~第48号の「財産処分について」、提案理由並びにその内容の御説明を申し上げます。

当該3つのため池は、内田町並びに唐国町に所在いたします内田及び唐国財産区財産でございまして、通称「明神ヶ谷池」、「橋ヶ谷大池」、「長池」と称しているものでございます。今回、内田及び唐国財産区並びに水利関係者等の調整が相整い、関係書類を添えて処分申請がございましたので、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、御提案を申し上げた次第でございます。

まず、処分理由及び売り払い相手先でございますが、当該3つのため池は、日本住宅・都市整備公団により開発の和泉中央開発区域内に所在する関係上、同公団に売却しようとするものでございます。

次に、処分財産の内容でございますが、まず、通称「明神ヶ谷池」は、議案第46号に表示してございますとおり、内田町1514番地、ため池5.848m<sup>2</sup>、外提198m<sup>2</sup>でございます。

処分価格は1m<sup>2</sup>当たり1万4,973円で、総額9,106万5,786円となってございます。

次に、通称「橋ヶ谷大池」は、議案第47号に表示してございますとおり、内田町1715番地、ため池7,438m<sup>2</sup>、外提760m<sup>2</sup>でございます。処分価格は1m<sup>2</sup>当たり1万1,904円で、総額9,758万8,992円となってございます。

続きまして、通称「長池」は、議案第48号に表示してございますとおり、唐国町492番地、ため池 $8,264m^2$ 、外提 $2,776m^2$ でございます。処分価格は $1m^2$ 当たり1万4,636円で、総額1億6,158万9,360円となってございます。

以上、簡単でございますが、提案理由並びに内容の御説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決いただきますようお願い申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 21番（若浜記久男君） 端的に聞かせていただきたいんですが、番地は書いてあるんですが、場所等も含めて図面でも添付していただければありがたかったと思います。内田、唐国町でこの $1m^2$ 当たり単価がまちまちなんですね。似たところもありますが、安いところが1万1,900円。この評価というのは当然、土地鑑定という中から出てきた数字だと思うんですが、これらについてちょっと説明願いたい。

それから、これらのため池を住宅・都市整備公団に売却することによって地元に何ぼ、市に何ぼということが決まっていると思うんですが、それらについて適正なのかどうか。

以上について答弁をお願いしたいと思います。

- 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。
- 総務課長（池辺功君） 単価につきましては、すでに「和泉中央丘陵」という、こういう新聞が公表されておりまして、これに基づきまして単価決定をさせていただいてます。鑑定士の専門家の鑑定評価じゃなく、これに基づいてやらせていただいております。

なあ、処分金の配分ですが、地元が65%、市が35%になっております。

- 21番（若浜記久男君） これは、いまは単価がばらばらですが、中央丘陵が開発されますと、当然、平米単価が上がって似だような形の単価になっていくと思うんです。ただ、決められたことそのものがはっきりしないんですが、これについては私どもの勉強不足もありますので、答弁は結構です。

ただ、地元の分担金が65%、市が35%という配分が適正かどうか。たとえば、この財産区財産については市の管理となっておると思いますが、事故等が起きた場合、当然、行政サイドの方にその責任というものが出てくると認識するんですが、その意味で、もっと市の方に配分金のような形が取れないものか、その辺の考え方をお聞かせ願いたい。

- 総務部長（麻生和義君） 非常にありがたい御意見をちょうだいいたしまして感謝申し上げる次第でございます。財産区財産の処分につきましては従前から進めておりまして、議会の議決に付すべきこういう案件についてはその都度議会に御提案申し上げ、御議決をいただいているわけでございます。この配分につきましては、財産区財産の処分が始まりましてからいろいろ

ろ議論がございまして、大阪府の知事の認可を必要とするわけでございますが、そういう監督官庁の御意見、御指導も仰ぎながら議会にお諮りし、地元 6.5%、市 8.5% の按分率で一応われわれとしては適正であるということで本日までまいってあります。今後、ありがたい御意見をちょうだいした中、検討課題といたしたいと存する次第でございます。

以上でございます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本 3 件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第 46 号、第 47 号及び第 48 号は原案どおり可決されました。

---

○ 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第 2.7 「名譽市民の推薦について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

#### 議案第 49 号

##### 名譽市民の推薦について

次の者を名譽市民に推薦するにつき、和泉市名譽市民条例（昭和 60 年和泉市条例第 3 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求める。

昭和 60 年 6 月 18 日提出

和泉市長 池田 忠雄

住 所 大阪府和泉市阪本町 413 番地

氏 名 横田 磐治

職 業 無職

生年月日 明治 35 年 3 月 23 日

出 身 地 大阪府和泉市内田町

氏 名 故久保惣太郎

生年月日 大正 15 年 8 月 26 日

死亡年月日 昭和 59 年 6 月 9 日

○ 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明を願います。

（市長登壇）

○ 市長（池田忠雄君） ただいま御上程をいただきました議案第49号「名誉市民の推薦について」、提案理由並びにその内容につきまして御説明を申し上げます。

去る3月市議会第1回定例会におきまして御可決をいただきました和泉市名誉市民条例に基づきまして和泉市名誉市民審議会を設置させていただき、広く各界より委員を選出させていただきまして御審議を煩わしました。その結果御答申をいただきまして、初代和泉市長横田磯治氏と和泉市久保惣記念美術館寄贈者故久保惣太郎氏を名誉市民として推薦いたたく、議会の御同意を賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。

お手元御配付の経歴書にござりますように、横田磯治氏は、長年にわたり地方行政に携わってこられた方でございまして、昭和4年10月、泉北郡郷荘村収入役に就任されて以来、泉北郡和泉町収入役、同町助役、同町長として町村政の発展に貢献されますとともに、昭和31年9月、府下23番目の都市として和泉市が発足するや初代市長に就任せられ、以来、昭和42年11月に退任されるまで3期、11年余の長きにわたり市政を担当され、教育施設の充実、社会福祉の向上、都市基盤整備等に力を傾注し、今日の和泉市の礎を築かれました。

氏は資性温厚、実行力に富み、卓越せる識見、優れた指導力を発揮され、和泉市制実現に尽力されますとともに、郷土社会の発展と市民福祉の増進に尽くされた功績はまことに大なるものがあります。また、いまもなお和泉市都市計画審議会会长あるいはまた昨年3月の市議会で御可決いただきました「調和と活力ある人間都市・和泉」をテーマとした第2次和泉市総合計画審議会会长さんとして、都市行政の第一線で幅広く御活躍をいただく元老のお一人でございまして、名誉市民として適任であると存ずる次第でございます。

また、故久保惣太郎氏は昭和29年11月、久保惣株式会社取締役社長に就任せられ、以来、氏の優れた経営手腕をいかんなく發揮し、地場産業の振興とともに、大阪の綿業界屈指の企業として率いられました。しかし、昭和40年代半ばよりわが国紡織関係企業の経営は悪化し、久保惣におきましても合理化、商品開発等の取り組みをしたもの、時代の趨勢、政府の構造的不況業種指定もありまして、昭和52年、企業に終止符を打たれたのであります。

氏は泉州人特有の商才にたけ、常に情勢を見きわめる直感と活力を具有され、その才能は事業面だけではなく美術品の収集にも向けられ、わずかな年月で超1級品で集大成されたコレクションがつくり上げられたものでございます。氏は「超1級の美術品は個人が所有すべきではない。国民的財産だ」という1つの考え方を持っておられまして、昭和57年10月、国宝2点、重要文化財28点を中心とする500余点の美術品はもとより、美術館の土地、建物、運

管基金まで添えまして本市に御寄付をされたのでございます。この事柄は全国でも数少ない御  
壮舉であり、本市の文化進展に多大の貢献をなされたものでございます。このほか大阪の文化  
・芸術の地盤かさ上げを図るべく、財団法人久保惣記念文化財団の設立にも意を用いられ、同  
財団にも多額の私財を寄付するなど、名実ともに和泉市の文化・芸術の振興に尽力されました。

しかし、将来の活躍が期待される中、昭和59年6月9日、享年57歳の若さで急逝されま  
した。こうした市民としての行為と全市民への寄与にかんがみまして、名誉市民として適任で  
あると存ずる次第でございます。

何ぞ横田義治氏、故久保惣太郎氏を和泉市名誉市民として議員皆様方の御同意を相賜りま  
すようお願いを申し上げまして、提案理由の御説明にかえさせていただきたいと存じます。何  
とぞよろしくお願いを申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり同意するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第49号を原案どおり同意することに決しました。

---

○ 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第28「和泉市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

#### 議案第50号

和泉市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例制定について  
和泉市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例を次のように制定する。

昭和60年6月18日

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に

に基づき、和泉市コミュニティセンター（以下「コミュニティセンター」という。）の設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 住民の地域的な連帯意識を高め、健康で快適な近隣社会の建設とその発展に寄与し、もって和泉市民の生活文化の向上に資するため、次のとおりコミュニティセンターを設置する。

(1) 名称 和泉市コミュニティセンター

(2) 位置 和泉市府中町二丁目7番5号

（使用の許可）

第3条 コミュニティセンターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更するときも同様とする。

2. 市長は、コミュニティセンターの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付すことができる。

（使用許可の制限）

第4条 コミュニティセンターを使用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 管理上支障があるとき。
- (4) その他その使用を不適当と認めるとき。

（使用許可の取消等）

第5条 市長は、使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するとき又は管理上必要があると認めたときは、当該使用者に対し、使用許可の取消し、使用の制限、入場の禁止又は退場等を命ずることができる。

(1) この条例に違反し、又はこの条例に基づく指示に従わないとき。  
(2) 前条各号に掲げる事由が発生したとき。

2. 前項の規定により使用者に生じた損害について、市は、一切の責めを負わない。

（使用料）

第6条 使用料は別表に定める使用料は前納しなければならない。

（減免）

第7条 市長は、公用に供し、又は公益を目的とするもので特別の理由があると認めたときは、

その使用料を減免することができる。

( 使用料の還付 )

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、特別の事由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

( 附属設備の使用 )

第9条 使用者から特に申出があったときは、附属設備の使用を許可することができる。

2. 前項の使用料は、市長が定める。

( 特別の設備等の承認 )

第10条 使用者は、特別の設備をし、又は備付け以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ市長の承認をうけなければならない。

( 使用者の義務 )

第11条 使用者は、常に善良な管理者の注意をもって、コミュニティセンターの管理運営に協力しなければならない。

2. 使用者は、使用期間中、火災、盗難、人身事故、その他危険防止に努めなければならない。
3. 使用責任者は、使用中 在館し、その秩序維持及び使用物件の保全に関する一切の責任を負わなければならない。
4. 使用者は、コミュニティセンターの使用が終わったとき又は使用許可の取消等を受けたときは、直ちに施設又は設備等を原形に復さなければならない。
5. 使用者は、使用に係る施設又は備品等を損傷し、若しくは滅失したときは、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。

( 委任等 )

第12条 コミュニティセンターの管理運営に関する事務は、教育委員会に委任する。

2. 教育委員会は、コミュニティセンターの管理運営業務の一部又は全部を公共団体又は公共的団体に委託することができる。

( 委任 )

第13条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

理 由

市民の連帯意識を高揚し、健康で快適な近隣社会の建設とその発展に寄与することを目的と

してコミュニティセンターが設置し、その管理運営等について所要の事項を定め、もって和泉市民の生活文化の向上に資する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

別表(第6条関係)

和泉市コミュニティセンター使用料

(単位:円)

区分		基本料金					
	使用時間	9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00	9:00~17:00	13:00~22:00	9:00~22:00
1階	大集会室	6,000	8,000	8,800	12,600	15,200	19,400
	中集会室	4,000	5,300	5,800	8,400	10,000	12,900
	小集会室	2,000	2,600	2,900	4,200	5,000	6,400
2階	調理実習室	2,700	3,600	4,000	5,700	6,900	8,800
	小運動室	3,500	4,700	5,200	7,400	9,000	12,000
	創作活動室	3,500	4,700	5,200	7,400	9,000	12,000
	教養娯楽室(1)	900	1,200	1,400	1,900	2,400	3,000
	教養娯楽室(2)	900	1,200	1,400	1,900	2,400	3,000
3階	控え室(1)	700	1,000	1,100	1,600	1,900	2,400
	控え室(2)	600	800	900	1,300	1,600	2,000
	多目的ホール	12,000	16,000	18,000	26,000	31,000	40,000
4階	中集会室	6,000	8,000	9,000	13,000	16,000	20,000
	視聴覚室	3,500	4,700	5,200	7,400	9,000	12,000

備考

- (1) 多目的ホールにおいて冷暖房装置を使用するときは、1時間につき2,000円を基本料金に加算する。
- (2) 個人又は団体で本市の区域内に住所を有しない者が使用する場合の使用料は、冷暖房費計算額を除き、基本料金の2倍の額とする。

- 議長(柳瀬美樹君) 提案理由の説明を願います。
- 市長公室長(杉本弘文君) お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程いただきました議案第50号「和泉市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例制定について」、

提案理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

去る昭和59年10月25日より2カ年の継続事業として取り組んでまいりました当センターも、議員皆様方の御支援と御協力をいただき中、本年秋に竣工の予定となりました。厚く御礼を申し上げますとともに、本定例会に条例制定について提案させていただく次第でございます。

まず、当センターの規模及びその内容について概略、御説明申し上げます。7.6ページに参考資料として掲げてございます。

構造及び規模でございますが、鉄筋コンクリート造り、一部鉄骨造り4階建て、建築面積911m<sup>2</sup>、延べ床面積2,722m<sup>2</sup>となってございます。

内容につきましては、1階は、ホール、管理事務室、小集会室、中集会室、大集会室、ラウンジ等を設置いたします。

2階は、調理実習室、図書室、茶室を含む教養娯楽室を2部屋、創作活動室、小運動室等を設置いたします。

3階は、多目的ホール、ステージ、控室2、ラウンジ等を設置いたします。

4階は、中集会室、視聴覚室のほか、多目的ホール、使用時のための調光室、映写室、放送室などを設置。

なお、エレベーターは1基設置いたしております。

以上が当センターの概要でございます。

当センターは貸し館主体に運営をいたしてまいりますが、住民相互の地域的な連帯意識を培う場、市民の生活文化の向上を図る場として広く市民の皆様方に活用していただけるよう、市民サービスに努めてまいる所存でございます。

それでは、次に条例案の内容につきまして御説明申し上げます。

第1条は、設置条例の趣旨についてを定めてございます。

第2条は、設置の目的を申し述べた項で、当センターの名称及び位置についての定めをしてございます。当センターの名称につきましては、ほかにいろいろな案がございましたが、仮称名のコミュニティセンターあるいは略称名のコミセンは、地域社会の中心施設という意味でございますが、工事期間中を通じ市民の間にかなり広く知られていると考えられるところから、「和泉市コミュニティセンター」が最も適当であると判断いたした次第でございます。また、位置につきましては、「和泉市府中町二丁目7番5号」と定めるものでございます。

第3条、第4条及び第5条につきましては、使用の許可、使用許可の制限及び使用許可の取り消し等についての規定を定めるものでございます。

第6条、第7条及び第8条につきましては、使用料、減免、使用料の還付について定めるものでございます。使用料につきましては、74ページの別表のとおりでございますが、市民会館の使用料を基盤として、経済情勢を勘案する中で算定したところでございます。

第9条及び第10条につきましては、附属設備の使用及び特別の設置等の承認について定めるものでございます。

第11条は、会館を使用する際の使用者の義務について定めるものでございます。

第12条は、委任等について定めるものでございまして、第1項では、会館の管理運営は教育委員会に委任すること。第2項で、教育委員会は、会館の管理運営を公共団体又は公共的団体に委託することができる、と定めるものでございます。

第13条では、細部にわたる必要な事項については規則で定めることとしてございます。

最後に、本条例案の施行期日でございますが、本来ならば、確定する期日を明記すべきでございますが、当センターにつきましては、オープンできる期日が現時点では確定できないことから、「6ヶ月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する」と定めるものでございます。

今後、当センターの管理運営に当たり広く市民に親しまれ、活用されるよう関係職員一同の尽力に努めますので、よろしくお願ひ申し上げる次第でございます。

以上で御説明を終わりますが、何とぞよろしく御審議を賜り、原案どおり可決、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。天堀君。

○ 16番（天堀 博君） 何点か、質問させていただきます。

まず1つは、いまの説明の中で述べられましたが、貸し館主体ということですね。実際に中身を見るとそういうふうになると思いますが、第2条の設置のところで「住民の地域的な連帯意識を高め、健康で快適な近隣社会の建設とその発展に寄与し」とあり、さらに「和泉市民の生活文化の向上に資するため、次のとおりコミュニティセンターを設置する」となっております。これも解釈次第ですが、その程度、限度はいろいろあろうと思いますが、やはり防衛庁の予算の関係とか、問題点はあろうとは思いますが、これだけりっぱな建物ができ、実際の設置条例そのものをつくることには反対いたしません。

しかし、これだけりっぱな建物ができるても、実質的には貸し館主体の業務になることは非常に問題があると思っております。後で出てくる市民会館も合わせてですが、社会教育施設として、もっともっとコミュニティセンターなり、市民会館の館としての活動というか、たとえば公民館活動的なものがやられて当然じゃなかろうか。何か条例で決まっているいろんな講座と

かはやるけれども、それ以外は非常に弱い。以前にも一般質問でサンライフ和泉のところで私お聞きいたしましたが、その点では、和泉市は非常に弱い。仮はつくるが、なかなか魂が入らないことになってしまうんじゃないかな。その点でのお考えをひとつお聞かせ願いたいと思います。

それから、使用料の問題ですが、やはり高いですね。もちろん、冷暖房も必要となってくるわけですが、冷暖房装置を使った場合、多目的ホールでは1時間2,000円かかる。ちょっとした集会、催しのために他に施設がない、あるいは新しいとか、その他の理由で恐らく申し込みも多いだろうとは思いますが、実態としては、高い料金を取られることになってくる。いずれにしても、独立採算ということは不可能な状態ですから、第1点で申し上げたように、社会教育施設としての役割を十分に果たしていく目的から言えば、使用料についても一考願いたいと思います。

それから、減免でございますけれども、これは別に規則で定めることになろうとは思いますが、市民会館の現在の減免規定その他の形が踏襲されていくのかどうか、お伺いしたいと思います。

それから、第12条の委任等では、教育委員会に管理運営を委任し、さらに、公共団体あるいは公共的団体に委託することができる、とあります。恐らく教育委員会が以前から話の出ている管理公社に委託していくことになると思いますが、具体的な形態、それから、いつからどういうふうにやられるか、というところをひとつお聞かせ願いたいと思います。

それから、午前中の管理公社の60事業年度の計画、予算のところでお願いしておりました2点についてのお答えも合わせてお願いしたい。

- 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。
- 市長公室企画室長（稻田順三君） お答えいたします。

まず、第1点目の貸し館主体ではないか、という御質問でございますが、当施設につきましては、そういう管理形態をとっていきたいと考えております。しかし、社会教育活動そのものにつきましては、和泉市内にはたくさんの社会教育団体等がございまして、その方々が非常に活発な活動をされてございます。この方々がより活発な活動を促進していただくよう、社会教育が中心となってその方々の指導及び振興をしていく立場からこの館を御利用願いたい。ただ、管理運営のみ一応、管理公社に委託していきたいと考えるところでございます。

それから、使用料の問題でございますが、使用料の算定に当たりましては、最も類似した施設として市民会館がございます。市民会館の集会室の使用料を基準といたしました。市民会館は去る昭和52年3月に料金改定がされております。その後、8年間経過しておりますが、大

阪府の統計によりますと、その間、ガス代、水道代など消費者物価が約3割4分ぐらい上がっております。それを基礎として算定いたしましたわけでございますので、御理解を賜りたいと存じます。

それから、減免規定の問題でございますけれども、現在の市民会館の使用規定をそのまま踏襲していきたい。なおかつ、その上に本施設は、社会教育法第10条で言う社会教育団体の育成と発展をしてまいりたいことから、今回、そういう団体につきましては、より活用される方向で活動をしていただきたいという立場から減免措置、全額免除という考え方を持っております。

なお、細かい規定につきましては、規則で委任いたしますので、十分その点も踏まえて検討してまいりたいと考えております。

それから、委託につきましては仰せのとおり、やはり今後、いろんな施設の建設が促進されます。その管理運営については、特に注意を払わなければならないと考えているところでございます。その立場から会館の運営につきましては、教育委員会から管理公社に委託をしていく形でやってまいりたいと思います。

なお、実際のオープンにつきましては10月1日から。職員数は一応、5人を予定いたしております。

それから、後の議論の部分でございますけれども、59年度の管理公社分は別といたしまして、当コミセンの一応の人事費等を比較しておりますので、御参考までに申し上げたいと思います。

現在の市民会館でございますが、一応3名で、実績として1,921万3,000円の人事費が必要となってまいります。仮に職員で運営いたしますと約6名が必要となってまいり、約3,840万円の人事費が必要であろうと考えております。今回、管理公社への委託によりますと、大体1年1人200万円、5人で約1,000万円、その差が約2,800万円強になると思います。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 財政課長（阪 豊光君） 午前中の管理公社に関する人事費の問題で財政課・阪からお答え申し上げます。

管理公社のサンライフと体育施設の2件についての午前中からのお尋ねですが、そのうちの人事費につきましては、両方合わせまして1,700万円が必要となってございます。それを職員に置き換えると8名が必要で、平均賃金で計算しますと4,400万円、差額の2,700万円が削減されるという状況でございます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

- 総務課長（池辺 功君） 続きまして、施設内で起こった事故の責任についてはどうか、と  
いうことでございますが、建物の構造自体の欠陥、管理上のミスによって生じた事故につきま  
しては、公共施設賠償責任保険という保険に加入しております。また、市主催のスポーツ教室  
の開催中の事故につきましては、レクリエーション傷害保険という保険に加入しております。  
以上でございます。
- 16番（天堀 博君） 貸し館、貸し室を中心だけれども、実際には、たくさんの社会教育  
活動団体があるということで言われています。確かにそれもあります。それから、使用料の減  
免等についても、今回は大幅に全額免除という形で広げていきたいと言われているわけで、こ  
れも一定の前進だとは思いますが、同時に社会教育団体そのものについての議論があると思う  
んです。範囲とか、資格とか、いろいろ議論があるところですが、これは置いときまして、別  
の機会にやりたいと思います。
- そういうことも含めて問題点が1つあるということと、さらには、和泉市には現在、きちん  
とした形の公民館があるのは北松尾ぐらいですか、公民館活動がやられていない。やはり校区  
に1つの公民館があり、公民館活動がいまの社会では非常に重要なと言われております。とこ  
ろが実際にはやられてない。しかも、市民会館にしろ、コミュニティセンターにしろ、全くの  
貸し館、貸し室になるとその点が欠落し、十分な機能を果たすことがなかなかむずかしくなり  
ますので、今後の課題としてひとつ心して考えていただきたい。意見として言うとります。
- それから、委任、委託の問題ですけど、職員数5名で10月1日からの予定と言われておりますが、条例の12条で教育委員会に委任し、第2項では、それから管理公社とは書いてませ  
んが、そこに委託することになろうと思いますが、時期はいつになるんですか。直ちにやられ  
るのか。
- 市長公室企画室長（稻田順三君） 一応、8月末か、9月に完成すると思いますが、備品そ  
の他の準備期間が1ヵ月程度は必要だと思いますので、10月オープンしていただきたいと思います。  
当然、10月の開館時から委託をしていただきたいと考えております。
- 16番（天堀 博君） ということは、準備段階では教育委員会が当たると考えていいわけ  
ですか。その間の職員さんの配置とかはどうなるのか、その辺も含めて。
- 市長公室企画室長（稻田順三君） 当然、きちんと教育委員会に渡すまでは企画が責任を持  
って対応していきます。ただし、いろんな内部的な調整もございますので、企画が準備期間中  
に調整してまいりたいと考えております。
- 16番（天堀 博君） 教育委員会は通るだけと考えていいわけですか。教育委員会として  
はこういうことをやりたいということで、何年間か基礎をこしらえて管理公社に委託していく

んじゃなく、企画が準備期間はやって、準備期間がすめば教育委員会からストレートに、もちろん、内部調整はありますか、管轄公社に委託していく方向になるんですか。

- 市長公室企画室長（稻田順三君） 仰せのとおりでございます。
- 16番（天堀 博君） その点で1,940万円ですか、今回の補正で出ておりますが、それが委託管理費に充てられることになると思います。

それから、管轄公社の質問の部分につきましては、報告だけですから余り言いませんでしたが、こういうことになってくると、西村議員が一般質問で言いましたように、自治体の機能そのものが解体をしていく方向になる。下請化していく、管理運営といつても、实际上は事務的なことだけやるようになりますが、その点では好ましくないと思うわけです。その点も合わせて言おうとします。

さらに、最初に言いましたように、基本的には単なる貸し館、貸し室主体ではなく、もっと社会教育施設として十分な役割を果たしていくよう、今後ともその方向に進めてほしいという意見を申し上げておきます。

- 議長（柳瀬美樹君） 他に。大谷君。
- 13番（大谷昌幸君） 昨年の第3回定例会で工事請負契約締結が出た時点では、一応、工期はことしの年末までということでした。それが先ほどのお話を聞いてみると3ヶ月～4ヶ月早まったということで、大変結構なことだと思います。この森工務店が受けられて感心するんですが、非常に段取りよく仕事をされています。今まで何日仕事をしたか知りませんが、半年か7ヶ月になりますが、その間、正月の5日間と5月のゴールデンウィークに2日間ほど休まれた以外はほとんどお休みがなく、しかも、夜を徹して仕事をされた。その上に日曜その他の休日については、コンクリート打ちをするとき、あるいはいろんなクーラーとか大きな機械を搬入するときは、早朝の6時半ごろから作業車が来て仕事をしている。非常に段取りよく、手際よく仕事をされていることについては感服しているものでございます。

しかしながらその陰には、私は、かつてある場所でとった録音テープを助役さんにもお聞きいたきました。この設置条例の第2条には、「健康で快適な近隣社会の建設とその発展に寄与し」とありますて大変結構ですが、まだ規則で制定されておりませんので細部に触れることができないのは残念ですが、最も近隣というのは、これが供用開始された時点では一応、ここに出てる資料から見ますと、夜は午後10時まで使用許可される。恐らく日曜、休日についても同様の扱いをされると思うんですが、ここで現在の建物には、その近隣に対する騒音防止の処置がなされているとは思います。私はされているは聞いておりませんが、されてなかつたら大変なことだと思うんです。されていると一応、仮定して私の話を進めさせていただきますと、供

用開始されてから騒音が出てきた、いわゆる使用上の騒音、建物に取り付けられた騒音防止の機器が用をなさなくなつて出てきた騒音については今後、どのような対策をなされますか。

また、この設置条例は公室から出ているわけですが、後の管理運営については教育委員会に委任されるとなつてきますと、もしも、そういう使用上の騒音その他について近隣から苦情が出てきた場合、それをどこへ持っていくらいいのか、どこが解決していただけるのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○ 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。

○ 市長公室企画室長（稻田順三君） お答え申し上げます。

前段でいろいろ御迷惑をおかけいたしておりますことに対しまして、深くおわび申し上げます。コミュニティセンター工事及び工事車両によりまして、来庁される市民の方々、特に隣接の方々には御迷惑をかけおわび申し上げます。今後、管理運営上におきまして、使用時の騒音が外に漏れるという御指摘がございましたが、それにつきましては、万全を期してまいりたいと考えております。特に楽器類、ステレオ等大きな音を出す部屋もございます。3階には多目的ホール、4階には視聴覚室がございますが、多目的ホールについては、一切窓を開けてございません。壁面はコンクリート及びモルタルを14センチの厚さにし、外への非常口は、鉄製の防音建具を使用しております。また、視聴覚室についても、壁面はコンクリート12センチ、内側にはグラスウール5センチ石綿板1センチを貼っており、窓はアルミ製の防音サッシ等を用い、音が外へ漏れないように対応、配慮を講じておるところでございます。

なお、御指摘の使用時の騒音問題につきましても、確かに御迷惑をかける点も多々あろうと思ひますけれども、一応、部屋の使用等の管理につきましては、担当職員により管理の徹底を図り、騒音が外に漏れないように万全の対応をしてまいりたいと考えるところでございます。

なお、万が一そういう問題が生じました場合、教育委員会が管理責任者となっておりますので、教育委員会が対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○ 13番（大谷昌幸君） ちょっとおかしいと思うんです。教育委員会は、そういう市の施設等に対する行政的な権限はありますか。市の一般行政の関連の中での建物ですよ。純然たる公民館設置条例に基づく公民館であれば、教育委員会ということは言えますが、コミセンという名称その他から考えた場合、一概に教育委員会が管理しているから、そういうものも教育委員会の責任云々ということは、私は理解できないんです。

いままで周辺からいろいろ声を聞き、お願ひもしますが、実のところ、誠意をもって「こういうふうに対処しました」ということは1回もないんです。私は理解のよろしい人間で

ですから、工事がすめば騒音はなくなるやろうと辛抱しております。私の家のことを申し上げて大変恐縮ですが、外来のお客さんがあった場合、「何やらやかましおまんな」と必ずどなたもおっしゃってくれます。私はおとなしい人間ですので、きょうにも1度、職員さんにお越しいただきたいんですが、そこまでよう申し上げません。そういう気持ちでありますので、教育委員会云々ということだけは、どうしてもこの場で容認できません。

それともう1つは、これも近所からの要望ですが、この建物によってテレビ電波に妨害が出ております。当然やと思います。過日も建築課の方でただしておりますが、どんな対策をされるか、まだ具体的なことは聞いておりません。いまここで具体的にどうこうするというお返事をいただけなくとも、建物ができたんですから、その対策をどんなぐあいにされるのかということを確認したいと思います。

- 市長公室企画室長（稻田順三君） 教育委員会と申し上げましたのは、この施設につきましては、市民会館にかわるべき施設という位置づけから教育委員会に委任すると申し上げました。ただ御指摘のように、そういう教育委員会で処理できない管理問題が起きましたら、そのときは市として対応すべきであると考えております。ただ、一応の窓口としては、教育委員会で対応していただきたいと考える次第でございます。

それから、電波障害につきましては、われわれとしては十分承知しております。現在、会館を建設中でございますので、建設後におきまして十分な対策を講じてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

- 13番（太谷昌幸君） 条例に基づいて話をしなければいけないのなら、条例に基づいてやります。最後の12条で教育委員会に委任する。また、第2項において管理公社に業務の一部あるいは全部を委託する、というところがあります。結局、先の論法を進めていけばこうなりますよ。だから、もし一番の近隣に対して騒音が出ているとなった場合、ここへ行け、となるでしょう。過去の6カ月余を考えて、それでは対応できないとわれわれは思っているわけです。それでいくならば、私は、この条例設置について反対を表明いたします。

ただ、今までの財源のことから考えて、市民会館でやっておったように住民の地域的な連帯意識を高め云々、なら教育委員会でよろしい。しかし、それと、私がここで申し上げておる騒音と関係ない、別なものですよ。建物があるがために、これを使用するがために起ってくる騒音ですよ。教育委員会か、管理公社か知りませんが、そこが管理するがために出てくる騒音とは違いますよ。その点を私が力説しているんです。もし、そういう騒音が出た場合、近隣の人はどこへぶつけたらいいのか、その窓口だけをここではっきりしてくださいと言うて

るんです。

○ 市長公室企画室長（稻田順三君） いまも申し上げましたように、あくまでもコミセンの管理主体は教育委員会でございます。内部的な管理につきましては管理公社に委託しますが、本館そのものの事業運営、苦情等の最終責任の所在は、教育委員会が管理するということでござります。

○ 13番（大谷昌幸君） ちょっと私も私の議論は前へ進みませんな。私の議論は間違いですか。お願いしていることは間違いですか。そうなりますな。

○ 議長（柳瀬美樹君） 市長。

○ 市長（池田忠雄君） 私からお答え申し上げます。

いろいろ本コミュニティセンター建設に際しまして、近隣の皆様方に非常に御迷惑をかけております。心から恐縮に存じております。でき上がった後の管理運営につきましては、この条例の12条でお示ししております。管理運営に関することは、建物自体がコミュニティセンターとはいえ、基本的な考え方は、やはり教育、文化あるいは御婦人なり、いろんな団体のお互いの文化活動の交流の場ということは御案内のとおりでございます。その意味合いからいたしまして、所管は教育委員会にある、こういうことの管理運営の規定でございます。

先ほどからお尋ねがございましたように、こうしたいろんな施設をつくっていく中、管理運営に膨大な経費がかかるわけでございます。何とか行政効果を高める方法で、しかも、膨大な人件費対策を立てなければならない。そうでないと、施設をつくっても管理運営費で和泉市が持たないことになります。先ほど御説明いたしましたように、一般の人件費よりも管理公社に委託する方が、大体半額以下で処理できるであろうという実績もございます。いわゆる管理公社のO Bの経験豊富な方など、いろんな方の御協力をいただきまして、2分の1ぐらいの人件費で行政効果も落ちることなく、最終責任は市でございますので、それでいいという見通しの中で、教育委員会は管理公社に委託していくわけでございます。

御案内のとおり、庁内の最終責任は総務部長が持っております、理事長を兼ねておりますて、民間団体ではございません。いわゆる市の責任を明確にする管理公社ということに相なるのでございます。コミセンができ上がった暁は、社会教育振興が主体でございますので、管理運営は教育委員会が責任を持ち、総務部長が理事長である管理公社の運営の中で、人件費を安くあげつつ行政効果を上げることに相なってまいります。いろんな御苦情につきましては、管理公社あるいは教育委員会ということに相なるという説明を企画室長から申し上げておるわけでございます。

しかし、それらを議員さんが御理解されながらも御質問をいただいている趣旨を理解いたし

ますならば、コミュニティセンターの設置者は和泉市でございます。最終責任は市当局で持たせていただかなければならぬ、このように理解をいたしてございます。窓口は、というお尋ねでございますが、設置者は和泉市当局でございます。窓口は御説明のとおりであっても、最終責任は市が対応させていただくことが基本でございます。その点ひとつ御理解をいたければありがたい、このように存じます。

○ 13番(大谷昌幸君) その点は十分理解しているんです。理解の上に立ってお願ひしているわけです。実際、供用が開始されて日曜や休みの日まで騒音が出ても「やめてくれ」と言うて行けますか。工事の方もそうです。いまも工事について、性悪でやかましく言うてると違います。人間は特に態度で示すことが大事です。ここでやかましく言うても、現在、どこが窓口、どこへ言うて行けばいいのかもわからない。「うちはあかん、知りまへん」ですよ。そのときどなたかが「迷惑かけますな」とちょっと家をのぞきに来てくれて「もうちょっと静かにできるようにまた話しますわ」、「いつ大きな音を出すか、前もって連絡しますわ」という一言でもかけてやってくれればよろしいが、そういう世上で言う親切さというものが全然ない。

今度、供用が開始されたら、休みの日や夜でもどんどん騒音が出てくることは十分考えられます。それについて「管理公社へ言うてくれ」、「いや、教育委員会へ言うてくれ」とぐるぐる回って結局、近隣の方々を納得させる返事が得られないまま済んでしまうことを予期してお願いしてゐるんです。

時間も取りますからこれぐらいでやめますが、そういう立場をよく考えてやっていただきないと、受け身になっていてはわかりませんよ。私は以前、テープレコーダーにとったやつをずっと持って回りましたが、それについても何の反応、応答もなかった。どのように御参考になつたか知りませんけれど、それ以後、お願ひしてもむだかな、と思ってそのままにしてますが、このような現実から考えて、出てくる騒音の対策については、行政にある方は十分に考えていただき、他の市民の方に迷惑を及ぼさないようにしていただきたい。いまは、わずか井ノ口町の隣組で言えば第3組、数軒だけで済んでいる感じですが、もっと大きな団地のようなところだと、そう簡単には済まないと思います。それを予想してやってるんか知りませんが、その意味でも、もっともっと親身のある態度がほしいということをお願いしておきます。条例だけつくっておけば勝手に使うやろういうことでは近隣にどんな効果があるか、その点を十分に御認識いただき、今後、対処していただきたい。それについてのお心構え、御努力だけをお願いしたいと思います。

それから、アンテナの件。

○ 市長公室企画室長（稻田順三君） 御指摘の件に関しましては、十分肝に銘じまして今後、対応してまいりたいと存じます。

なお、電波障害の件は、確かに4軒聞いております。先ほど申し上げましたように、一応、会館が完成した段階で十分対応していきたいと考えておりますので、どうぞ御理解賜りたいと思います。

○ 議長（柳瀬美樹君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第50号は原案どおり可決されました。

---

○ 議長（柳瀬美樹君） 日程第29「和泉市立市民会館条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

#### 議案第51号

和泉市立市民会館条例の一部を改正する条例制定について

和泉市立市民会館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和60年6月18日提出

和泉市長 池田忠雄

#### 和泉市条例第 号

和泉市立市民会館条例の一部を改正する条例（案）

和泉市立市民会館条例（昭和36年和泉市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

#### 別表（第5条関係）

（単位：円）

区分	昼 間			夜 間		
	午前	午後	午前・午後	夜間	午後・夜間	全日
大ホール	15,000	21,000	30,000	24,000	36,000	45,000

## 備考

(1) 使用期間に関する昼夜間の別は、次のとおり。

午前	午前9時から正午まで
午後	正午から午後5時まで
夜間	午後5時から午後10時まで
全日	午前9時から午後10時まで

(2) 冷暖房装置を使用する場合は、1時間につき4,500円以下において市長が定める額を加算する。

## 附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

## 理 由

(仮称) 和泉市コミュニティセンターの設置により市民会館施設の一部が機能的に重複することとなるので、行政財産の効率的運用を図るため、当該施設部分の公の施設としての使用を廃止する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明を願います。
- 社会教育部長（松村吉堯君） お許しを得まして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第51号「和泉市立市民会館条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。

説明に入ります前に、本条例改正案中、附則の施行期日の規定につきまして、コミュニティセンターの開館期日の関係上誤りがございまして、昨日、御配付申し上げました正誤表でもって御訂正方をお願い申し上げ、大変御迷惑をおかけしました点、深くおわび申し上げる次第でございます。どうかよろしく御了承賜り、御訂正方よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、提案の理由から御説明申し上げます。

昭和36年に開館いたしました市民会館につきましては、皆様方に広く御利用を賜ってまいりましたが、市民会館も今回のコミュニティセンターの設置によりまして、会議室等の一部機能的に重複することと相なりましたので、この際、行政財産の効率的運用を図るため、当該施設部分の公の施設についての使用を廃止いたしましたく、本条例を御提案申し上げる次第でございます。

次に、改正の内容でございますが、同条例第5条別表中「講堂」とあるを「大ホール」に改めまして同項以下を削除し、備考欄の使用時間帯の規定につきまして、従来は「午前8時から」と規定いたしておりましたが、これまでの使用実態からいたしまして「午前9時から」に改め、2項「午前10時以後に……」の規定並びに「料理講習室」に関するガス使用料に対する規定の2つを削除し、第2項に冷暖房装置の使用に関する規定を繰り上げさせていただきました。

なお、附則といたしまして、改正条例の施行期日をコミュニティセンター完成後とするため、公布の日から6月を超えない範囲で規則で定める日とさせていただきました。

以上、提案理由並びにその内容について御説明をさせていただきます。82ページ以降に参考資料として新旧対照表を添付させていただきましたので御参照の上、慎重御審議賜り原案どおり可決、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 16番（天堀 博君） これは何かいな、と出てきたときに見させてもらいましたが、これは市民会館が結局、大ホールだけになるという意味ですね、そうですな。先ほど言いましたように市民会館は、今まで機能というか、そういうものを十分に果たしていたとは思っていないんですが、これやったらどないなるんですか。その辺をちょっと教えてほしい。
- 議長（柳瀬美樹君） 答弁。
- 社会教育部長（松村吉堯君） おっしゃっておられることは、市民会館という名が付いていながら大ホールだけ。これでは市民会館としての用を足さないんじゃないかな、こういうことでございますか。
- 16番（天堀 博君） これも含めてね。
- 社会教育部長（松村吉堯君） 一応、名称的な問題でとらえますと長年、市民会館としてなじんでいた建物でございまして、他に市民会館と名が付くものが本市内に存在しないことから、建物の名称としてそのまま残しておきたいということで、市民会館ということでさせていただきました。お説のように大ホールだけの機能でございます。
- 16番（天堀 博君） 長年、市民会館としてなじんでいた建物でございます。それ やつたらよけいぐあい悪いんと違いますか。名称も含めて変えんことにはね。変えること自体 变えとは思っていませんよ。しかし、会館という名だけ残しては、軒を貸して母屋を取られた ような感じになってしまふ。後をどういうふうに利用するか知りませんが、現在、利用されて いる1階の部分の延長だらうと思います。あそこへ教育委員会以外のものが入るということは、 常識的には考えられないことだと思います。そうすると、いわゆる事務室としてのフロアにな

っててしまう。あるいは上の方は他の用途に利用するかもわかりませんが、いずれにしても、市民会館の機能は大ホールだけになってしまふ。この辺が非常に問題があると考えております。

しかも、先ほどからの話では、コミュニティセンターを使うようとするからこちらを廃止するんだ、と言うんですね。ところが、コセンは貸し館でしょう。社会教育施設としてあかんやないか、と言うたら、社会教育団体はたくさんあるから、と言う。それやったらそれで、もっとたくさん補助や援助をしているんかどうかの問題も出てくるが、そこまで論議をオーバーしたくない。しかし、これでは全く市民会館としての名称なり機能そのものがおかしくなると思います。その辺を再度、お聞かせいただきたい。教育長、どうですか。後をどう使うのか。

○ 教育長（西川喜久君） 私からお答え申し上げたいと思います。

確かにお話をどもっともな点もございます。私も一定、同じ考え方を持っておる点もござります。御承知のように、市民会館は昭和36年に建設されまして、その後20数年間、市民に定着してまいりっております。そこで、先ほど申されておりましたが、1階の集会室は現在、料理室と教育委員会の事務室として使っておりますが、2階の会議室その他の和室等につきましては一定、事務室並びに会議室等に改装してまいりたい、こういう考えを持っております。

市民会館につきましては、大ホールのみが残るわけでございますけれども、幸いにして、近くに建設されておりますコセンにつきましては、それにかわるべく小会議室あるいは集会室等が完備されております。大ホールのみでありますて、市民会館という名称については問題があろうかと思いますが、長年、市民会館の大ホールということで市民さんが愛着を持っておられますので、ここで名称を変える云々につきましては一考を要すると考えております。したがいまして、市民会館の大ホールとしてこのまま使用してまいりたい、かように考えるものでございます。

○ 16番（天堀 博君） よそへ言うたら笑われますよ。市民会館は事務室と会議室だけ、といつても一般に開放しない、庁内の会議室と同じやと解釈しています。今までのような会議室で、申し込めば貸してくれるという会議室ではないですな。たとえば議会の委員会室的な会議室ですね。違いますか。特別なことを別にして、それとも、一般が貸してくれ、と言えば貸すような会議室になるわけですか。

○ 教育長（西川喜久君） お答え申し上げたいと思います。

私が先ほど申し上げましたように、事務室及び会議室等に改装してまいりたい。その中でも、いろいろ御質問がございましたが、非常にたくさんな社会教育的いろいろな団体がございまして、いま、天堀議員さんがおっしゃるように、単にわれわれのみが使う会議室というような位置づけは現在、いたしておりません。今後、レイアウトをする上においてそれらの点を明確に

してまいりたい、かように考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

- 16番(天堀 博君) 目的外使用というのがございますね。これそのものも非常に問題であったんですが、まあ、それなりにやむを得ない面もあるだろうということで認めてきてている部分もあります。今回、タガをはずしてしまって、全部条例上で抜いてしまってますから、言うてみたら、目的外使用も何もない。自由に使えるという形になってくるわけです。しかし、市民会館条例というからには、市民会館でなくてはならないと思うんです。それがますます市民会館でなくなっていくようになりますね。これは非常に問題ですのでひとつ考えていただかんと、いまの教育長の答弁では、これを徹回するとか、変えるとかいう意向はなかったようですが、もし、あれば言っていただいたら結構ですが、それであれば、われわれ反対しなければならないと思います。

同時に、先ほどちょっと答弁で伺いましたが、一般にも使える会議室に考慮していくという点については、これは非常に大事なことなんです。この辺は言質としてできちっと議事録にも載りますから、こういうことで使えるんだという、もちろん、範囲はある程度の部分は出てくるかもしれません、それはコミセンでも社会教育団体は無料となれば、こっちが一杯であればこちらを使うという、あるいはもっと範囲を広げた形での会議室の利用ということでできるのかどうか。それであれば、ただの方を借りに来ますよ。われわれも使うときにはそうしたい。そんなことが可能かどうか。

- 教育長(西川喜久君) お答え申し上げたいと思います。

3階部分についてはすべて会議室にしていくようなことは、いまのところ考えておりませんけれども、市民会館の昨年の実績を見ましても、大ホールから和室、第1、第2と集会室がございますが、年間で1,989回の使用回数がございます。その中身を見ますと、全額免除の回数は80%以上となっております。これらはほとんど社会教育団体でながろうかと感じるものでございます。したがいまして、コミセンと併合していく中、先ほど天堀議員さんからお話をございましたが、コミセンが満員の場合はこちらでと、会議室の大きさはどの程度か、いまのところレイアウトはまだできてませんが、整合性を持ちながら使用していただきたい、かよう考えるものでございます。

- 16番(天堀 博君) コミセンが満員の場合使わすというだけじゃなく、空いておっても申し込んだら貸してくれる、使わしてくれるのかということです。使わしてくれるんやったら、ただの方を使いますわ。きれいな方でなくてもね。いま、和泉市には公民館もない。ただで使える場所はないわけです。町の会館にしても、運営のために町民が使う場合は別にして、他の者が使う場合はカネを取ります。われわれが演説会をするときでもカネを取る。古い方の市民

会館で演説会をしようというんじゃないが、どこへ行ってもカネを取られます。府中近辺でも場所がない。演説会であれば学校の講堂を借りることはできますが、われわれのような政党や団体でなくても、小さなグループがちょっとした会合をやろうとしても場所がなく、皆困ってます。コーラスの練習の打ち合わせだけじゃない。ちょっとした会合をするにも場所がない。喫茶店では話はできにくい。そこで借りよう思えばコミセンしかしようがないということではなく、市民会館の会議室を貸してくれ、と言えば貸してくれるのかどうか。

○ 教育長（西川喜久君） 使用料の徴収につきましては、ただとか、取らないとかは別にして、使用の目的によって使用料を徴収しているのが実態でございます。したがいまして、私が先ほどから申し上げておりますように、どの程度の会議室が取れるか、また、どのくらい収容できる部屋が取れるか、いまのところ明確ではございません。もし取れましたら、その程度によって、また、使用目的によって使っていただくように努めていきたい、かように考えます。

○ 16番（天堀 博君） これは非常に大事な答弁ですよ。わかつてもろうて言うていただいているとは思いますかね。ソフトボールとか、テニスのグループがたとえば5人ほどでちょっと会議をしたい。しかし、社会教育団体として登録してなかったら減免規定には乗りませんわな。そうですね。こういう話はきちんと詰めておかんとね。そういう小グループが会議をしたいと思っても、コミセンへ行ったらカネ取られる。しかし、こちらの市民会館は規定がないからただで貸してくれると考えていいわけですな。

○ 教育長（西川喜久君） お答え申し上げたいと思いますが、先ほどから論議されておりますように、今後できるコミセンそのものについての管理運営は教育委員会に委任され、同時に管理公社の方に委託する形になりますが、使用料の徴収等につきましては、やはり管理運営上の一環でございまして、市民会館とコミセンとは、料金を取る、取らないということについては、同じような方法で進めてまいりたいと考えます。

○ 16番（天堀 博君） おかしいですよ。条例では大ホールしかない、料金の徴収は。そんな運用の仕方はないと思う。違いますか。

○ 市長（池田忠雄君） 私から基本的な点についてお答えさせていただきたいと存じます。先ほど、議員さんの御協力をいただきまして御議決を相賜りましたコミュニティセンターにつきましては、市民会館がわりに市民の皆さんに御利用いただく施設でございます。企画室長からもお答えさせていただき、それを一応、10月1日オープンを目指にさせていただいてますが、オープンと同時に市民会館の機能を大ホールに限るということでございます。庁舎の狭いもございます。その他いろんな意味合いからこの際、コミセン発足とともに、このコミセンの供用開始を前提にして、ほとんど市民会館の機能はコミセンに入っておりますので、その

既には、大ホールだけを市民さんの御供用に供するという条例の御提案でございます。

ただ、その上に立って、3階部分について御論議いたしていると存じますが、教育長が御答弁いたしております趣旨は、今まで市民会館を御利用願っておりました80%は、減免の対象である社会教育団体であるという実績にのっとりまして、いわゆる教育、文化等いろんな活動なども含めまして、社会教育団体としての位置づけのある団体で、コミセンが一杯ならば、市民会館の会議室をそうした意味合いで御利用いただく、こういう趣旨で教育長は御答弁させていただいていると、私も理解をして聞いているわけでございます。

したがって、社会教育団体かどうかの判定は教育委員会が持っておりますので、だれでも借れるというものにつきましては、コミセンが市民会館の機能を全部持っておりますのでそちらを御利用いただく、こういうことで御理解いただきたいと思います。ただ、社会教育団体として御熱心にやっていただいている団体については、コミセンとの連帯の中で使っていただくという趣旨で教育長は答えたと思います。だれでも言うできたら借れるということにはならないと御理解いただきたいと思います。

○ 16番(天堀 博君) それやったら相当問題があると思います。市長が言われる意味合いはよくわかります。市民会館の機能は全部コミセンへ行く。大ホールだけないから、こちらは大ホールだけ残しておく。解放総合センターがそうですわな。片方に市民文化ホールがありますが、それなら、そういう形の条例にするとか、条例の整備をしたらどうですか。コミセンの条例は可決されたでしょう。市民会館はそのまま残していくわけでしょう。リビングキッチンか、ダイニングキッチンかというような違いの問題と違います。いつも法に基づいていろいろなことをやると言いますが、市民会館の条例として一本立ちしている。これはコミセンとは別ですよ。それやったら条例の整備をしなさい、ということです。

もう1つは、たとえばテニスの愛好会のような小グループが会合したいが、喫茶店ではできませんという場合、コミセンではカネがかかる。市民会館へ言ったら、会議室が空いてるから使いたなはれ、ただで貸してもらえるという意味やったら……とまで詰めた。それは違うと言うんやったら違うでよろしい。しょうがない。せっかくいいとこまで詰まっていたのにね。それやったら、社会教育団体というのはどういうものか、という定義を含めて問題が出てきます。先ほど稻田室長からの答弁のように、もうちょっと幅広くするならするでその辺の整備をきちんとしたらどうですか。

いま、社会教育団体として、市民会館をただで使わしてもらえない団体は幾らもある。われわれも含めて、他の議員さんも言うて来てる。せやけど、認められて登録してもらうためには、こっちにもそんなのがあるからどうやとかね。これだけ今日、13万も14万も人口が増え、他か

らもたくさんの人が流入していろんな形態の人がいるわけですよ。だから、既存の団体だけを考えておってはあかん。もっと幅広く極端な話ですが、5人や8人のテニスの同好会でも社会教育団体として認めるんやったらただで貸してあげたらいい。80%以上使っていると言うんならね。实际上、独立採算は成り立たないという観点に立って、社会教育に寄与するものとしてコミセンをつくったんであれば、もっとたくさんの人間にただで貸してあげたらいい。それなのに市民会館を大ホールだけにしてしまう。よそから人が来て「市民会館はどこにあるんか」と聞かれて「これです。大ホールだけです」と言るのは格好悪いですよ。その辺の社会教育団体の定義がもう少しきちんと整備されるまで委員会に付託するなり延ばしたらどうですか。

- 議長（柳瀬美樹君） 赤阪君。
- 5番（赤阪和見君） 先のコミセンと合わせてあるんですが、時間帯の問題です。やはり条例ですから整合性がなかったらいいかん。こちらは午前、午後、夜間と時間が明記されています。天堀議員さんの質問を検討するためにもし休憩されるんやったら、この点の時間もきっちんと明確にするという形にしていただきたいと思います。
- 議長（柳瀬美樹君） ここで暫時休憩いたします。

（午後3時03分休憩）

（午後3時40分再開）

- 議長（柳瀬美樹君） 休憩前に引き続き会議を続行いたします。
- まず、天堀議員さんに対する答弁をお願いいたします。
- 教育長（西川喜久君） 先ほどいろいろ御議論いただきました市民会館の件でございますが、名称につきましては、このまま市民会館としてやっていきたい、かように考えるものでございます。また、3階以上の市民会館大ホール以外の今後の使用につきましては、先ほど市長からお答え申し上げましたとおりでございますので、ひとつ御理解をいただきたいと思います。
- 16番（天堀 博君） 社会教育団体の範囲について。
- 社会教育部長（松村吉堯君） 社会教育団体の範囲でございますけれども、從来からやっております市の文化協会あるいは市子連等の団体がございますが、これらの傘下にある団体をもって充て、対応してまいりたいと存じております。  
なお、先ほど赤阪議員さんからも御指摘ございました料金表の表示でございますが、内容的にはそのままいたしまして、コミセンに合わせまして数字で時間帯を表して差し上げさせていただきたいと存じますので、御了承を賜りますようお願いいたします。
- 16番（天堀 博君） 名称はこのままということになりましたら、先ほど言ったように、

コミュニティセンターを市民会館にして大ホールと言うんやつたらまだしも、これだけで市民会館ということ自体、名称からくる市民会館の機能その他も考えてもおかしい、悪いということで、われわれとしてはこの条例そのものには賛成しがたい、反対をさせていただく立場を表明いたします。

それでは、会議室等の使用の問題なんですけど、これはコミュニティセンターも含めて社会教育部長から答弁がありましたように、社会教育団体の定義というか、先ほど稻田室長からも答弁があったように、これは緩和というか、広げていく方向になってます。しかし、私も市子連の役員をしていますが、市の子供会に入っている、あるいは文化協会に入っているとかの一定の枠があるわけです。そうなりますと、これだけ和泉市の人口が増え、いろいろな人たちの活動も多様化されているにもかかわらず、一定の規格というか、そういうところにはめないためとなります。それがいやだ、という人には受けられないとなります。その点を今後も緩和し、範囲を広めていく点については、引き続いて努力していただきたいと思います。

さらに現在、減免の割合として3割とか、5割とかなっていますが、いろんな団体、たとえば労働組合の関係もありますが、この辺についても、その際には同時に一考していただきようお考えいただきたいと意見を申し上げて、この条例そのものには賛成しがたいという態度を表明しておきます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 竹下君。

○ 11番（竹下義章君） いま、社会教育の関係でちょっと聞いていきたいと思いますが、減免の対象の問題の中で天堀議員の方からの要望として、「組合関係もお願いしたい」と言われてきました。今回、はっきりしていただきたいのは、労働組合団体は、社会教育団体に入るのかどうかの問題点はありますかと思いますが、和泉市は求人対策ということで、求人キャラバンという予算を組んでおります。和泉市へどんどん人を入れていこうということですね。

もう1つは、私はまだ中を見てないんですが、サンライフという会館ができますね。ここでどういうふうな事業をやっているか申し上げますと、中高年層に対する就職の指導をやられていると聞いております。そういう点からいくなれば、少なくとも、組合関係もこの無料の中に入れていくべきじゃないかと考えておりますので、ぜひそうしていただきたいと申し上げておきます。その点では、そういうことをしてもらえるかどうか、お聞きをしておきたい。

○ 議長（柳瀬美樹君）

○ 社会教育部長（松村吉堯君） お説の社会教育団体ということにつきましては、社会教育法の中に定められた1つの対象範囲があります。労働組合関係につきましては、その辺では問題があろうかと思います。しかしながら、社会教育団体ということを別にして今後、また検討し

てまいりたいと存じますので、御了承賜りたいと存じます。

- 11番(竹下義章君) 検討していく、という言葉がありましたので、ぜひ同じような扱いにしていただきたいとお願ひをしておきます。
- 議長(柳瀬美樹君) 田中君。
- 29番(田中包治君) これは非常に重要な問題やと思うんです。社会教育団体というのは、社会教育基本法によって指定された団体だけでしょう。これを差別するというのは、どういうふうに差別するのか。1つの規則か何かなかったら、労働組合はどうたら、子供会はどうかとなると、こんなややこしい規則なんかあり得ない。社会教育法に定められた社会教育団体しか減免しないのか、無料にしないのか。あるいは市の指導機関だったらやるのか、はっきりしてもらわなかつたらしようがない。文化協会なんかは、社会教育団体じゃないんやからね。条例が施行されてしまってからどうたら、こうたら言ってもしようがない。条例が決まる前に「社会教育法にのっとる団体を無料にします」しないとね。そうすると、解放会館の同和問題も皆一緒ですよ、社会教育団体と違うんやから。そういう問題をどう整理するか。それをしなかつたら、何のために長い時間をかけて審議しているのかわかりませんよ。
- 議長(柳瀬美樹君) 他に。
- 17番(西村慎太郎君) 一つだけちょっとお聞きしたいんですが、市民会館条例の問題の中で、管理している職員さんが何人かおられると思います。具体的には、1階の受け付けとかにありますが、この条例が通りました後の処遇はどうなっていくんですか。
- 議長(柳瀬美樹君) 助役答弁。
- 助役(坂口禮之助君) 答弁ということではございませんが、こういうことを申し上げて申しわけないかもわかりませんが、一応、コミセン関係の条例と今回の市民会館条例につきましては、6ヶ月を超えない範囲と規定させていただいてますが、かねがね申し上げておりますように、いま、コミセンの完成に向けて全力でやっております。うまくいきましたら、9月1日までに完成する可能性はあるわけです。現在、御承知のとおり、庁舎が狭あいでございまして、コミセンが完成、それを利用できるようになりますと、先ほどから御議論いただいておりますように、大ホールを除く他の部分は、一部教育委員会などの会議室等に模様替えしたい、このように考えているわけです。
- 5番(赤阪和見君) そう言われるならば、現実に使っているんでしょう、あれはどうなるんですか。ですから、この条例改正は3月に出てこなくてはいかんはずなんです。条例を無視して一般行政、教育委員会が使っているわけです。われわれは、それがわかっていないから大目に見てそう言ってるんです。その中でいま、出ているのは大きい問題なんです。僕は、休憩の

中で話はまとまっているものとしてここへ出てきたんです。しかし、一部で反対があるとなれば、ひとつきっちり内容でいってもらわなければ、こういう条例で反対があったということであれば余りにも……。そこへ1つは問題もないことはないわけですから。その点もお願ひしたい。

○ 議長（柳瀬美樹君） 田中君。

○ 29番（田中包治君） いま、助役さんが言われるように規則をつくるんでしょう。これはできればここで結論を出す方がいいんじゃないか。御存知のように30周年という枠もあり、社会教育団体あるいは当該市の協力団体という2つの流れの中で、規則の中で減免などの問題は府内でのいろいろ論議しなければいかんと思います。その意味で一応、この問題は条件づきにしてそのまま通し、規則については、当該委員会に諮り十分審議しながらやっていく。そうしたら、お互いに顔立つんと違いまっか。

○ 16番（天堀 博君） 反対もあるから、という意見が出ておりますが、われわれは、やはり大ホールだけを残すというような形態を整えないこの条例は反対だということを表明しているわけです。ですから、これはこれで採決をどっていただき結構やと思います。ただ、後の問題点がいろいろ出されております。私からも提起させていただき、検討していただくとなっております。あるいは他の議員さんからもいろいろ出しております。その点は田中議員さんが言われるようく委員会等で十分前向きに審議していただき、あるいはお約束していただいたことについては十分に検討していただき、結論を出してはどうかと思うわけです。

○ 議長（柳瀬美樹君） 先ほどの職員の問題だけ答弁してください。

○ 社会教育部長（松村吉亮君） お説のように現在、市民会館には3名の職員を配置してございます。大ホールのみになりますと、この職員の所属は社会教育部になってございますので、人員的には内部で調整していきたいと存じております。

○ 議長（柳瀬美樹君） この場で暫時休憩いたします。

（午後3時50分休憩）

（午後3時52分再開）

○ 議長（柳瀬美樹君） ただいまより再開いたします。

本件に対し反対の方がありますので、挙手により採決いたします。本件に対し賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

ありがとうございます。賛成多数であります。よって、議案第51号は原案どおり可決されました。

○ 議長（柳瀬美樹君） 日程第30「昭和60年6月に支給する期末手当の額の特例に関する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

### 議案第52号

昭和60年6月に支給する期末手当の額の特例に関する条例制定について

昭和60年6月に支給する期末手当の額の特例に関する条例を次のように制定する。

昭和60年6月1.8日提出

和泉市長 池田忠雄

### 和泉市条例第 号

昭和60年6月に支給する期末手当の額の特例に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、昭和60年6月に支給する期末手当の額の特例に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（特例）

第2条 昭和60年6月に支給する期末手当に限り、和泉市職員の給与に関する条例（昭和38年和泉市条例第16号）第25条の規定の適用については、同条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の145」と、「割合を乗じて得た額」とあるのは「割合を乗じて得た額に15.000円を加えて得た額」とする。

2. 昭和60年6月に支給する期末手当に限り、和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年和泉市条例第20号）第5条の規定の適用については、同条第2項中「100分の190」とあるのは「100分の195」と、「割合を乗じて得た額」とあるのは「割合を乗じて得た額に15.000円を加えて得た額」とする。

### 附 則

1. この条例は、公布の日から施行する。

2. 昭和60年6月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に和泉市職員の給与に関する

条例及び和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給した期末手当は、これらの条例及びこの条例の規定による給与の内払とみなす。

#### 理由

昨今の労働経済情勢その他諸事情にかんがみ、本年6月に支給する期末手当の額を特例的に増額する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明を願います。
- 市長公室長（杉本弘文君） お許しを得まして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第52号「昭和60年6月に支給する期末手当の額の特例に関する条例制定について」、提案の理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

職員の給与につきましては、近年、人事院勧告を大幅に下回る給与改定にとどめているところでございます。最近の経済情勢並びに職員の勤務意欲、また、府下各都市の状況等諸事情を勘案し、昭和60年6月に支給する期末手当に限り特例的に増額しようとするものでございます。

その内容でございますが、本条例案第2条第1項は、和泉市職員の給与に関する条例第25条を適用するに当たり所定の読み替えを行い、一般職員に対する期末手当の支給額を同条例第25条第2項中「100分の140」とあるを「100分の145」とし、かつ一律1万5,000円を上積みしようとするものでございます。

また、本条例第2条第2項は、議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第5条第2項に「100分の190」とあるを「100分の195」とし、かつ一律1万5,000円を上積みしようとするものでございます。

なおまた、職員の給与は正については、昭和60年度中に実施いたしましたく考えております。よろしく御賛成いただきまして原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げ、簡単でございますが、提案の理由並びに内容の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

- 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 29番（田中包治君） いろいろ問題はありますが、労使で決定したんですから、とやかく言う筋合いではないと思います。ただしかし、これを実施することによって年末と同じように、補助金カットがあるということを承知してやってるんですか。
- 議長（柳瀬美樹君） 市長答弁。
- 市長（池田忠雄君） 補助金カットがあることを承知してやっているわけではありません。先ほどの提案説明の中で最後に付け加えさせていただきましたように、人件費の大局的な是正

という観点から、いろいろと労使間で煮詰めを行っているわけでございます。60年度中にいろんな意味で、そうしたことも合わせて行っていく。ただし、一時金については、先ほど御提案いたしましたようひとつお認めいただきたい。給与是正については、シビアな交渉をさせていただいております。そうしたことを前提に意のあるところをおくみ取りいただき、2度と補助金カットされないように万全の策を講じてまいりたい、このように存じております。

○議長（柳瀬美樹君）他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第52号は原案どおり可決されました。

---

○議長（柳瀬美樹君）日程第31「昭和60年度和泉市一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

#### 議案第53号

##### 昭和60年度和泉市一般会計補正予算（第1号）

昭和60年度和泉市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,112,30千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,114,230千円とする。

2. 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

昭和60年6月18日提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

## 1. 歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8. 使用料及び手数料		298,849	1,700	300,549
	1. 使用料	250,145	1,700	251,845
9. 国庫支出金		4,725,209	1,225	4,726,434
	2. 国庫補助金	2,629,466	1,225	2,630,691
10. 府支出金		1,942,158	612	1,942,770
	2. 府補助金	1,624,887	612	1,625,499
11. 財産収入		893,470	135,804	1,029,274
	2. 財産売払収入	725,419	135,804	861,223
15. 市債		1,838,420	21,400	1,859,820
	1. 市債	1,838,420	21,400	1,859,820
16. 繰越金			50,489	50,489
	1. 繰越金		50,489	50,489
歳 入 合 計		28,903,000	211,230	29,114,230

## 2. 歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 議会費		249,736	25,225	274,961
	1. 議会費	249,736	25,225	274,961
2. 総務費		3,528,413	153,511	3,681,924
	1. 総務管理費	2,463,301	149,823	2,613,124
	2. 徴税費	470,283	1,706	471,989
	3. 戸籍・住民基本台帳費	184,908	878	185,786
	4. 選挙費	29,592	120	29,712
	5. 統計調査費	49,858	54	49,912
	6. 監査委員費	23,175	99	23,274
	7. 同和対策費	307,296	831	308,127

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民 生 費		7,865,718	11,961	7,877,679
	1. 社会福祉費	3,088,887	1,617	3,090,004
	2. 児童福祉費	2,622,266	10,052	2,632,318
	3. 生活保護費	2,148,981	292	2,149,273
4. 衛 生 費		2,829,951	1,804	2,831,755
	1. 予防衛生費	1,437,414	846	1,438,260
	2. 環境衛生費	1,317,999	863	1,318,862
	3. 墓地管理費	57,431	95	57,526
5. 労 働 費		59,078	151	59,229
	1. 失業対策費	59,078	151	59,229
6. 農林水産業費		311,909	545	312,454
	1. 農業費	256,525	545	257,070
7. 商 工 費		252,694	540	253,234
	1. 商工費	252,694	540	253,234
8. 土 木 費		5,111,092	3,048	5,114,140
	1. 土木管理費	258,867	751	259,618
	2. 道路橋梁費	442,359	252	442,611
	3. 河川水路費	159,038	27	159,065
	4. 都市計画費	1,230,094	769	1,230,863
	5. 住宅費	3,020,734	1249	3,021,983
9. 消 防 費		727,476	2,940	730,416
	1. 消防費	727,476	2,940	730,416
10. 教 育 費		3,337,814	11,505	3,349,319
	1. 教育総務費	335,508	1,716	337,224
	2. 小学校費	1,243,163	2,744	1,245,907
	3. 中学校費	874,679	1,582	876,261
	4. 幼稚園費	355,724	1,346	357,070
	5. 社会教育費	446,303	3,942	450,245
	6. 保健体育費	82,437	175	82,612
歳 出 合 計		28,903,000	211,230	29,114,230

第2表 地方債補正

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
庁舎整備事業	千円 21,400	普通貸借 又は 証券発行	年9.0% 以 内	政府 銀行 その他	25年以内(内据置5年以内)ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

- 議長(柳瀬美樹君) 提案理由の説明を願います。
- 総務部長(麻生和義君) それでは、ただいま御上程いただきました追加議案第5・8号「昭和60年度和泉市一般会計補正予算(第1号)」について御説明を申し上げます。

今回、御提案申し上げました補正予算(第1号)は、去る3月、第1回定例会において「議會議員の報酬及び費用弁償等に関する条例」、「職員の給与に関する条例」、「教育委員会の教育長の給与等に関する条例」の一部改定による人件費と、「期末手当」改定による人件費並びにコミュニティセンターの管理運営費が主な内容でございます。

それでは、予算書に基づいて御説明申し上げます。

まず、第1条では、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,123万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ291億1,423万円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」とおりでございます。

次に第2条は、地方債の追加でございます。起債の目的、限度額、償還の方法等は、「第2表、地方債補正」とおりでございます。

続きまして、事項別明細書により歳出の方からその内容を御説明申し上げます。

まず、議会費につきましては、議員報酬の改定による追加と期末手当改定による追加、合わせて2,522万5,000円の追加計上でございます。

総務費につきましては、1億5,351万1,000円の追加計上でございます。内容といいたしましては、特別職の給与改定と職員夏期一時金、期末手当の改定により1,229万5,000円。財産区財産売払に係る地元公共事業交付金8,827万8,000円。コミュニティセンター管理運営費1,940万円。庁舎及び庁舎周辺整備等で3,354万3,000円の追加となっております。

続きまして、民生費 1,196万 1,000円。衛生費 180万 4,000円。労働費 15万 1,000円。農林水産業費 54万 5,000円。商工費 54万円。土木費 304万 8,000円。消防費 294万円は、おののおの一般職員夏期一時金、期末手当の改定によるものでございます。

最後に、教育費につきましては、1,150万 5,000円の追加計上でございます。その内容は、教育長給与改定、職員の夏期期末手当で 905万 4,000円、文化財補修等で 245万 1,000円となっております。

続きまして、これらの歳出予算に充当いたします歳入予算について御説明申し上げます。

まず、使用料及び手数料でございますが、コミュニティセンター使用料 170万円計上いたしております。

次に、国庫支出金 122万 5,000円、府支出金 61万 2,000円は、文化財補修に伴う特定財源でございます。

財産収入 1億 3,580万 4,000円は、財産区財産売払収入でございます。

市債でございますが、庁舎周辺整備事業債として 2,140万円追加計上いたしました次第です。

最後に、繰越金でございますが、昭和 59 年度実績収支決算額 5,000 余万円が見込まれる予定であり、今回計上いたしたものでございます。59 年度の財政運営について議員各位の御指導、御鞭撻をいただき、おかげをもって実質黒字決算の見込みでございます。本席をお借りいたしまして感謝申し上げます。今後、なお一層財政構造改善に向け努力いたす所存でありますので、引き続きよろしくお力添え賜りますようお願い申し上げます。

以上が、今回上程いただきました一般会計補正予算（第 1 号）の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 19番（原 重樹君） 簡単に 1 点だけ。

1・8 ページの保育所費のところで期末手当の追加なんですが、関連をいたしまして、5月に解放同盟の支部大会が行われておりますけれども、その参加者のためにということで、子供たちの保育をしているというふうに聞いております。そこで、市の保母さんが動員をされていると聞いておりますが、これはいわゆる業務命令でやったということになれば、もちろん、給与あるいは振り替え休日という措置をとっていかれると思いますが、事実関係はどうであったのか、お伺いをしておきたいと思います。

○ 議長（柳瀬美樹君） 答弁。

○ 福祉事務所長（中川鉄也君） お答え申し上げます。

5月 26 日の支部大会には、保育所の職員各原課から 1 名ずつ、合計 4 名でございますが、

午前中、時間外勤務として勤務させております。

- 19番(原 重樹君) これは非常に問題だと思うんです。ちょっと確かめておきたいんですが、ことしはそういうことですが、いままではどうであったのかという点と、結局、だれが業務命令を出したのかという点。

もう1つは、これは解放同盟から要請に来たんだろうと思いますが、どこに要請が来て、だれが命令を出したのかという点、事実関係で確かめておきたい。

- 福祉事務所長(中川鉄也君) いつからか、以前のことについては、ちょっと正式なものは記憶にないんですが、以前からこういうことで出ているのは事実でございます。要請が来たのは、乳幼児を守る会の方から保育所長の方に要請がございましたので、時間外勤務の命令権者はこの場合、保育所長でございますので、保育所長の方から参加される方に時間外命令を出しております。

- 19番(原 重樹君) 事実関係はわかりました。それでは結局、部落解放同盟とはいえ1運動団体ですね。そういうところに要請があったからということで、市の職員である保母さんは公務でやっているわけでしょう。そういうことに対する市長の見解を伺っておきたいと思います。

- 福祉事務所長(中川鉄也君) 今回は乳幼児を守る会ですが、福祉関係といたしましては、これ以外にいろんな団体、たとえば母子福祉会とか、老人クラブ連合会、障害者団体も4団体ほどございますが、それらの団体に対しても、いろいろ要請があれば市として必要に応じて今まで職員とか、あるいは日曜日なればマイクロバスの運転手等も含めて参加させておるわけです。そういう団体に対して、市として一定の補助あるいは助成をし、育成していく立場から必要性を認めてやってきております。

- 19番(原 重樹君) そう言われるんやったら、たとえば老人団体云々であれば、いろいろ条件としてあると思いますが、これは1運動団体でしょう。たとえば全解連が大会を開きます、という場合、要請したら来てくれます。婦人会がどないかすると言うて来たら、やってくれます。そういう方針なのか、確かめておきたい。いわゆる和泉市の多くの団体が何かする場合、市の方で何とか手伝ってください、補助してください、あるいは子供たちを見てください、と言うて来たら、そういうものに対してもこたえていく方針なのかどうか。

- 福祉事務所長(中川鉄也君) 先ほど例に挙げた団体は、それぞれ金額は別といたしまして、市で一応、事務局等も持ち、あるいは一定の補助金等も出している団体でございます。これらの団体については、補助金、公金を出すという立場から言えば、一定の育成をしていかざるを得ないということで、最小限の協力は必要に応じてやっております。そういう立場から今後も

対処していきたいと考えておるわけです。

- 19番（原 重樹君） 先ほどの社会教育の話じゃないが、結局、公金を出している団体にはそういうことをしていく。言うてみたら、福祉団体でもいろんな意味で困っている人が多いから、公金を含めて要求するところがあるでしょう。公金を出しているところへはそういうことをするが、他のところにはしない。これは全体の話としてはあかんと思う。これは解放同盟という団体だったこともあります、余りにも混同したやり方ではないか。重要課題としてやっていますが、同和問題を聖域化し、特権化してはあかんと思います。

今後、組合との間でも当然、調整云々の問題も含めて話としても出てくると思う。どこでも言うてきたりやつたらええ、ということでは対職員の話にはならない。確かに条例や規則からすれば、企業の水道や病院やつたら協定を結ばないとあかんが、他の職員はそうすることができるというふうにはなっていると思いますが、その辺は今後、十分に考えていくべき問題やと思います。市としてはっきりとそういう方針をどるんやつたら、他の団体にも広げていくべきやと思います。それには、市の職員も含めて体制をきっちりせないかん。その辺は意見としておいときます。

- 議長（柳瀬美樹君） 他に。大谷君。

- 13番（大谷昌幸君） 15ページの庁舎管理費のところで庁舎周辺整備工事費2,860万円計上されておりますが、この図面を書いていかれるところを念のため、お聞きをしておきたいと思います。担当される課ですね。

- 議長（柳瀬美樹君） 答弁。

- 総務課長（池辺 功君） 総務課でやらせていただきます。

- 13番（大谷昌幸君） 結構です。

- 議長（柳瀬美樹君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第53号は原案どおり可決されました。

- 
- 議長（柳瀬美樹君） 日程第32「昭和60年度和泉市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第54号

昭和60年度和泉市老人保健事業特別会計補正予算(第1号)

昭和60年度和泉市の老人保健事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19,806千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,457,741千円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

昭和60年6月18日提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 国庫支出金		886,173	2,067	888,240
	1. 国庫負担金	886,173	2,067	888,240
6. 繰越金			17,739	17,739
	1. 繰越金		17,739	17,739
歳入合計		4,437,935	19,806	4,457,741

2. 歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 諸支出金			19,806	19,806
	1. 債還金		19,806	19,806
歳出合計		4,437,935	19,806	4,457,741

- 議長(柳瀬美樹君) 提案理由の説明を願います。
- 総務部長(麻生和義君) ただいま御上程いただきました追加議案第54号「老人保健事業特別会計補正予算(第1号)」について、内容の御説明を申し上げます。

昭和59年度の老人医療費が当初の予想を下回ったことにより、すでに支払基金等から本会計に交付された交付金等が収入超過となり、今回、この相当額を支払基金等に償還いたすこととなり、補正の必要が生じたものでございます。

以下、その内容について御説明申し上げます。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,980万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ44億5,774万1,000円といたしますものでございます。

この歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表のとおり定めるものでございます。

続きまして、事項別明細書により歳出から御説明申し上げます。

まず、諸支出金の償還金といたしまして、1,980万6,000円を支払基金等に償還いたすもので、この償還金の内訳は、支払基金交付金としての交付済額が、本事業会計決算見込み額より1,624万4,000円の超過収入となっており、また、府負担金としての交付済額が、本事業会計決算見込み額より356万2,000円の超過収入で、合わせて1,980万6,000円を本年度においてそれぞれ償還いたすものでございます。

これにより歳出予算の総額は、44億5,774万1,000円と相なる次第でございます。

次に、歳入予算の御説明を申し上げます。

国庫支出金の国庫負担金につきましては、過年度分として206万7,000円を交付される見込みとなっております。これは昭和59年度末処分でございまして、本年度において過年度分として精算交付を受けるものでございます。

続いて、繰越金でございますが、これは昭和59年度の繰越金1,773万9,000円でございます。

これにより歳入予算総額は、44億5,774万1,000円と相なる次第でございます。

以上、簡単でございますが、老人保健事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お詫りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第54号は原案どおり可決されました。

○ 議長（柳瀬美樹君） 日程第33「昭和60年度和泉市水道事業会計補正予算（第1号）」

を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第55号

昭和60年度和泉市水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 昭和60年度和泉市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 昭和60年度和泉市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第1項第4号中「149,000千円」を「149,060千円」に改める。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 水道事業収益	1,879,568千円	2,349千円	1,881,917千円
第1項 営業収益	1,743,998千円	2,349千円	1,746,347千円
支 出			
第1款 水道事業費用	1,921,819千円	2,349千円	1,924,168千円
第1項 営業費用	1,627,814千円	2,349千円	1,630,163千円

第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「169,264千円」を「169,180千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 資本的収入	3,635,10千円	4,900千円	3,684,10千円
第2項 工事負担金	2,000,000千円	4,900千円	2,04,900千円
支 出			
第1款 資本的支出	5,32,774千円	4,816千円	5,37,590千円
第1項 建設改良費	3,84,274千円	4,816千円	3,89,090千円

第5条 予算第8条中職員給与費「548,511千円」を「551,100千円」に改める。

昭和60年6月18日提出

和泉市長 池田忠雄

- 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明を願います。
- 水道部理事（岩井益一君） ただいま御上程いただきました「昭和60年度和泉市水道事業会計補正予算（第1号）」について、内容の御説明を申し上げます。

今回、補正いたします主な理由は、一般会計に準じた夏期手当増額措置並びに住宅・都市整備公団光明台団地水道施設追加工事に伴う所要経費の一部をそれぞれ補正いたしますものでございます。

主な内容につきましては、まず、第2条におきましては、夏期手当増額措置に伴い、予算第2条に定めた業務予定量の関連部分の一部を補正するものであります。

第3条におきましては、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、手当増額措置により損益勘定支弁職員給与費を補正するものであり、水道事業費中営業費用について23.4万9,000円を追加し、補正後の水道事業費用を19億2,416万8,000円といたしますものであります。

なお、追加費用に見合う所要財源として同額の23.4万9,000円を追加し、補正後の水道事業収益を18億8,191万7,000円といたしますものでございます。

次の第4条は、予算第4条に定めた資本的支出の予定額を、主として住宅・都市整備公団光明台団地水道施設建設追加工事等を中心に補正するもので、資本的支出中建設改良費について48.1万6,000円を追加し、補正後の資本的支出を5億3,759万円といたしますものでございます。

この追加費用に見合う所要財源として、資本的収入のうち工事負担金について490万円を追加し、補正後の資本的収入を3億6,841万円といたしますものでございまして、その他所要の関連部分の措置を行つるものであります。

以上が、今回上程させていただきました水道事業会計補正予算の概要でございます。これらの詳細につきましては、36ページ以下に記載いたしておりますので、何とぞよろしく御審議の上、原案どおり御可決くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第5.5号は原案どおり可決されました。

○ 議長（柳瀬美樹君） 日程第34「昭和60年度和泉市病院事業会計補正予算（第1号）」

を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第56号

昭和60年度和泉市病院事業会計補正予算（第1号）

第1条 昭和60年度和泉市病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 昭和60年度和泉市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）	
			支 出	入 収
第1款 病院事業費用	4,178,900千円	9,158千円	4,183,058千円	
第1項 医業費用	8,909,400千円	9,158千円	8,918,558千円	

第3条 予算第8条中、職員給与費「2,130,877千円」を「2,140,035千円」に改める。

昭和60年6月18日提出

和泉市長 池田忠雄

○ 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明を願います。

○ 病院事務局長（藤原光夫君） お許しを得まして自席から、ただいま御上程いただきました議案第56号「昭和60年度和泉市病院事業会計補正予算（第1号）」につきまして、その内容を御説明申し上げます。追加議案書51ページでございます。

今回の補正は、先ほど御議決賜りました「昭和60年6月に支給する期末手当の額の特例に関する条例制定について」の制定により、病院事業費用中の給与費の補正が必要と相なったものでございます。

それでは、補正予算各条について御説明を申し上げます。

第2条は、予算第8条に定められた収益的支出の予定額を補正するものでございまして、病院事業費用41億7,390万円に915万8,000円を追加し、補正後の病院事業費用を41億8,305万8,000円と定めるものでございます。

次に、第3条でございますが、これは予算第8条中に定められた議会の議決を経なければ適用することができない職員給与費の総額を、21億3,087万7,000円から21億4,003

万5.000円に改めるものでございます。

なお、これらの説明資料を5.2ページ以下に添付してございますので、御参照賜りたくお願い申し上げます。

以上、簡単でございますが、議案第5.6号の提案理由及び内容の御説明でございます。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第5.6号は原案どおり可決されました。

---

○議長（柳瀬美樹君） 日程第3.5「国庫補助削減による地方負担転嫁反対・地方財政危機打開に関する要望決議」を議題といたします。

決議文を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

#### 決議第2号

国庫補助削減による地方負担転嫁反対・地方助政危機打開  
に関する要望決議

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

昭和60年6月19日

#### 提出者

和泉市議会議員 竹下義章

若浜記久男

田中昭一

田中包治

大谷昌幸

天堀博

並河道雄

国庫補助削減による地方負担転嫁反対・地方財政危機打開  
に関する要望決議

政府は、昭和55年度予算において生活保護費、保育所措置費などの国庫補助金等の補助率一律削減をはじめ公共事業費、教材費の削減で総額6,700億円もの地方自治体に対する負担転嫁を強行しました。これによって地方財政の危機は一層深刻化し、住民への負担と犠牲のおしつけ、住民サービスの切り立てなど市民生活に重大な影響を引き起こしています。

政府は、今回の措置は「昭和60年度における暫定措置」としており、地方六団体関係者から「恒久化反対」の意見が出されているのも当然のことです。

よって、本市議会は政府に対し、国庫補助削減を直ちに中止し、地方財政拡充、地方財政の危機打開をはかるため、次の諸点について早急に措置を講ぜられるよう強く要望するものです。

記

- (1) 地方自治体への国庫補助、負担率の引き下げを直ちに中止し、自治体への負担転嫁を行わないこと。
- (2) 地方財政計画の策定について、自治体の行政水準の引き下げを目的とした歳出削減、地方単独事業等、圧縮を行わないこと。
- (3) 地方公付税率の引き下げ、交付税削減など制度改悪をやめ、地方交付税率の引き上げをはじめ、国の財源保障を確立すること。
- (4) 公債費比率の特に高い自治体に対して、政府資金による借り替え措置をとること。
- (5) 国庫補助事業について、実態に即して超過負担を早急に解消するとともに、そのための特別交付金を支出すること。

以上、決議する。

昭和60年6月19日

大阪府和泉市議会

- 議長（柳瀬美樹君） 提出者の趣旨説明を願います。
- 16番（天堀 博君） ただいま局長朗読どおりであります。合わせてこの補助金削減といふものは、本来、国がやらなくてはならない仕事といいますか、負担金等も一括して削減してきております。きょうもいろいろ論議がありました。地方自治体としては、非常に大きな負担をかぶってきているのが現実でございます。そういう趣旨を御理解いただきまして、本決議案に御賛同いただきますよう、よろしくお願ひいたします。
- 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本決議案を原案どおり決議するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、決議第2号を原案どおり決議することに決しました。

---

○ 議長（柳瀬美樹君） 日程第36「部落解放基本法の制定に関する要望決議」を議題といたします。

決議文を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

#### 決議第3号

##### 部落解放基本法の制定に関する要望決議

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

昭和60年6月19日

提出者

和泉市議会議員 大谷昌幸

並河道雄

竹下義章

田中昭一

田中包治

西口秀光

##### 部落解放基本法の制定に関する要望決議

部落問題の早期解決は、憲法の精神を具体化する国および地方公共団体の責務であるとともに、国民的課題として国政上最重要的課題である。

1965年の「同和」対策審議会答申のとおり、今までの諸施策の実施により被差別部落の劣悪なる実態改善に成果を上げてきた。

しかし、従来の施策は環境改善を中心に物的事業が大部分を占め、被差別部落住民の生活に直結する施策が充分でなく、いまだ深刻な実態が依然として存在している。また、被差別部落なり住民に対する差別事件はいかわらず続発し、むしろ増加、悪質化の傾向にある。

この現実の中、あと1年余にせまつた特別措置法の期限内にこれまでの施策の完遂はもとより、差別実態の解消と差別意識の払拭という部落問題解決の条件が達成できる見通しは全くない。

政府におかれでは、部落問題の現実を直視し日本における人権侵害の最たるものとして位置づけ、国の責任を明確にするとともに、総合的、抜本的な施策を確立する新たな立法措置が必要である。

この際、残される物的事業はもちろんのこと労働や教育、健康、生活さらに差別意識の払拭をも含めた部落問題の真の解決を目指す部落解放基本法の制定を強く要望する。

以上、決議する。

昭和60年6月19日

大阪府和泉市議会

- 議長（柳瀬美樹君） 提出者の趣旨説明を願います。
- 22番（西口秀光君） ただいま局長朗読のとおりでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 16番（天堀 博君） 本来できましたら当要望決議案、それから、次に出てまいります意見第3号の意見書案、ともにいろいろ十分御検討いただくという、そういうことでの御配慮をいただきたいと考えてあるわけです。と言いますのは、当決議案あるいは後の意見書提出に至るまでの経過といたしまして、われわれも対案として出させていただきました。そういう点からいたしました場合、十分に御検討いただく時間もございませんでしたので、その点は、いろいろ御配慮いただきたいと思いますが、この時点になりますて時間も迫っておりますし、論議をしていただこうともなかなかむずかしい問題もあると思います。今後の議会運営上の問題もございますので、その点につきましては、議会運営委員会あるいは会派代表者会議等でわれわれも意見を述べさせていただきたいと思っておりますので、この場では、当決議案に対する反対の意見を表明させていただきたいと思います。

まず、本決議案そのものは、今日までの同和施策そのものが実態改善の成果をあげてきたといふことで一定の評価をしております。従来までの施策は物的事業というものが大部分ということで、住民生活に直結した施策に不十分さあるいは差別事件の増加、悪質化をむしろとの決議案は強調しているわけです。施策の完遂と差別実態の解消、差別意識の払拭が法の期限内にできないために、この基本法の制定が必要だと述べられております。

私たち、同和地区の環境改善整備事業あるいはその他の部落問題の解決そのものが、地域的な差はありますけれども、和泉市を含めまして十分あるいは完全に終了や進行しているとは考えておりません。あるいはまた、部落の劣悪な実態あるいは各方面にわたる差別も、完全に解消されているとは考えてないわけです。しかし、次の意見第3号に出てまいりますところでも述べておりますように、この16年間に2兆円を超す国費が注ぎ込まれております。さらに、それ以上の地方自治体の予算が投下されておるわけですが、地域の劣悪な住環境の実態というものも、そのことにより大きく改善されてきていることも事実であります。また、一般地域との格差につきましても縮小してきております。

1つは、このような前進面でのとらえ方も必要ではないかとも考えるわけでございます。そして、今までの到達点を明らかにして見直し等も含めて行いまして、法期限後につきましては限定的な措置をとっていく、そういうふうなことをやっていけばいいのではないかと考えております。そういうことに対して全力をあげるべきでありますし、国も全力を傾注すべきであると考えるわけであります。

また、部落差別の解消につきましては昨年の6月19日、地域改善対策協議会というのが総理府の総務長官に対して出しました「今後における啓発活動のあり方について」という意見具申がございます。ここでこういうふうに言われております。「この間、実態的差別解消への歩みは着実に進展し、また、人々の心に心理的差別解消への問題意識の芽生えが見られ、その共感の輪も次第に広がってきていると言える」と結びで端的に表現されております。さらに、「差別の解消は、われわれの手によって必ずや解決できるもの」として展望を明らかにもしていきます。また、この意見具申では、結果的に解同が考えております当基本法の制定の考え方というものが退けられているのも事実であります。

さらに、啓発活動についてでありますが、私どもは、啓発活動は非常に重要だと考えております。しかし、今までの問題点の1つとして、解同によるいろんな形での糾弾というものがございます。差別事象そのものは、差別を生んできた反動的な権力あるいはまた企業などが意図的な形で行ってくる就職差別、このようなものと、一般的勤労国民の間での誤った偏見に基づくもの、これは区別して考えなければならないと考えております。こういうふうな権力支配や企業などの意図的な差別と、一般市民の差別について同じように糾弾をする形のものは決して正しくないと思います。また、それがいろんな事件に対する恐怖あるいは部落に対する恐怖や対立をさらに生み出していくという結果を招いているという点でも、非常に問題があると考えているわけであります。このような点も今後、十分に反省しなければならないと思います。

それらを抜きにして、ここで言われる基本法の制定というものが、1つはそのねらいとして、

世論形成をこういうことで図っていき、これによりさらに解同の運動や行政のテコにしようと  
いうことがねらいとしてあります。また、その中に含まれる各種の法規制の条項がございます。  
これは憲法第21条の表現の自由あるいは第31条の「何人も、法律の定める手続によらなければ、  
その生命若しくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられない」とする刑罰規定、  
法規にも違反するわけであります。つまり、屈辱や名譽毀損などの客観的に明らかな差別行為  
が罰せられるとともに、差別の意図を持っていたかどうかということだけで、内心に及ぶところ  
までも刑罰が科せられようという条項になってくる。こういう点からいきますと、憲法第19  
条の思想及び良心の自由も犯されることになりかねないわけであります。

こういう点について十分御理解を承りたいと考えまして、われわれは、対案として次の意見  
第3号を出させていただいておりますし、さらには、この要望決議につきましては、種々の点  
を勘案いたしまして反対を表明するものであります。

- 議長（柳瀬美樹君） お諮りいたします。本件に対し反対の方がありますので、挙手により  
採決をいたします。本件を原案どおり決議するに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

ありがとうございます。挙手多数であります。よって、決議第3号を原案どおり決議すること  
に決しました。

- 
- 議長（柳瀬美樹君） 日程第37「地域改善対策特別措置法」残期間における同和対策事業  
と「法期限切れ後」の同和対策措置に関する意見書』を議題といたします。

意見書を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

### 意見第3号

「地域改善対策特別措置法」残期間における同和対策事業と  
「法期限切れ後」の同和対策措置に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

昭和60年6月19日

### 提 出 者

和泉市議会議員 天堀 博  
勝部 津喜枝  
西村 慎太郎  
原 重樹

「地域改善対策特別措置法」残期間における同和対策事業と  
「法期限切れ後」の同和対策措置に関する意見書

国家が法的措置のもとに、はじめて特別措置としての同和対策事業の実施の基礎を確立した  
同和対策審議会答申が出されてから今年は20周年をむかえる。

この答申では、同和対策の目標を「社会的、経済的、文化的に同和地区の向上をはかり一般  
地区との格差をなくすこと」とし、実施していく上での留意点として「地区住民の自覚をうな  
がし、自立意識を高めることが強く要請される」ともしている。

こうした性格のもとに実施されてきた同和対策も同和対策事業特別措置法が制定されてから  
16年間に国費で2兆円強と、これを上回る地方自治体の同和予算の投下によって、かっての  
劣悪な住環境の実態も大きく改善され、部落内外の格差も縮小してきている。

こうしたもとで未来永劫的な法形態としての「基本法」制定は、同和対策審議会答申が部落  
問題も「すべての社会現象がそうであるように、人間社会の歴史的発展の一定段階において發  
生し、成長し、消滅する歴史的現象にほかならない」と明記していることからも部落差別の解  
消を速い将来へ押しやるものである。

また、「差別の法規制」は憲法の条項にも抵触し、違憲性も明確である。

地域改善対策特別措置法もありますところ1年有余となつたいま、残期間における同和対策事  
業と法期限切れ後の同和対策措置に関しての次のことを強く要望する。

記

1. いまこそ全国的に地域改善対策協議会の意見具申「今後における啓発活動のありかたにつ  
いて」と地域改善対策特別措置法にもとづいた政府の諸通達にのっとり同和対策事業の諸施  
策の見直しをおこなうこと。
2. 地域改善対策特別措置法期限内に基本的完了がはかられるよう特段の配慮を行うこと。
3. 地方公共団体の負担を軽減する措置をとること。
4. 今日までの到達点を明らかにし、なお残された課題については、法期限切れ後は限定的、  
特例的措置でもってのぞみ、全力を傾注すること。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により、意見書を提出する。

昭和60年6月19日

大阪府和泉市議会

- 議長（柳瀬美樹君） 提出者の趣旨説明を願います。
- 19番（原 重樹君） 先ほど天堀議員からも基本法の制定に関することでの反対意見を述

べているところでありますので、詳しくは申し上げませんけれども、ただ、意見書の文章の中にもありましたように、16年間で2兆円を超える国費を注ぎ込んでおります。当市においても解放センター等々を含めまして、建設費だけでも59年度までに約500億円を注ぎ込んでおります。これに個人給付や人件費なども含めれば、その額はさらに膨大なものとなってまいります。基本法のような永久的に同和事業、同和行政を特権的聖域にするのではなく、法期限切れ後は文章の中にもありますように、限定的、特例的措置で対処していくべきであるというふうに考えております。また、差別そのものは、法規制ではなくならないものであるということを申し添えておきたいと思います。どうか趣旨を汲み取っていただき、御賛同くださるようにお願いいたします。

○ 議長（柳瀬美樹君） 本意見書について質疑、御意見ありませんか。

○ 22番（西口秀光君） ただいま提案されました意見書に関しまして、反対の立場で討論を申し上げます。

中ほどに「部落内外の格差も縮小してきている」という文章がございます。先ほども討論の中で出ましたが、全国的な視点で見た場合、まだまだたくさんの同和対策がやられていない、いわゆる未指定地区がございます。参考までに申し上げますと、10年前に発覚しました部落地名総鑑という悪質な差別図書がございます。その中には、約6,000の同和地区が記載されてゐるわけでございます。しかし残念ながら、総理府総務庁が出しておられます同和地区は2,000少々でございまして、現実は、まだまだたくさんの手つかずの課題が山積しております。

また、基本法の法規制について、ここでは「すべての社会現象がそうであるように、人間社会の歴史的発展の一定段階において発生し、成長し、消滅する歴史的現象にはかならない」と歴史的現象の問題で述べておられます。はっきり言いまして、同和問題につきましても、いっかくは消滅することを目標にわれわれも活動しておるわけでございます。基本法とは必ずしも矛盾することではありません。部落差別が解消した時点でこの基本法を改正するなり、廃止してもいいことになるわけでございます。

ただ、言えることは、同和対策事業いわゆる住宅とか、道路とかを建設することによって差別がなくなるかと言えば、そのことは単なる手段であります。そのこと自体が解決の根本問題につながらない。合わせて両方やるという、心理差別の面も含めて解決していくならば、部落解放基本法という理念的なもので法律を1本つくっていただき、それに合わせて社会啓発に関する法律なり、あるいは事業の法律なり、それこそ個別法の制定を総合的にしていただく必要があると現在、考えるわけでございます。

そういう意味では、基本法の法形態の問題について少し誤解があるのではないかと考えます。法規制の問題につきましては、「違憲性も明確である」と指摘されておりますが、憲法そのものにつきましては、差別してはならないということを大前提に成立しておるわけでございます。要は、何を差別であるかという認定の問題になってくるわけでございますが、その点を今後とも議論していくことと合わせて、差別を法的に規制することについては何ら矛盾しないと考えるわけでございます。

それから、項目別に載っております(2)につきまして少し申し上げます。

「地域改善対策特別措置法期限内に基本的完了がはかられるよう特段の配慮を行うこと」ということでございますが、私自身、ここに述べられております「特段の配慮」というのは何を意味するのか、はっきり言いまして理解できない、あいまいな表現ではないかと考えております。

(3)「地方公共団体の負担を軽減する措置をとること」。これについては問題ないと思いますが、(4)の「法期限切れ後は限定的、特例的措置でもってのぞみ、全力を傾注すること」ということでございます。はっきり言いまして、私の感じるところにおきましては、本市におきましても、同和対策事業が17年、18年とやられているにもかかわらずまだ完成されておらない。いわゆる法律があるにもかかわらず、そのようにスピードがおそいところに現在の法律の不備があるわけでございまして、その上に法期限切れ後は特例措置でもって臨んでいただくということ自体、別に問題はないと思いますが、私の考え方としては、ただそれだけでは非常に空虚になってしまふ。全力をあげていただくためにも、さらに法が切れた後も一定の基本的、総合的、抜本的な法律を整備していただく必要があると考えます。

以上述べました趣旨に基づきまして、この意見書には反対を表明いたします。

- 議長（柳瀬美樹君） お諮りいたします。本件について反対意見がありますので、挙手により採決を行います。本件を原案どおり可決するに賛成の方は挙手願います。

（挙手少数）

ありがとうございます。挙手少数であります。よって、意見第3号は否決されました。

- 
- 議長（柳瀬美樹君） 以上をもちまして、本定例会に付議されました諸議案はすべて議了いたしました。

それでは、閉会に当たりまして市長のごあいさつをお願いいたします。

（市長登壇、あいさつ）

- 市長（池田忠雄君） 一言、御礼のごあいさつを申し上げます。

去る18日、本年第2回の定例会をお願い申し上げ、多数の重要議案を御提案いたしましたところ、議員皆様方には、公私何かとお忙しい折にもかかわりませず連日にわたり慎重御審議を相賜り、御可決、御承認をいたしましたことを衷心より厚く深く御礼申し上げる次第でございます。ありがとうございました。

本議会を通じ議員皆様方より御指摘をいたしました諸事項、御意見、御要望に対しましては十分これを尊重し、市政運営に遺憾なきを期してまいる所存でございます。議員皆様方におかれましても、今後なお一層の御支援と御協力を寄せ賜りますようひとえにお願いを申し上げます。

終わりに臨みまして、暑さも今後、日増しに厳しさを増してまいります。議員皆様方におかれましても、十分に御自愛をくださいますよう心からお祈りを申し上げまして、はなはだ簡単ではございますが、閉会に当たりましての心を込めての御礼のごあいさつにかえさせていただきたいと存じます。どうも本当に2日間にわたる御審議、御可決、御承認、まことにありがとうございました。

(議長登壇、あいさつ)

○ 議長(柳瀬美樹君) 一言、御礼を申し上げたいと存じます。

本定例会におきましては、議員皆様方におかれましては、大変お忙しい中始終御熱心に、しかも慎重御審議を賜りまして、全議案を予定されました日程よりも早く終了でき得ましたことを、議長として心から厚く御礼申し上げます。

なお、理事者におかれましては、本定例会を通じて種々指摘、要望された諸事項を謙虚に受けとめられまして、銳意努力されることを特にお願い申し上げます。

最後に、気候不順の折柄、議員皆様方には健康に十分留意されまして、市政発展に一段の御尽力を賜りますようお願い申し上げまして、昭和60年第2回定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。(拍手)

(午後4時50分閉会)

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

和泉市議会議長

同 副議長

同 署名議員

同 署名議員

同 署名議員

